
資料編

- 1 いのちの支援関連施策(令和4(2022)年度実施予定事業)
- 2 こころの健康に関するアンケート調査結果の概要
- 3 こころの健康に関するアンケートの集計結果
- 4 いのちの支援なごやプランの(第2次)策定経過
- 5 「名古屋市自殺対策総合計画策定検討会」委員名簿
- 6 自殺対策基本法
- 7 自殺総合対策大綱
- 8 悩みごとに関する相談窓口一覧(令和5(2023)年度)

1 いのちの支援関連施策

＜いのちの支援なごやプラン掲載施策＞

(1) 自殺の予防

①市民への啓発と周知

事業名称	事業内容	担当局・課室
なごや人権啓発センターの運営	市民一人ひとりが人権尊重の理念を理解・体得するための多様な機会を提供するとともに、次代を担う子どもたちの発達段階に応じた人権学習の場を提供する施設として、なごや人権啓発センターの運営を行う。また、センター職員及び人権擁護委員による人権相談（電話・面談）を実施。（人権擁護委員については、原則毎月第1日曜日）	スポーツ市民局 人権施策推進室
働き方改革の推進	企業に対し、多様な柔軟な働き方や、ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーを開催するほか、専門家を派遣して、従業員が多様な柔軟な働き方を選択できる環境整備に関する助言を実施。 また、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる企業等をワーク・ライフ・バランス推進企業として認証する。	経済局 労働企画室
名古屋消費生活フェア	愛知県弁護士会及び愛知県司法書士会、法テラス愛知等の専門機関による出展など、事業者団体・消費者団体・大学・行政が一体となってイベントを開催。	スポーツ市民局 消費生活課
市民向け情報誌（こころばNAGOYA）の発行	精神保健福祉センター（こころば）が行う事業や精神保健福祉関係機関等の活動、施策に関するタイムリーな情報を掲載したり、精神医学的な知識や技術に関する情報などを掲載することで、精神保健福祉施策の推進を図る。	健康福祉局 健康増進課 （精神保健福祉センター）

地域密着企画事業	各保健センターが地域ネットワークと協同し、より地域に根差し、精神障害に特化した内容について、地域役員をはじめとしてきめ細やかな普及啓発を重層的に実施するとともに、既存のボランティア団体等へ精神障害への関心を促し、精神障害者との交流行事や地域づくり事業を実施し、誰もが地域で安心して暮らせるまちづくりを目指す。	健康福祉局 健康増進課
アディクション・セッション	嗜癮問題に関する自助グループや支援機関等の活動内容の普及啓発とともに社会的サポートの向上を図る。	健康福祉局 健康増進課 （精神保健福祉センター）
こころの絆創膏キャンペーン	自殺予防週間及び自殺対策強化月間にあわせて、うつ病の症状の説明や相談機関等を掲載した携帯用の絆創膏（こころの絆創膏）を配布する。	健康福祉局 健康増進課
民間活力を活用した企画提案による広報	ウェブサイト「こころの絆創膏」、こころの健康無料相談、ゲートキーパー等の本市の自殺対策事業に関する認知度向上を図るため、企画競争による効果的な広報を実施する。	健康福祉局 健康増進課
スマイル！こころの絆創膏デー	子ども・若者へこころの健康に関する啓発メッセージを伝えること、各種相談窓口の周知を目的としたイベントを開催する。あわせて、「悩んだ時に救われた一言」や「まわりへの感謝の気持ち」等をテーマとしたこころの絆創膏マンガコンテストを実施する。	健康福祉局 健康増進課
自殺予防講演会	広く市民を対象に、自殺と関係の深いうつ病等の予防についての知識を広めることを目的とした講演会を開催する。	健康福祉局 健康増進課
自殺予防教育用パンフレットの作成・配布	児童・生徒向けこころの健康に関する啓発パンフレット及び解説書を作成し、市立小・中・高・特別支援学校の児童・生徒、教員、関係機関等に配布する。また、児童・生徒が発するSOSの受け止め方について大人が理解を深めるための啓発パンフレットを保護者に配布する。	健康福祉局 健康増進課

こころの健康 フェスタなごや	地域住民のこころの健康づくりと精神疾患への正しい理解の促進を目的として開催する。	健康福祉局 健康増進課 (精神保健福祉センター)
ウェブサイト 「こころの絆創膏」 の運営	悩みに応じた相談機関の紹介、うつ病に関する知識や精神科医療に関する回答を掲載したウェブサイト「こころの絆創膏」を運営する。	健康福祉局 健康増進課
「こころの絆創膏 アプリ」の運営	相談窓口検索やメンタルヘルスのセルフケア機能等を搭載したスマートフォンデバイスに対応した「こころの絆創膏アプリ」を運営する。	健康福祉局 健康増進課
いのちの支援広報 キャラクターによる SNSを活用した 情報発信	いのちの支援広報キャラクター「うさじ」のfacebook及びinstagramにおいて関連情報を発信する。	健康福祉局 健康増進課
自殺未遂者向け リーフレットの 作成・配布	自殺未遂者の再企図を防ぐため、本人向け及び家族向けのリーフレットを作成し、医療機関、相談機関等に配布する。	健康福祉局 健康増進課
他機関との連携に よる相談窓口等の 周知	関係他課の発行する広報媒体への情報掲載や、民間企業・団体の協力を得て、相談窓口等の周知を実施する。	健康福祉局 健康増進課
心のサポーター 養成研修	メンタルヘルスや精神疾患への正しい知識を持ち、地域や職域でメンタルヘルスの問題がある人や家族に対してできる範囲で手助けをする心のサポーター（こころサポーター）を養成。	健康福祉局 健康増進課
自死遺族向け リーフレットの 作成・配布	自死遺族等のための各種相談窓口や民間団体の連絡先等を掲載したリーフレットを作成・配布し、遺族等が必要とする支援策にかかる情報を提供。	健康福祉局 健康増進課 (精神保健福祉センター)
名古屋児童を虐待 から守る条例の 推進	「名古屋児童を虐待から守る条例」によって児童虐待防止推進月間として定める5月、11月を中心に、児童虐待防止の講演会、オンラインリボンキャンペーンなどの広報・啓発等を実施。	子ども青少年局 子ども福祉課

ウェブサイト「こ ころの絆創膏」へ のリンク(交通局 ウェブサイト)	ウェブサイト「こころの絆創膏」のリンク先を記載し、閲覧者への情報提供の一助とする。	交通局 経営企画課
相談機関紹介カー ド「あったかハ ート」の配布	名古屋市立学校(園)の園児・児童・生徒に対して「ハートフレンドなごや」を始めとする様々な相談機関の連絡先を掲載した紹介カードを配布する。	教育委員会 指導室
自殺予防に関する 小冊子の活用	自殺予防に関する小冊子「大切な人を支える！ゲートキーパーハンドブック」の活用を図る。	教育委員会 指導室
自殺予防教育用 DVD活用	自殺予防教育において、健康福祉局作成のDVD「児童・生徒向けこころの健康に関する啓発映像 気づいてる？こころのSOS」の活用を図る。	教育委員会 指導室

② ライフステージに応じた支援

■ 児童・生徒

事業名称	事業内容	担当局・課室
海外児童生徒 教育相談	家族の海外勤務による出国・帰国に際しての編入学等に関する相談や、外国人児童・生徒の教育・生活に関わる相談。相談日時:水・金・日曜日 相談言語:日本語・英語等	担当局・課室 観光文化交流局 国際交流課 (名古屋国際セン ター)
スマイル! こころの絆創膏デ ー	子ども・若者へこころの健康に関する啓発メッセージを伝えること、各種相談窓口の周知を目的としたイベントを開催する。あわせて、「悩んだ時に救われた一言」や「まわりへの感謝の気持ち」等をテーマとしたこころの絆創膏マンガコンテストを実施する。	健康福祉局 健康増進課
自殺予防教育用 パンフレットの 作成・配布	児童・生徒向けこころの健康に関する啓発パンフレット及び解説書を作成し、市立小・中・高・特別支援学校の児童・生徒、教員、関係機関等に配布する。また、児童・生徒が発するSOSの受け止め方について大人が理解を深めるための啓発パンフレットを保護者に配布する。	健康福祉局 健康増進課

思春期の精神保健 相談	思春期の子どもやその家族等に思春期の心の問題に関する精神科医等による相談を実施。	健康福祉局 健康増進課 (精神保健福祉 センター)
家庭訪問型相談支 援事業	不登校、成績などさまざまな悩みを抱える子どもと保護者の孤立化を防ぎ、悩みや不安を軽減するため、家庭訪問による相談や、適切な関係機関等へつなぐ支援を行う。	子ども青少年局 子ども未来企画室
子どもの権利擁護 機関の運営	子どもの権利を守る文化及び社会の形成をめざし、子どもの最善の利益を確保するため、子どもの権利の侵害に対して、子どもや保護者などからの相談・申立てや、自己の発意に基づき子どもたちの権利の保障をはかる独立性が担保された第三者機関を運営する。	子ども青少年局 子ども未来企画室
キャリア支援の 推進	児童生徒の生涯を通じた発達を支援する「キャリア支援」を進めるため、小・中学校の9年間を見通した支援の実施、高等学校等における支援体制の充実、支援に係る基本方針の普及に向けた取り組みを行う。	教育委員会 子ども応援室 指導室
なごや子ども応援 委員会	市内の全中学校に常勤の総合援助職またはスクールカウンセラーを配置し、さらに、市内12ブロックの中学校11校及び高等学校1校を各ブロックの拠点となる事務局長とし、総合援助職やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の職員を配置してさまざまな悩みや心配を抱える子どもや親を総合的に援助する。	教育委員会 子ども応援室
キャリアサポート 事業	中学校42校及び高等学校14校、特別支援学校4校にキャリアコンサルタントを「キャリアアドバイザー」として配置し、キャリア教育に関する授業や自己実現を目指す生徒に対して個別相談等を実施する。	教育委員会 新しい学校づくり 推進室
校内の教室以外の 居場所づくり	教室に入れない生徒が安心して学校生活を送ることができるようにするため、校内の教室以外の居場所づくりを中学校30校で実施する。	教育委員会 新しい学校づくり 推進室

学習支援講師の 配置	きめ細やかな指導を通して、児童生徒の基礎・基本の定着、学習に関する興味・関心の喚起を図るため、非常勤講師を配置する。	教育委員会 指導室
相談機関紹介カー ド「あったかハー ト」の配布	名古屋市立学校(園)の園児・児童・生徒に対して「ハートフレンドなごや」を始めとする様々な相談機関の連絡先を掲載した紹介カードを配布する。	教育委員会 指導室
スクールカウンセ ラーによる相談	名古屋市立学校の児童・生徒(保護者)・教員の希望者に対して臨床心理士の資格を有するスクールカウンセラーによる教育相談を行う。	教育委員会 子ども応援室
ウェブ版学校生活 アンケート	名古屋市立学校(小・中学校)の児童生徒(小4～中3)に対して、学校生活アンケートを行い、児童生徒の心の状態を把握し、きめ細かな指導・支援に活用。	教育委員会 新しい学校づくり 推進室
ハートフレンド なごや	幼児から高校生年齢までの子ども本人、その保護者、学校関係者等から子どもたちの教育・養育上の問題に関するあらゆる内容について相談を実施。	教育委員会 教育センター
自殺予防教育 講演会	教職員に対して自殺予防教育講演会を実施。	教育委員会 指導室
自殺予防に関する 授業の実施	名古屋市立学校(小・中学校・特別支援・高等学校)の児童・生徒(小4～高3)が、児童・生徒向けこころの健康に関する啓発パンフレット(「気づいてる?こころのSOS」)を用いて、生活上の困難・ストレスに直面した時の対処法を学び、実際に活用できるようにする。	教育委員会 指導室
自殺予防に関する 小冊子の活用	自殺予防に関する小冊子「大切な人を支える!ゲートキーパーハンドブック」の活用を図る。	教育委員会 指導室

自殺予防教育用DVD活用	自殺予防教育において、健康福祉局作成のDVD「児童・生徒向けこころの健康に関する啓発映像気付けてる？こころのSOS」の活用を図る。	教育委員会 指導室
インターネット上におけるいじめ等防止対策	インターネット上の児童生徒に関する問題のある書き込み等を検索・監視し、削除依頼等の対応やSNS等を活用した報告・相談体制を導入することにより、多様な悩みや相談に対応。	教育委員会 指導室
精神科学校医の配置	子どものメンタルヘルス対応として、精神科学校医を配置し、全市の児童・生徒を対象とした相談を実施。	教育委員会 学校保健課
精神保健に関する研修会の実施	養護教諭に自殺の高リスク、自殺理解と対応等を含めた児童・生徒の心理的問題を内容とした講演会を実施。	教育委員会 学校保健課
「ストレスマネジメント」に関する授業の指導資料集の配信	こころの健康を保ち、友人関係や学習・進路等からのストレスに適切に対処できるようにするための中高生対象の授業指導資料集を配信。	教育委員会 学校保健課

■ 大学生等の学生

事業名称	事業内容	担当局・課室
労働法の基礎に関する出前講座	労働に関するトラブルへの対処法を学生のうちから身に着けられるよう、大学や短大などの教育機関が実施する働く上で必要なルール等を学んでもらうための研修等に社会保険労務士を派遣。	担当局・課室 経済局 労働企画室
スマイル！こころの絆創膏デー	子ども・若者へこころの健康に関する啓発メッセージを伝えること、各種相談窓口の周知を目的としたイベントを開催する。あわせて、「悩んだ時に救われた一言」や「まわりへの感謝の気持ち」等をテーマとしたこころの絆創膏マンガコンテストを実施する。	健康福祉局 健康増進課
こころの絆創膏セミナー	子ども・若者の自殺対策推進のため、地域内の大学・短期大学関係者を対象に、学生に関する自殺対策等についての情報共有および意見交換を行うセミナーを開催する。	健康福祉局 健康増進課

こころの健康無料相談	電話およびLINEによる相談を実施。また必要に応じ、平日夜間および土日に精神科医や臨床心理士、産業カウンセラー等によるメンタルヘルス相談を実施。	健康福祉局 健康増進課
------------	--	----------------

■ 様々な困難を抱える子ども・若者

事業名称	事業内容	担当局・課室
なごやジョブサポートセンター	幅広い求職者のニーズに合わせ、各自が自己理解に基づいた目標設定ができるよう支援を行い、求人紹介や応募書類の作成、面接トレーニングなど、個々に合わせたきめ細やかな就職相談から就職定着支援までを行う。	経済局 労働企画室
ひきこもり地域支援センターの運営	ひきこもり支援コーディネーターを3名配置し、ひきこもりの本人や家族等の面接相談を行うとともに、関係機関との連携強化を目的とした会議や研修の実施、パンフレットの発行や講演会などひきこもりに関する普及啓発を行い、ひきこもりの本人や家族への支援の充実に努める。	健康福祉局 健康増進課 (精神保健福祉センター)
名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンターの運営	生活困窮者自立支援法に基づき、生活に困窮している方が抱える複合的な課題に応じた、個別的で継続的な相談支援を行う窓口として「仕事・暮らし自立サポートセンター」を市内3カ所に設置し、相談者の状況に応じた就労支援や家計再建に向けた支援を一体的に実施する。また、対象者を早期に把握し適切な支援につなぐために、地域連携の推進やアウトリーチ支援の強化を図る。	健康福祉局 地域ケア推進課
なごやっ子SOS	保護者、児童本人及び電話による相談を希望する者に児童虐待に関することのみならず、子育てに関する悩みや不安に関する相談を、電話により24時間・365日の体制で受け付ける電話相談事業を実施する。	子ども青少年局 子ども福祉課
中学生の学習支援	ひとり親家庭、生活保護世帯及び生活困窮世帯の中学生を対象に、学習及び進学の意欲を増進し、学習習慣を身につけさせる支援を行う学習支援を実施。	健康福祉局 保護課 子ども青少年局 子ども未来企画室

■ 勤労者

事業名称	事業内容	担当局・課室
労働相談	専任の労働相談員による労働条件や労働福祉など労働問題に関する電話、メール、面接相談を実施。	経済局 労働企画室
メンタルヘルス対策に関する出前講座	中小企業等が行う研修へ社会保険労務士等を派遣する出前講座を実施。	経済局 労働企画室
働き方改革の推進	企業に対し、多様で柔軟な働き方や、ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーを開催するほか、専門家を派遣して、従業員が多様で柔軟な働き方を選択できる環境整備に関する助言を実施。 また、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる企業等をワーク・ライフ・バランス推進企業として認証する。	経済局 労働企画室
こころの絆創膏キャンペーン	自殺予防週間及び自殺対策強化月間にあわせて、うつ病の症状の説明や相談機関等を掲載した携帯用の絆創膏（こころの絆創膏）を配布する。	健康福祉局 健康増進課
こころの健康無料相談	電話およびLINEによる相談を実施。また必要に応じて、平日夜間および土日に精神科医や臨床心理士、産業カウンセラー等によるメンタルヘルス相談を実施。	健康福祉局 健康増進課
企業向けゲートキーパーの普及啓発	企業向けにゲートキーパー養成動画等の活用や、啓発物品の配布等を行い、組織内へのゲートキーパーの設置を推進する。	健康福祉局 健康増進課

高校生世代への学習・相談支援事業	中学生の学習支援事業に参加した高校生等の中退防止や将来の不安や悩みに対応するため、進学後の学習支援や職業・進路等の悩みに対する巡回相談を行うとともに、個別支援が必要な子どもを適切な支援につなぐ事業を実施。	健康福祉局 保護課 子ども青少年局 子ども未来企画室
なごや若者サポートステーション事業（厚生労働省事業）	概ね15歳から49歳までの仕事に就いておらず、学校に在籍していない若者とその保護者を対象に、各種相談への対応、愛知県全域の各種支援情報の提供、独自プログラムによるコミュニケーショントレーニングや社会活動参加プログラムなど若者の就労について総合的な支援を行う。本市は、社会体験機会の提供や臨床心理士による専門相談等を実施する、ジャンプアップ事業の委託を行うほか、設置場所の提供も行う。	子ども青少年局 青少年家庭課
名古屋子ども・若者総合相談センターの運営	名古屋市内に在住するニート、ひきこもりなど社会生活を営む上で困難を有する概ね39歳までの子ども・若者のあらゆる相談に応じ、適切な支援機関へつなぐとともに、センターを核とした市民の支援機関等のネットワークを活用しながら、相談から自立まで一貫した伴走型の支援を実施する。	子ども青少年局 青少年家庭課
若者自立支援ステップアップ事業	ひきこもりや若年無業者等、自立に悩みを有する概ね15歳から39歳までの若者とその保護者を対象に、市内2カ所に開設した「居場所」を拠点とした、電話相談やカウンセリング、各種支援プログラムやセミナー等の自立を目指した支援を行う。	子ども青少年局 青少年家庭課
名古屋子ども権利相談室「なごもっか」	子どもの権利侵害に関する相談、申立て等に基づき、権利の回復のための取り組みを進めるとともに、子どもの権利について普及啓発を実施。	子ども青少年局 子ども未来企画室

■ 様々な困難を抱える女性・妊産婦

事業名称	事業内容	担当局・課室
「イーブルなごや相談室」女性のための総合相談（男女平等参画推進センター）	女性の専門相談員が日常生活の中で直面する悩みや不安を受け止め、性別役割的な価値観等を捉え直しながら、主体的な問題解決を目指す。	スポーツ市民局 男女平等参画推進室
コロナ禍における女性のつながりサポート事業	長引くコロナ禍において就労や生活等への影響を受け、ひとりで困難・不安を抱えている女性に対し、安心して過ごせる場の提供等を行う。	スポーツ市民局 男女平等参画推進室
こころの健康無料相談	電話およびLINEによる相談を実施。また必要に応じ、平日夜間および土日祝日に精神科医や臨床心理士、産業力カウンセラー等によるメンタルヘルズ相談を実施。	健康福祉局 健康推進課
名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンターの運営	生活困窮者自立支援法に基づき、生活に困窮している方が抱える複合的な課題に応じた、個別的で継続的な相談支援を行う窓口として「仕事・暮らし自立サポートセンター」を市内3か所に設置し、相談者の状況に応じた就労支援や家計再建に向けた支援を一体的に実施する。また、対象者を早期に把握し適切な支援につなぐために、地域連携の推進やアウトリーチ支援の強化を図る。	健康福祉局 地域ケア推進課
社会福祉事務所における女性福祉相談	各社会福祉事務所に女性福祉相談員を配置し、様々な女性の相談に応じる。	子ども青少年局 子ども福祉課
配偶者暴力相談支援センター業務	配偶者からの暴力被害者の保護等のため、被害者等からの相談、自立支援等を行う。	子ども青少年局 子ども福祉課
新生児乳児等訪問指導	概ね生後4か月児までの乳児のいるすべての家庭に保健師または助産師による訪問指導時に、エンジンバウ産後うつ病自己調査票を活用し、産後うつ病の早期発見と予防を図るとともに、その際に産後うつ病の予防につながる知る知識の普及啓発のためのリーフレットを配付。	子ども青少年局 子育て支援課

3か月児健康診査	3か月児とその親等に健康診査において、母親との面接を通して、抑うつ感情や食欲・睡眠状況等の健康状態を把握し、産後のメンタルヘルズに関する支援を実施。	子ども青少年局 子育て支援課
なごや妊娠SOS	思いがけない妊娠等に悩む人及びその家族等が、孤立することなく、必要な支援を受けることができるよう、助産師が電話やメール、LINEによる相談を実施する。	子ども青少年局 子育て支援課
産後ケア事業	出産直後の産婦が、入院を要しない程度の心身の不調・育児不安等により育児困難感がある場合に、産婦及び乳児に対して、助産所等における宿泊または日帰りによる支援（母体ケア、乳児ケア）を実施する。	子ども青少年局 子育て支援課
不育症・不妊症相談支援事業	流産を繰り返すいわゆる習慣流産（不育症）や不妊症に関する正しい知識を普及啓発するとともに、専門相談窓口を設置し、不育症や不妊症に悩む女性の不安を軽減し、支援の強化を図る。	子ども青少年局 子育て支援課
子育て総合相談窓口（子育て世代包括支援センター）の取組み	妊娠届出後、妊娠後期、出産直後の不安を感じやすい時期に、子育て総合相談窓口（子育て世代包括支援センター）から電話、面接等の働きかけにより、一人ひとりの状況確認や、今後の支援施策・子育てのコツ等についての情報提供等を行う。	子ども青少年局 子育て支援課
産婦健康診査	産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図る観点から、産後2週間及び産後1か月の産婦に対し、健康診査にかかる費用を助成することにより、産後の初期段階における母子を支援し妊娠期からの切れ目のない支援の充実に図る。	子ども青少年局 子育て支援課
多胎児家庭支援モデル事業	多胎児家庭の保護者の身体的・精神的負担の軽減を図るため、多胎児家庭への訪問事業等を実施する。	子ども青少年局 子育て支援課
子育て支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業未実施家庭や乳幼児健診未受診者に家庭訪問を行い、子どもの発育・発達や育児環境を確認し必要な支援へとつなげる。	子ども青少年局 子育て支援課

■ 高齢者

事業名称	事業内容	担当局・課室
高齢消費者等見守り支援講座（出張講座）	消費者被害に遭いややしい高齢者等を地域で見守る福祉関係事業者などに対し金融トラブル、悪質商法など消費者問題に関する講座を開催。	スポーツ市民局 消費生活課
高齢者就業支援センターの運営	高齢者が人生の第二のステージにおいても社会の担い手として活躍できるように就業に関する相談や情報提供、技能講習等を実施し、就業を通じた社会参加を支援する。	健康福祉局 高齢福祉課
高齢者福祉相談員の活動	65歳以上のひとり暮らし高齢者、75歳以上の高齢者のみの世帯等を訪問し、生活や健康等困り事の相談に応じ、必要な支援を行う。	健康福祉局 高齢福祉課
老人クラブ友愛活動事業への助成	（訪問活動） 65歳以上のひとり暮らし高齢者、75歳以上の高齢者のみの世帯等に老人クラブの会員が訪問し、安否の確認を行うとともに、孤独感の解消のために話し相手となり、必要に応じて支援を行う。 （サロン活動） 近隣の概ね60歳以上の高齢者を対象に老人クラブの会員が、閉じこもりの防止のためにサロンを開催し、外出を促進する。	健康福祉局 高齢福祉課
高齢者福祉電話の貸与	環境的に孤独な生活をしているひとり暮らし高齢者に福祉電話を貸与し、ポランティアが安否の確認を行うとともに、相談に応じる。	健康福祉局 高齢福祉課
家族介護者教室の実施	在宅で高齢者の介護を行う家族に介護の知識や技術の向上を図るための講座を開催するとともに、介護者同士の交流を通じて心身の疲労の軽減を図る。	健康福祉局 高齢福祉課
排せつケア相談支援事業	高齢者の排せつケアに関して、在宅介護者等への電話及び対面による相談対応や、いきいき支援センター職員等への研修を実施する。	健康福祉局 高齢福祉課

福祉会館の運営	60歳以上の高齢者に健康相談や生活相談に応じるほか、健康づくりや教養の向上等のための講座を開催し、高齢者の生きがいを高めるとともに、交流の場を提供する。	健康福祉局 高齢福祉課
続城学園の運営	60歳以上の高齢者の教養の向上を図り、生きがいを高め、社会的活動への参加を促進するため、学園を運営する。	健康福祉局 高齢福祉課
敬老バスの交付	65歳以上の高齢者に市バス・地下鉄・メーグル（なごや観光ルートバス）・ゆとりーとライン・あおなみ線ならびに名鉄（上飯田連絡線を含む）・JR東海・近鉄の鉄道の市内運行区間および名鉄バス・三重交通の路線バスの原則市内運行区間を無料で乗車できる乗車券を交付することにより、高齢者の社会参加を支援し、もって福祉の増進を図る。	健康福祉局 高齢福祉課
高齢者の孤立防止事業	65歳以上の在宅のひとり暮らし高齢者及び75歳以上の高齢者のみで構成される世帯のうち、一定の要件に該当する者を対象とし、地域支援ネットワーク運営協議会の設置や地域支援ネットワークの構築により孤立の防止を図る。	健康福祉局 地域ケア推進課
認知症の方を介護する家族への支援事業	認知症の方を介護する家族にいきいき支援センター（地域包括支援センター）において認知症に関する知識・介護方法の指導、精神的な支援等を実施。	健康福祉局 地域ケア推進課
高齢者虐待相談センターの運営（高齢者虐待相談支援事業）	相談事業（法律相談や介護者・養護者のこころの相談など）、保健福祉医療従事者に対する技能向上のための研修、高齢者虐待に関する知識等の普及のための啓発事業、高齢者虐待防止に関する調査研究及び情報収集を実施。	健康福祉局 地域ケア推進課
区高齢者虐待防止ネットワーク支援会議（高齢者虐待相談支援事業）	処遇困難ケースについて、介護サービス事業者、行政関係者等で構成する会議において、弁護士等のスーパーバイザーの助言のもと介入・支援策の検討を行う。	健康福祉局 地域ケア推進課
高齢者虐待休日・夜間電話相談窓口の開設（高齢者虐待相談支援事業）	土日・祝日・時間外の電話相談を実施することにより24時間・365日の相談体制を確保。	健康福祉局 地域ケア推進課

海外児童生徒 教育相談	家族の海外勤務による出国・帰国に際しての編入学等に関する相談や、外国人児童・生徒の教育・生活に関わる相談。 相談日時：水・金・日曜日 相談言語：日本語・英語等	観光文化交流局 国際交流課（名古屋国際センター）
外国人行政相談	市政、行政に関する問題について、専門の相談員が相談や情報提供に応じる。 相談日時：言語により異なる 相談言語：日本語・英語・ポルトガル語・スペイン語・中国語・ハンガール語・フィリピン語・ベトナム語・ネパール語	観光文化交流局 国際交流課（名古屋国際センター）
外国人無料法律 相談	結婚・離婚、在留資格や労働問題等、日本で生活する上で生じる法律上の問題について、専門家（弁護士）が無料で相談に応じる。 相談日時：土曜日（予約制） 相談言語：英語・ポルトガル語・スペイン語・中国語	観光文化交流局 国際交流課（名古屋国際センター）
外国人こころの 相談	外国人が日本の生活で抱く不安や悩みなどを解消するため、母国で資格、経験のあるカウンセラーが通訳を介さずに相談に応じる。 ○相談日時：言語により異なる（予約制）。 ○相談言語：英語・ポルトガル語・スペイン語・中国語	観光文化交流局 国際交流課（名古屋国際センター）
ピアサポートサロン	外国人が孤独や孤立感を感じながら精神的に不安定になることを未然に防ぐため、仲間づくり、居場所、悩みを共有する場としてサロンを開催する。 ○対応言語：英語・ポルトガル語・スペイン語・中国語等	観光文化交流局 国際交流課（名古屋国際センター）
高齢者就業支援 センターの運営	高齢者が人生の第二のステージにおいても社会の担い手として活躍できるように就業に関する相談や情報提供、技能講習等を実施し、就業を通じた社会参加を支援する。	健康福祉局 高齢福祉課
家族介護者教室の 実施	在宅で高齢者の介護を行う家族に介護の知識や技術の向上を図るための講座を開催するとともに、介護者同士の交流を通じて心身の疲労の軽減を図る。	健康福祉局 高齢福祉課
排せつケア相談支 援事業	高齢者の排せつケアに関して、在宅介護者等への電話及び対面による相談対応や、いきいき支援センター職員等への研修を実施する。	健康福祉局 高齢福祉課

福祉会館の運営	60歳以上の高齢者に健康相談や生活相談に応じるほか、健康づくりや教養の向上等のための講座を開催し、高齢者の生きがいを高めるとともに、交流の場を提供する。	健康福祉局 高齢福祉課
鯉城学園の運営	60歳以上の高齢者の教養の向上を図り、生きがいを高め、社会的活動への参加を促進するため、学園を運営する。	健康福祉局 高齢福祉課
敬老バスの交付	65歳以上の高齢者に市バス・地下鉄・メーグル（なごや観光ルートバス）・ゆとりーとライン・あおなみ線ならびに名鉄（上飯田連絡線を含む）・JR東海・近鉄の鉄道の市内運行区間および名鉄バス・三重交通の路線バスの原則市内運行区間を無料で乗車できる乗車券を交付することにより、高齢者の社会参加を支援し、もって福祉の増進を図る。	健康福祉局 高齢福祉課
高齢者の孤立防止 事業	65歳以上の在宅のひとり暮らし高齢者及び75歳以上の高齢者のみで構成される世帯のうち、一定の要件に該当する者を対象とし、地域支援ネットワーク運営協議会の設置や地域支援ネットワークの構築により孤立の防止を図る。	健康福祉局 地域ケア推進課
高齢者虐待相談セ ンターの運営（高 齢者虐待相談支援 事業）	相談事業（法律相談や介護者・養護者のこころの相談など）、保健福祉医療従事者に対する技能向上のための研修、高齢者虐待に関する知識等の普及のための啓発事業、高齢者虐待防止に関する調査研究及び情報収集を実施。	健康福祉局 地域ケア推進課
高齢者虐待休日・ 夜間電話相談窓口 の開設（高齢者虐 待相談支援事業）	土日・祝日・時間外の電話相談を実施することにより24時間・365日の相談体制を確保。	健康福祉局 地域ケア推進課

障害者差別相談センター	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき、障害者差別に関する相談を受け、関係機関と連携しながら、相談内容にかかわる関係者間の調整などを行い差別の解消を図るとともに、事業者・市民に対する啓発を行う。	健康福祉局 障害企画課
精神保健福祉相談	保健センターにて毎週精神科嘱託医によるこころの健康相談を実施するほか、精神保健福祉相談員等によるこころの健康に関する相談・訪問指導を実施。	健康福祉局 健康増進課
こころの健康電話相談	こころの健康に関する電話相談を実施。	健康福祉局 健康増進課
精神科救急情報センター	精神障害者及びその家族からの電話により緊急的な精神医療等の相談に対応するとともに、精神科救急医療機関の案内等の受診援助を行う。	健康福祉局 健康増進課
精神障害者家族ピアサポート総合事業	精神障害者の家族による家族ならではのピア相談及び家族同士の繋がりを深める交流事業を実施。	健康福祉局 健康増進課
新型コロナウイルスこころのケア相談	新型コロナウイルス感染拡大に伴う影響によるメンタルヘルスの不調に、電話相談で対応。	健康福祉局 健康増進課
福祉特別乗車券の交付	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方に、市営交通機関、ゆとりーとライン及びあひなみ線等を無料乗車できる福祉特別乗車券を交付。	健康福祉局 障害企画課
依存症相談	アルコール・薬物・ギャンブルなどの依存で悩んでいる方やその家族を対象にした相談を実施。	健康福祉局 健康増進課 (精神保健福祉センター)
依存症家族のつどい	依存症相談を利用した家族を対象として、本人への接し方を学んだり家族同士の交流を目的としてつどいを実施。	健康福祉局 健康増進課 (精神保健福祉センター)

高齢者の見守り支援事業	高齢者の孤立死防止の取り組みを促進するため、見守り支援が必要な65歳以上のひとり暮らしの方又は75歳以上の高齢者のみの世帯を対象に市内29か所のいきいき支援センター（地域包括支援センター）に、専任の見守り支援員を各1人配置する。孤立しがちな高齢者に対して個別のケースワークを行い、福祉・介護サービスなどの提供や、民生委員、地域住民、民間事業者などの連携による見守りのネットワークの調整など、1人1人の状況にあわせた支援を実施する。また、対象者の安否確認や孤独解消のため、ボランティアに協力いただき、定期的に電話をかける見守り電話事業（いきいきコール）を実施する。	健康福祉局 地域ケア推進課
いきいき支援センター（地域包括支援センター）	高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を送れるよう、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員などの専門職員が、健康・福祉・介護などに関する総合相談等を行う。	健康福祉局 地域ケア推進課
障害者虐待相談センターの運営（障害者虐待相談支援事業）	相談事業（法律相談や介護者・養護者のこころの相談など）、保健福祉従事者に対する技能向上のための研修、障害者虐待に関する知識等の普及のための啓発事業、障害者虐待防止に関する調査研究及び情報収集を行う。	健康福祉局 障害企画課
区障害者虐待防止ネットワーク支援会議（障害者虐待相談支援事業）	如遇困難ケースについて、障害福祉サービス事業者、行政関係者等で構成する会議において、弁護士等のスーパーバイザーの助言のもと介入・支援策の検討を行う。	健康福祉局 障害企画課
障害者虐待休日・夜間電話相談窓口の開設（障害者虐待相談支援事業）	土日・祝日・時間外の電話相談を実施することにより24時間・365日の相談体制を確保。	健康福祉局 障害企画課
障害者短期入所ベッド確保等事業（障害者虐待相談支援事業）	家族等からの虐待により、緊急に障害者を保護する必要がある場合に加え、あらかじめ短期入所ベッド1床を確保するほか空床活用の対応を行うもの。	健康福祉局 障害企画課

依存症回復支援プログラムの実施	健康福祉局 健康増進課 (精神保健福祉センター)	ギャンブル等の問題に悩みを抱えている方を対象とし、回復支援プログラムを実施。	健康福祉局 健康増進課
うつ病等家族教室	健康福祉局 健康増進課	うつ病患者の家族等がうつ病等に関する正しい知識やうつ病患者への接し方を学び、家族同士で交流する教室を開催する。	健康福祉局 健康増進課
こころの健康無料相談	健康福祉局 健康増進課	電話およびLINEによる相談を実施。また必要に応じ、平日夜間および土日精神科医や臨床心理士、産業力ウンセラー等によるメンタルヘルス相談を実施。	健康福祉局 健康増進課
暮らしとこころの悩み相談会	健康福祉局 健康増進課	暮らしの法律問題やこころの健康に関する悩みを同時に相談できる無料相談会を実施する。	健康福祉局 健康増進課
いのちの電話相談 事業補助	健康福祉局 健康増進課	社会福祉法人愛知のちの電話協会における相談体制を支援するため、協会が実施する相談事業（電話相談・インターネット相談）に要する経費に対して助成を実施する。	健康福祉局 健康増進課
思春期の精神保健相談	健康福祉局 健康増進課 (精神保健福祉センター)	思春期の子どもやその家族等に思春期の心の問題に関する精神科医等による相談を実施。	健康福祉局 健康増進課
自死遺族相談	健康福祉局 健康増進課 (精神保健福祉センター)	自死遺族を対象にしたこころの相談（面接）を実施。	健康福祉局 健康増進課
名古屋市障害者基幹相談支援センター	健康福祉局 障害者支援課	障害者（児）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため、障害者基幹相談支援センターを各区に設置し、障害者（児）及びその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与し、権利擁護のために必要な援助を行う。	健康福祉局 障害者支援課
精神保健に関する保健センター保健師における相談・家庭訪問	健康福祉局 健康増進課	地域における保健活動の一環として、保健センター保健師が関係機関や関係職員と連携を図り相談・家庭訪問を実施する。	健康福祉局 健康増進課

名古屋がん相談・情報サロン「ピアネット」の運営	名古屋がん相談・情報サロン「ピアネット」の運営	がん患者及びその家族等にピアサポーター等による相談、患者交流会、地域のがん医療情報の提供。	健康福祉局 健康増進課
難病訪問相談支援事業・難病患者医療生活相談事業・難病保健活動研修	健康福祉局 健康増進課	難病患者及びその家族等に保健センター保健師等による面接や家庭訪問・患者交流会（集い）を実施し、患者や家族が抱える療養上の悩みや相談に対応。	健康福祉局 健康増進課
なごや妊娠SOS	子ども青少年局 子育て支援課	思いがけない妊娠等に悩む人及びその家族等が、孤立することなく、必要な支援を受けることができるよう、助産師が電話やメール、LINEによる相談を実施する。	子ども青少年局 子育て支援課
不妊症・不妊症相談支援事業	子ども青少年局 子育て支援課	流産を繰り返すいわゆる習慣流産（不妊症）や不妊症に関する正しい知識を普及啓発するとともに、専門相談窓口を設置し、不妊症や不妊症に悩む女性の不安を軽減し、支援の強化を図る。	子ども青少年局 子育て支援課
なごやっ子SOS	子ども青少年局 子ども福祉課	保護者、児童本人及び電話による相談を希望する者に児童虐待に関することのみならず、子育てに関する悩みや不安に関する相談を、電話により24時間・365日の体制で受け付ける電話相談事業を実施する。	子ども青少年局 子ども福祉課
児童相談所の体制強化	子ども青少年局 子ども福祉課	被虐待児や虐待をした親への十分なケアを実施するなど、本市の子どもの安全で健全な発達環境を保障していくために、児童福祉司の増員など児童相談所の体制を強化。	子ども青少年局 子ども福祉課
乳児院による児童虐待防止のための訪問支援	子ども青少年局 子ども福祉課	乳児院に専任の育児指導担当職員を配置し、家庭訪問による養育に関する相談や、乳児院の機能を活かした支援等を通じて、養育に関する負担感や不安感を軽減するとともに、児童虐待の再発防止及び未然防止につなげる。	子ども青少年局 子ども福祉課
社会福祉事務所に おける児童虐待等 への機能強化	子ども青少年局 子ども福祉課	社会福祉事務所における子ども家庭相談の体制を強化し、児童虐待などへの対応を拡充。	子ども青少年局 子ども福祉課

児童養護施設等に 入所している児童 及び退所した児童 への自立支援	児童の自立を支援するため、児童養護施設などの入 所児童への学習支援、児童養護施設などを退所する 児童や退所した児童への就労等の自立支援を実施。	子ども青少年局 子ども福祉課
社会福祉事務所にお ける女性福祉相談	各社会福祉事務所に女性福祉相談員を配置し、様々 な女性の相談に応じる。	子ども青少年局 子ども福祉課
配偶者暴力相談 支援センター業務	配偶者からの暴力被害者の保護等のため、被害者等 からの相談、自立支援等を行う。	子ども青少年局 子ども福祉課
なごや若者サポー トステーション事 業（厚生労働省事 業）	概ね15歳から49歳までの仕事に就いておらず、学 校に在籍していない若者とその保護者を対象に、各 種相談への対応、愛知県全域の各種支援情報の提供、 独自プログラムによるコミュニケーショントレーニ ングや社会活動参加プログラムなど若者の就労につ いて総合的な支援を行う。本市は、社会体験機会の 提供や臨床心理士による専門相談等を実施する、シ ャンプアップ事業の委託を行うほか、設置場所の提 供も行う。	子ども青少年局 青少年家庭課
名古屋市子ども・ 若者総合相談セン ターの運営	名古屋市内に在住するニート、ひきこもりなど社会 生活を営む上で困難を有する概ね39歳までの子ど も・若者のあらゆる相談に応じ、適切な支援機関へ つなぐとともに、センターを核とした官民の支援機 関等のネットワークを活用しながら、相談から自立 まで一貫した伴走型の支援を実施する。	子ども青少年局 青少年家庭課
若者自立支援ステ ップアップ事業	ひきこもりや若年無業者等、自立に悩みを有する概 ね15歳から39歳までの若者とその保護者を対象 に、市内2カ所に開設した「居場所」を拠点とした、 電話相談やカウンセリング、各種支援プログラムや セミナー等の自立を目指した支援を行う。	子ども青少年局 青少年家庭課
青少年の居場所つ くり	青少年が気軽に安心して過ごせる居場所を確保する ことで、人や社会と関わりながら、自分らしく自主 的に活動できるように支援する。	子ども青少年局 青少年家庭課

高校生世代への学 習・相談支援事業	中学生の学習支援事業に参加した高校生等の中退防 止や将来の不安や悩みに対応するため、進学後の学 習支援や職業・進路等の悩みに対する巡回相談を行 うとともに、個別支援が必要な子どもを適切な支援 につなぐ事業を実施	健康福祉局 保護課 子ども青少年局 子ども未来企画室
社会福祉事務所に おけるひとり親家 庭に対する相談	各区役所・支所に母子・父子自立支援員を配置し、 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の生活一 般や児童の養育に関すること、職業能力の向上及び 求職活動の支援に関すること、経済的支援に関する ことなど総合的な相談・指導を行っている。 また、より身近なところでひとり親家庭の様々な相 談に応じ、必要な指導や支援を行うなどの相談体制 を強化するため、母子・父子自立支援員と連携して、 家庭訪問等を行うひとり親家庭応援専門員を配置し ている。	子ども青少年局 子ども未来企画室
中学生の学習支援	ひとり親家庭、生活保護世帯及び生活困窮世帯の中 学生を対象に、学習及び進学の意欲を増進し、学習 習慣を身につけさせる支援を行う学習支援を実施。	健康福祉局 保護課 子ども青少年局 子ども未来企画室
なごや子ども応援 委員会	市内の全中学校に常勤の総合援助職またはスクール カウンセラーを配置し、さらに、市内12ブロック の中学校11校及び高等学校1校を各ブロックの拠 点となる事務局校とし、総合援助職やスクールカウ ンセラー、スクールソーシャルワーカー等の職員を 配置してさまざまな悩みや心配を抱える子どもや親 を総合的に援助する。	教育委員会 子ども応援室
スクールカウンセ ラーによる相談	名古屋市立学校の児童・生徒（保護者）・教員の希 望者に対して臨床心理士の資格を有するスクールカ ウンセラーによる教育相談を行う。	教育委員会 子ども応援室
精神科学校医の 配置	子どものメンタルヘルス対応として、精神科学校医 を配置し、全市の児童・生徒を対象とした相談を実施。	教育委員会 学校保健課
講座の開催（生涯 学習センター）	市民が生き生きと前向きに生活できるように生きが いづくりを推進するために、学び始めたり、学びを 継続したり、学びの成果を社会へ還元したりするこ とのできる様々な講座やイベントを開催する。	教育委員会 生涯学習課

イベント（心の健康、いきがいくりの開催（生涯学習センター）	市民が元気に生き生きと前向きに生活できるようにするために、心と健康や命の大切さ、いきがいくりなど幅広い内容を随時開催する。	教育委員会 生涯学習課
(2) 自殺の防止		
①自殺対策を支える人材の育成		
事業名称	事業内容	担当局・課室
ゲートキーパー研修	一般市民向けの研修のほか、専門的な様々な分野の方を対象とした研修会・講演会を開催する。	健康福祉局 健康増進課
ゲートキーパー研修 講師派遣事業	幅広い層にゲートキーパー研修を受講してもらえよう、民間事業者などが開催する研修へ講師の派遣を実施する。	健康福祉局 健康増進課
ゲートキーパー研修 動画	幅広い層にゲートキーパー研修を受講してもらえよう、研修動画をウェブサイトに「こころの絆創膏」等において配信する。	健康福祉局 健康増進課
企業向けゲートキーパーの普及啓発	企業向けにゲートキーパー養成動画等の活用や、啓発物品の配布等を行い、組織内へのゲートキーパーの設置を推進する。	健康福祉局 健康増進課
学校関係者等への研修講師派遣	主に子ども・若者の自殺対策に関する知識等の向上を図ることを目的として開催される研修会等への講師派遣を実施する。	健康福祉局 健康増進課
傾聴講座	生涯学習センターにおいて、一般市民を対象に、傾聴等に関する講座を開催し、身近な人への見守りや、自殺対策等への関心を高める機会を提供する。	健康福祉局 健康増進課
市職員・関係職員の人材育成事業	市職員および関係職員への研修を実施するほか、イントラネット上で自殺対策に関する研修資料を掲載するなど、市職員等の自殺に関する理解を深める。	健康福祉局 健康増進課

かかりつけ医等心の健康対応力向上研修	かかりつけの医師等に対し、うつ病等精神疾患に関する適切な診療の知識・技術および精神科医等の専門医との連携方法を習得するための研修を実施する。	健康福祉局 健康増進課
自死遺族支援セミナー	自死遺族に寄り添うために自死遺族の心情や生きづらさ、留意した方が良いこと等について学セミナーを実施する。	健康福祉局 健康増進課
いのちの電話相談員メンタルケアサポート事業	ボランティアで相談に従事するいのちの電話協会電話相談員の心理的負担の軽減を図り、安定した相談を行えるよう、臨床心理士による相談員のメンタルケアを実施。	健康福祉局 健康増進課 (精神保健福祉センター)
精神保健福祉関係職員研修	保健センター等に勤務する精神保健福祉相談員や保健師等を対象とし、業務上必要な基本的知識の理解及び援助技術の習得を図るための研修を実施。	健康福祉局 健康増進課 (精神保健福祉センター)
思春期精神保健関係者研修	思春期に起こりがちな心の健康に関する諸問題を主な内容とし、保健センター職員や高等学校教員等を対象に、専門職として資質の向上を図るために研修を実施。	健康福祉局 健康増進課 (精神保健福祉センター)
依存症基礎講座	薬物・アルコールをはじめとした依存症問題にかかわる保健センター等関係機関職員を対象とし、依存症問題の相談技術の向上とともに、ネットワークづくりをめざし研修を実施。	健康福祉局 健康増進課 (精神保健福祉センター)
災害時精神医療活動研修	関係機関職員を対象とし、大規模自然災害等の発災時等に精神医療機関の支援、被災者の心のケアができるよう研修を実施。	健康福祉局 健康増進課 (精神保健福祉センター)
精神保健福祉に関する技術援助	保健センター、区役所及び関係機関職員に対し専門的立場から技術指導及び技術援助を行う。個別事例への助言や講師派遣などを実施。	健康福祉局 健康増進課 (精神保健福祉センター)

認知行動療法普及研修	市域の医療従事者等を対象として、認知行動療法の普及とうつ病患者等への治療の質の向上を図るための研修を実施。	健康福祉局 健康増進課 (精神保健福祉センター)
新任職員研修	各区生活保護法施行事務関係新任職員(主に地区担当員)に精神疾患についての一般的な知識や精神障害者と接する際の注意点などを習得し、要保護者への援助のスキルを高めるとともに、職員自身のストレスマネジメントについて学ぶ。	健康福祉局 保護課
地区担当員に対する研修	健康部と連携して、各区生活保護地区担当員(ケースワーカー)に対して、自殺対策の研修を行う。	健康福祉局 保護課
精神保健に関する研修会の実施	養護教諭に自殺の高リスク、自殺理解と対応等を含めた児童・生徒の心理的問題を内容とした講演会を実施。	教育委員会 学校保健課

② リスク要因を抱えた方への支援

■ 精神疾患患者

事業名称	事業内容	担当局・課室
精神保健福祉相談	保健センターにて毎週精神科嘱託医によるこころの健康相談を実施するほか、精神保健福祉相談員、保健師等によるこころの健康に関する相談・訪問指導を実施。	健康福祉局 健康増進課
こころの健康電話相談	こころの健康に関する電話相談を実施。	健康福祉局 健康増進課
精神保健福祉法に基づき措置入院	精神障害者であり、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれのある者に通報等に基づき、精神保健指定医2名(緊急措置の場合は1名)の診察により、入院の判定を行う。	健康福祉局 健康増進課

精神科救急情報センター	精神障害者及びその家族に電話により緊急的な精神医療等の相談に対応するとともに、精神科救急医療機関の案内等の受診援助を行う。	健康福祉局 健康増進課
精神障害者家族ピアサポート総合事業	精神障害者の家族による家族ならではのピア相談及び家族同士の繋がりを深める交流事業を実施。	健康福祉局 健康増進課
精神障害者ピアサポート活用事業	精神科病院に入院している精神障害者のうち、長期入院者(1年以上)及び入院の長期化が見込まれる者が地域生活へ移行するための支援及び地域生活を継続するための支援を実施。	健康福祉局 健康増進課
市長同意事務	医療保護入院に際し、名古屋市長が同意者となる場合の事務を行う。	健康福祉局 健康増進課
市営住宅の優先入居	障害者の生活の安定を図るために、住宅に困窮している障害者世帯向けに市営住宅等の優先入居を行う。	健康福祉局 障害企画課
自立支援医療(精神通院医療)	精神科通院による治療に要する医療費の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図る。	健康福祉局 障害企画課
依存症関連問題支援事業	アルコール・薬物・ギャンブル等依存症を抱える当事者が健康的な生活を営むことができるよう、依存症問題の改善に取り組み民間団体の活動に要する経費の助成。	健康福祉局 健康増進課
依存症専門医療機関・依存症治療拠点機関の選定	依存症患者が地域で適切な医療を受けられるようにするため、アルコール健康障害・薬物依存症・ギャンブル等依存症に関する治療を行っている依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の選定。	健康福祉局 健康増進課
精神保健福祉関係職員研修	保健センター等に勤務する精神保健福祉相談員や保健師等を対象とし、業務上必要な基本的知識の理解及び援助技術の習得を図るための研修を実施。	健康福祉局 健康増進課 (精神保健福祉センター)
思春期精神保健関係者研修	思春期に起こりがちな心の健康に関する諸問題を主な内容とし、保健センター職員や高等学校教員等を対象に、専門職として資質の向上を図るために研修を実施。	健康福祉局 健康増進課 (精神保健福祉センター)

依存症基礎講座	薬物・アルコールをはじめとした依存症問題にかかわる保健センター等関係機関職員を対象とし、依存症問題の相談技術の向上とともに、ネットワークづくりをめざし研修を実施。	健康福祉局 健康増進課 (精神保健福祉センター)
精神保健福祉に関する技術援助	保健センター、区役所及び関係機関職員に対し専門的立場から技術指導及び技術援助を行う。個別事例への助言や講師派遣などを実施。	健康福祉局 健康増進課 (精神保健福祉センター)
薬物問題関係機関連絡会議	愛知県精神保健福祉センターとの共催により、薬物問題にかかわる関係機関が相互の理解を深めるとともに連携上の課題について検討し、ネットワークづくりをめざすために会議を開催。	健康福祉局 健康増進課 (精神保健福祉センター)
アルコール問題関係者連絡協議会	依存症に関わる医療機関の連絡会議を開催し、依存症問題への取組について相互理解を深め連携上の課題等を検討し協議を行う。	健康福祉局 健康増進課 (精神保健福祉センター)
アデイクション・セッション	自助グループや支援機関等の活動内容の普及啓発とともに社会的サポートの向上を図る。	健康福祉局 健康増進課 (精神保健福祉センター)
依存症相談	アルコール・薬物・ギャンブルなどの依存で悩んでいる方やその家族を対象にした相談を実施。	健康福祉局 健康増進課 (精神保健福祉センター)
依存症家族のつどい	依存症相談を利用した家族を対象として、本人への接し方を学んだり家族同士の交流を目的としてつどいを実施。	健康福祉局 健康増進課 (精神保健福祉センター)
依存症回復支援プログラムの実施	ギャンブル等の問題に悩みを抱えている方を対象とし、回復支援プログラムを実施。	健康福祉局 健康増進課 (精神保健福祉センター)

認知行動療法普及研修	市域の医療従事者等を対象として、認知行動療法の普及とうつ病患者等への治療の質の向上を図るための研修を実施。	健康福祉局 健康増進課 (精神保健福祉センター)
うつ病等家族教室	うつ病患者の家族等がうつ病等に関する正しい知識やうつ病患者への接し方を学び、家族同士で交流する教室を開催する。	健康福祉局 健康増進課
こころの健康無料相談	電話およびLINEによる相談を実施。また必要に応じ、平日夜間および土日に精神科医や臨床心理士、産業カウンセラー等によるメンタルヘルズ相談を実施。	健康福祉局 健康増進課
思春期の精神保健相談	思春期の子どもやその家族等に思春期の心の問題に関する精神科医等による相談を実施。	健康福祉局 健康増進課 (精神保健福祉センター)
かかりつけ医等心の健康対応力向上研修	かかりつけの医師等に対し、うつ病等精神疾患に関する適切な診療の知識・技術および精神科医等の専門医との連携方法を習得するための研修を実施する。	健康福祉局 健康増進課
精神障害者地域活動支援事業	精神障害者の社会復帰及び自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、精神保健福祉士等専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化、精神障害に対する理解促進を図る等の事業を実施。	健康福祉局 障害者支援課

■ 自殺未遂者

事業名称	事業内容	担当局・課室
地域連携マニュアル「ガイドブック常備」 「こころの絆創膏」の作成・配布	保健医療福祉等関係機関が連携するためのマニュアルを作成・配布する。	健康福祉局 健康増進課

自殺ハイリスク者等支援研修会	相談窓口の担当者等の支援者を対象として自殺ハイリスク者等への対応等に関する研修会を実施する。	健康福祉局 健康増進課
自殺未遂者向けリーフレットの作成・配布	自殺未遂者の再企図を防ぐため、本人向け及び家族向けのリーフレットを作成し、医療機関、相談機関等に配布する。	健康福祉局 健康増進課

■ 慢性疾患等の重篤患者

事業名称	事業内容	担当局・課室
かかりつけ医等心の健康対応力向上研修	かかりつけの医師等に対し、うつ病等精神疾患に関する適切な診療の知識・技術および精神科医等の専門医との連携方法を習得するための研修を実施する。	健康福祉局 健康増進課
名古屋市がん相談・情報サロン「ピアネット」の運営	がん患者及びその家族等にピアサポーター等による相談、患者交流会、地域のがん医療情報の提供。	健康福祉局 健康増進課
難病訪問相談支援事業・難病患者医療生活相談事業・難病保健活動研修	難病患者及びその家族等に保健センター保健師等による面接や家庭訪問・患者交流会（集い）を実施し、患者や家族が抱える療養上の悩みや相談に対応。	健康福祉局 健康増進課

■ 生活困窮者

事業名称	事業内容	担当局・課室
名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンターの運営	生活困窮者自立支援法に基づき、生活に困窮している方が抱える複合的な課題に応じた、個別的で継続的な相談支援を行う窓口として「仕事・暮らし自立サポートセンター」を市内3か所に設置し、相談者の状況に応じた就労支援や家計再建に向けた支援を一体的に実施する。また、対象者を早期に把握し適切な支援につなぐために、地域連携の推進やアウトリーチ支援の強化を図る。	健康福祉局 地域ケア推進課

中学生の学習支援	ひとり親家庭、生活保護世帯及び生活困窮世帯の中学生を対象に、学習及び進学の意欲を増進し、学習習慣を身につけさせる支援を行う学習支援を実施。	健康福祉局 保護課 子ども青少年局 子ども未来企画室
高校生世代への学習・相談支援事業	中学生の学習支援事業に参加した高校生等の中退防止や将来の不安や悩みに対応するため、進学後の学習支援や職業・進路等の悩みに対する巡回相談を行うとともに、個別支援が必要な子どもを適切な支援につなぐ事業を実施。	健康福祉局 保護課 子ども青少年局 子ども未来企画室

■ 多重債務者

事業名称	事業内容	担当局・課室
消費生活相談「サラ金・多重債務法律相談」	自殺の一つの要因でもある多重債務問題に関して、消費生活センターにおいて、愛知県弁護士会及び愛知県司法書士会の協力を得て、相談窓口を開設。	スポーツ市民局 消費生活課
名古屋消費生活フェア	愛知県弁護士会及び愛知県司法書士会、法テラス愛知等の専門機関による出展など、事業者団体・消費者団体・大学・行政が一体となってイベントを開催。	スポーツ市民局 消費生活課
高齢消費者等見守り支援講座（出張講座）	消費者被害に遭いやすい高齢者等を地域で見守る福祉関係事業者などに対し金融トラブル、悪質商法など消費者問題に関する講座を開催。	スポーツ市民局 消費生活課

■ DV被害者

事業名称	事業内容	担当局・課室
「イーブルなごや相談室」女性のため総合相談（男女平等参画推進センター）	女性の専門相談員が女性が日常生活の中で直面する悩みや不安を受け止め、性別役割的な価値観等を捉え直しながら、主体的な問題解決を目指す。	スポーツ市民局 男女平等参画推進室

社会福祉事務所における女性福祉相談	各社会福祉事務所に女性福祉相談員を配置し、様々な女性の相談に応じる。	子ども青少年局 子ども福祉課
配偶者暴力相談支援センター業務	配偶者からの暴力被害者の保護等のため、被害者等からの相談、自立支援等を行うもの。	子ども青少年局 子ども福祉課

■ 児童虐待被害者

事業名称	事業内容	担当局・課室
なごや妊娠SOS	思いがけない妊娠等に悩む人及びその家族等が、孤立することなく、必要な支援を受けることができるよう、助産師が電話やメール、LINE による相談を実施する。	子ども青少年局 子ども福祉課
産後ケア事業	出産直後の産婦が、入院を要しない程度の心身の不調・育児不安等により育児困難感がある場合に、産婦及び乳児に対して、助産所等における宿泊または日帰りによる支援（母体ケア、乳児ケア）を実施する。	子ども青少年局 子育て支援課
産婦健康診査	産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図る観点から、産後2週間及び産後1か月の産婦に対し、健康診査にかかる費用を助成することにより、産後の初期段階における母子を支援し妊娠期からの切れ目のない支援の充実に図る。	子ども青少年局 子育て支援課
名古屋児童を虐待から守る条例の推進	「名古屋児童を虐待から守る条例」によって児童虐待防止推進月間として定める5月、11月を中心に、児童虐待防止の講演会、オンラインリボンキャンペーンなどの広報・啓発等を実施。	子ども青少年局 子ども福祉課
なごやつ子SOS	保護者、児童本人及び電話による相談を希望する者に児童虐待に関することのみならず、子育てに関する悩みや不安に関する相談を、電話により24時間・365日の体制で受け付ける電話相談事業を実施。	子ども青少年局 子ども福祉課

児童相談所の体制強化	被虐待児や虐待をした親への十分なケアを実施するなど、本市の子どもの安全で健全な発達環境を保障していくために、児童福祉司の増員など児童相談所の体制を強化。	子ども青少年局 子ども福祉課
乳児院による児童虐待防止のための訪問支援	乳児院に専任の育児指導担当職員を配置し、家庭訪問による養育に関する相談や、乳児院の機能を活かした支援等を通じて、養育に関する負担感や不安感を軽減するとともに、児童虐待の再発防止及び未然防止につなげる。	子ども青少年局 子ども福祉課
社会福祉事務所における児童虐待等への機能強化	社会福祉事務所における子ども家庭相談の体制を強化し、児童虐待などへの対応を拡充。	子ども青少年局 子ども福祉課
児童虐待防止における関係機関の連携	児童虐待等の問題解決のため、全市各区レベルの連絡調整、情報交換を実施するとともに、電算システムを活用して社会福祉事務所、児童相談所、保健センター等の情報共有を迅速・的確に実施。	子ども青少年局 子ども福祉課
児童養護施設等に入所している児童及び退所した児童への自立支援	児童の自立を支援するため、児童養護施設などの入所児童への学習支援、児童養護施設などを退所する児童や退所した児童への就労等の自立支援を実施。	子ども青少年局 子ども福祉課

■ 犯罪被害者等

事業名称	事業内容	担当局・課室
名古屋市犯罪被害者等支援	犯罪被害者等基本法と名古屋市犯罪被害者等支援条例に基づき、関係機関との適切な役割分担を踏まえ、総合支援窓口の設置、経済的・精神的支援、広報啓発・人材育成を柱とした、犯罪被害者等に対する支援を実施。	名古屋市民局 人権施策推進課

■ 災害被災者

事業名称	事業内容	担当局・課室
災害時ところのケア対策	大規模な震災等に備え、①他県の被災地への派遣の際、②名古屋で罹災した際、それぞれの場合に適切に対応できるよう体制整備を図る。	健康福祉局 健康増進課 (精神保健福祉センター)
災害時精神医療活動研修	関係機関職員を対象とし、大規模自然災害等の発災時等に精神医療機関の支援、被災者の心のケアができるよう研修を実施。	健康福祉局 健康増進課 (精神保健福祉センター)

■ 複合的なリスク要因

事業名称	内 容	担当局・課室
自殺対策連絡協議会	自殺対策の取組みに関して関係機関および民間団体等との意見交換および意見聴取を行い、本市における自殺対策を総合的に推進するため、名古屋市自殺対策連絡協議会を開催する。	健康福祉局 健康増進課
自殺対策関係相談機関等ネットワーク会議	自殺対策に関する相談機関の連携強化を図るための会議を開催する。	健康福祉局 健康増進課
自殺対策推進本部	自殺対策に関する諸施策の調整及び推進、情報の収集及び連絡、その他自殺対策の総合的な推進のため、副市長を本部長、関係局長を本部長とする「名古屋市自殺対策推進本部」を設置する。	健康福祉局 健康増進課
自殺対策庁内連絡会	庁内関係部署が相互に連携するための課長級職員による「名古屋市自殺対策庁内連絡会」を設置する。	健康福祉局 健康増進課
地域自殺対策推進センターの設置	地域の自殺の実態把握、情報収集・分析・提供、人材育成、関係機関等の連絡調整等を行うことを目的とした地域自殺対策推進センターを設置する。	健康福祉局 健康増進課

自殺対策の専任職員の配置	いこの支援を担当する専任職員を配置する。	健康福祉局 健康増進課
地域連携マニュアル「ガイドブック常備菜ところの絆創膏」の作成・配布	保健医療福祉等関係機関が連携するためのマニュアルを作成・配布する。	健康福祉局 健康増進課
ウェブサイト「ところの絆創膏」の運営	悩みに応じた相談機関の紹介、うつ病に関する知識や精神科医療に関する問答を掲載したウェブサイトを「ところの絆創膏」を運営する。	健康福祉局 健康増進課
重層的支援体制整備事業	包括的相談支援チームにより、属性や世代を問わない相談の受け止め、アウトリーチによる課題の早期発見、継続的な伴走支援、地域住民や相談支援機関との協働のコーディネートなどを実施。	健康福祉局 地域ケア推進課
名古屋市セクシュアル・マイノリティ電話相談	セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の当事者や周りの方々を対象とした相談を行う。	スポーツ市民局 男女平等参画推進室

※ その他自殺防止に関する対策

事業名称	事業内容	担当局・課室
各種統計分析	名古屋市衛生研究所において、本市における自殺に関連する統計の分析を実施する。	健康福祉局 健康増進課
毒物劇物取締事業	毒物劇物について保健衛生上必要な取り締まりをすすめるため、毒物劇物販売業者等に対し、毒物劇物の交付制限、譲渡手続、盗難・紛失防止措置等について監視指導を実施する。	健康福祉局 環境業務課
地下鉄の可動式ホーム柵の整備	鶴舞線への可動式ホーム柵の設置に向けた電気設備の改修等	交通局 駅務課

(3) 自死遺族に対する支援

事業名称	事業内容	担当局・課室
自死遺族相談	自死遺族を対象にしたところの相談（面接）を実施。	健康福祉局 健康増進課 （精神保健福祉セ ンター）
自死遺族 カウンセリング	自死遺族相談を利用した方のうち、継続的なこころのケアが必要な方に、市内大学の心理学研究室等に委託し、無料カウンセリングを実施。	健康福祉局 健康増進課 （精神保健福祉セ ンター）
自死遺族向けリー フレットの作成・ 配布	自死遺族等のための各種相談窓口や民間団体の連絡先等を掲載したリーフレットを作成・配布し、遺族等が必要とする支援策にかかる情報を提供。	健康福祉局 健康増進課 （精神保健福祉セ ンター）
自死遺族 支援セミナー	自死遺族に寄り添うために自死遺族の心情や生きづらさ、留意した方が良いこと等について学ぶセミナーを実施する。	健康福祉局 障害企画課

2 こころの健康に関するアンケート調査結果の概要

令和3年度「こころの健康に関するアンケート」調査結果の概要について

目的	悩みの相談や自殺に関する意識などの実態を把握し、自殺対策総合計画の策定や今後の事業実施の参考とする。
対象者	名古屋市内に在住する満16歳以上の方10,000人（無作為抽出による） ⇒ 有効回答数4,644人（有効回答率46.4%）
調査期間	令和4年1月25日～令和4年2月15日
調査方法	自記式質問紙調査（郵送による配付・回収）
主な内容	<p>1 悩みの相談</p> <p>(1) 悩みやストレスを感じたときに、助けを求めたり、誰かに相談したりすることは恥ずかしいことだと思う人の割合は22.8%</p> <p>(2) 不満や悩みやつらい気持ちを受け止め、耳を傾けてくれる人がいると思う人の割合は78.1%</p> <p>(3) 深刻な悩みを抱えたときに、相談すると思う人の割合は82.4%</p> <p>(4) 深刻な悩みを抱えたときの相談先は、家族（82.9%）、友人（47.7%）の順に回答が多い</p> <p>(5) 身近な人から「死にたい」と打ち明けられた時の対応</p> <p>① ひたすら耳を傾けて聞く..... 58.5%</p> <p>② 「死にたいくらい辛いんだね」と共感を示す..... 43.6%</p> <p>③ 「医師など専門家に相談した方が良い」と提案する..... 33.5%</p> <p>④ 「死んではいけない」と説得する..... 25.4%</p> <p>⑤ 「がんばって生きよう」と励ます..... 20.5%</p> <p>⑥ 「つまらないことを考えるな」と叱る..... 7.9%</p> <p>(6) 「名古屋市こころの健康（夜間・土日）無料相談」を知っていた、聞いたことがある人は、14.1%</p> <p>2 生きがい、居場所、精神的健康状態</p> <p>(1) 生きがいを感じている人の割合は76.7%</p> <p>(2) 自分の居場所がないと感じている人の割合は25.6%</p> <p>(3) 精神的健康状態が低くうつ病のスクリーニングが推奨される人の割合は33.2%</p>

3 ゲートキーパー

- (1) 悩んでいる人のサインに気づき、声をかけ、話を聴き必要な支援につなげ見守る「ゲートキーパー」という言葉を知っていたか聞いたことがある人の割合は **11.3%**
- (2) 身近な人が悩みを抱えているように見えたとき、声をかけ、話を聴こうと思うし行動できる人の割合は **45.3%**、思うが行動できない人の割合は **26.9%**

4 自殺念慮

- (1) これまでの人生の中で、本気で死にたいと考えたことがある人は **31.4%**
- (2) 過去に死にたいと考えたときの乗り越え方
 - ①一人で耐えた **32.2%**
 - ②家族や友人、職場の同僚など身近な人に悩みを聞いてもらった **26.6%**
 - ③趣味や仕事など他のことで気を紛らわせるように努めた. **26.3%**
 - ④できるだけ休養をとるようにした **20.5%**
 - ⑤医師やカウンセラーなどこころの健康に関する専門家に相談した **13.5%**
 - ⑥弁護士や司法書士、公的機関の相談員等悩みの元となる分野の専門家に相談した **2.3%**
 - ⑦特に何もしなかった **10.0%**
- (3) 最近1年以内に死にたいと考えたことがある人の割合は **26.4%**
- (4) 最近1年以内に死にたいと考える危険因子
 - ① 生きがいを全く感じない
 - ② 「自分の居場所がない」といつも感じる
 - ③ 相談することははずかしいことだと思う

5 自死遺族

- (1) 周りに自殺で亡くなった人がいる人の割合は、**29.6%**
- (2) 自死遺族相談やご遺族同士の分かち合いの会が行われていることを知っている人の割合は、**6.4%**
- (3) 自死遺族支援としてあればよいと思うものとしては、残された子どもへの支援 (**61.4%**)、経済的な支援 (51.0%)、専門家による電話相談・面接相談・カウンセリング (46.6%) の順に回答が多い

6 自殺対策

- (1) 自殺予防週間を知っていた、聞いたことがある人は、**28.0%**、自殺対策強化月間を知っていた、聞いたことがある人は **16.8%**
- (2) ウェブサイト「こころの絆創膏」を知っていた、聞いたことがある人は、**15.5%**
- (3) 「いのちの支援広報キャラクター」を知っていた人は、**3.9%**。

3 こころの健康に関する市民アンケートの集計結果

悩みやストレス、生きがい、居場所等に関することについて

問1 あなたは、現在、どの程度生きがい（喜びや楽しみ）を感じていますか。（○は**1つだけ**）

- | | |
|---------------------------|---------------------------|
| 1. 十分感じている (1,591人、34.3%) | 2. 多少感じている (1,971人、42.4%) |
| 3. あまり感じていない (652人、14.0%) | 4. まったく感じていない (148人、3.2%) |
| 5. わからない (115人、2.5%) | ☆ 無回答 (167人、3.6%) |

問2 以下の（1）から（5）までの各項目について、最近2週間のあなたの状態にもっとも近いものはどれですか。（○は**1つだけ**）

例：最近2週間のうち、その半分以上の期間を、明るく、楽しい気分で過ごした場合には、（1）の質問の右側の3に○をつけて下さい。

	最近2週間、私は…	いつも	ほとんどいつも	半分以上の期間を	半分以下の期間を	ほんのたまに	まったくない
（1）	明るく、楽しい気分で過ごした	5	4	3	2	1	0
（2）	落ち着いた、リラックスした気分ですごした。	5	4	3	2	1	0
（3）	意欲的で、活動的に過ごした。	5	4	3	2	1	0
（4）	ぐっすりと休め、気持ちよくめざめた。	5	4	3	2	1	0
（5）	日常生活の中に、興味のあることがたくさんあった。	5	4	3	2	1	0

上記（1）～（5）の合計点で精神的健康状態を判定する。

（1）～（5）のいずれかに無回答があった者は、判定を「無回答」とした。

12点以下（うつ傾向）(1,543人、33.2%)

13点以上 (2,713人、58.4%)

☆ 無回答 (388人、8.4%)

問3 あなたは、普段の生活の中で「自分の居場所がない」と感じることがありますか。（○は**1つだけ**）

- | | |
|---------------------------|----------------------------|
| 1. いつも感じる (171人、3.7%) | 2. たまに感じる (1,018人、21.9%) |
| 3. あまり感じない (1,589人、34.2%) | 4. まったく感じない (1,772人、38.2%) |
| | ☆ 無回答 (94人、2.0%) |

問4 日常生活での悩みやストレスについてお答えください。

（1）あなたは、この1ヶ月間に日常生活で不満、悩み、苦勞、ストレスなどがありましたか。

（○は**1つだけ**）

- | | |
|---------------------------|-------------------------|
| 1. 大いにあった (1,002人、21.6%) | 2. 多少あった (2,209人、47.6%) |
| 3. あまりなかった (1,041人、22.4%) | 4. まったくなかった (293人、6.3%) |
| | ☆ 無回答 (99人、2.1%) |

（2）あなたの不満、悩み、苦勞、ストレスはどんな内容ですか。（○は**いくつでも**）

- | | |
|-------------------------|-----------------------|
| 1. 職場の人間関係 (975人、21.0%) | 2. 長時間労働 (417人、9.0%) |
| 3. 就職 (200人、4.3%) | 4. 失業 (95人、2.0%) |
| 5. 仕事の不振 (589人、12.7%) | 6. 中小企業経営 (129人、2.8%) |

- | | |
|-----------------------------|----------------------------|
| 7. 消費トラブル (44人、0.9%) | 8. 借金・多重債務 (142人、3.1%) |
| 9. 金銭トラブル (124人、2.7%) | 10. 子育て (519人、11.2%) |
| 11. 児童虐待 (14人、0.3%) | 12. (あなたへの) いじめ (61人、1.3%) |
| 13. 学校での人間関係 (76人、1.6%) | 14. ひきこもり・不登校 (58人、1.2%) |
| 15. 家族・親族関係の不和 (522人、11.2%) | 16. 家族の介護 (353人、7.6%) |
| 17. 高齢者虐待 (24人、0.5%) | 18. 性差別 (21人、0.5%) |
| 19. DV被害 (17人、0.4%) | 20. 障害者虐待 (13人、0.3%) |
| 21. 障害者差別 (41人、0.9%) | 22. 身近な人の死 (291人、6.3%) |
| 23. 孤独 (356人、7.7%) | 24. 自分の病 (797人、17.2%) |
| 25. その他 (1,104人、23.8%) | ☆ 無回答 (615人、13.2%) |

問5 あなたは悩みやストレスを感じたときに、助けを求めたり、誰かに相談したりすることは恥ずかしいことだと思いますか。(〇は**1つだけ**)

- | | |
|----------------------------------|------------------|
| 1. そう思う (210人、4.5%) | |
| 2. どちらかというそう思う (847人、18.2%) | |
| 3. どちらかというそうは思わない (1,319人、28.4%) | |
| 4. そうは思わない (2,178人、46.9%) | ☆ 無回答 (90人、1.9%) |

問6 あなたの不満や悩みやつらい気持ちを受け止め、耳を傾けてくれる人はいると思いますか。(〇は**1つだけ**)

- | | |
|-------------------------------|------------------|
| 1. そう思う (2,063人、44.4%) | |
| 2. どちらかというそう思う (1,563人、33.7%) | |
| 3. どちらかというそうは思わない (347人、7.5%) | |
| 4. そうは思わない (247人、5.3%) | |
| 5. わからない (336人、7.2%) | ☆ 無回答 (88人、1.9%) |

問7 必要なとき、あなたに物質的・金銭的な支援をしてくれる人はいると思いますか。(〇は**1つだけ**)

- | | |
|--------------------------------|------------------|
| 1. そう思う (1,582人、34.1%) | |
| 2. どちらかというそう思う (1,426人、30.7%) | |
| 3. どちらかというそうは思わない (469人、10.1%) | |
| 4. そうは思わない (583人、12.6%) | |
| 5. わからない (490人、10.6%) | ☆ 無回答 (94人、2.0%) |

問8 深刻な悩みを抱えたときに、あなたは誰かに(どこかに)相談すると思いますか。(〇は**1つだけ**)

- | | |
|------------------------|-----------------------------|
| 1. 相談する (3,826人、82.4%) | 2. 相談しない (694人、14.9%) ⇒問10へ |
| | ☆ 無回答 (124人、2.7%) |

▶問9 <<問8で「1. 相談する」と回答した方にお尋ねします。>> 深刻な悩みを抱えたとき、あなたは誰に(どこに)相談しますか。(〇は**いくつでも**) (n=3,826)

- | | |
|--------------------------|----------------------|
| 1. 家族 (3,173人、82.9%) | 2. 友人 (1,825人、47.7%) |
| 3. 職場の上司や同僚 (501人、13.1%) | 4. 先生、恩師 (112人、2.9%) |

- | | |
|---------------------------|------------------------|
| 5. 医療機関 (531人、13.9%) | 6. 民間の相談窓口 (237人、6.2%) |
| 7. 公的機関の相談窓口 (518人、13.5%) | 8. その他 (145人、3.8%) |
| | ☆ 無回答 (2人、0.1%) |

問 10 あなたは、深刻な悩みを抱えたとき、どのような相談の機会があればよいと思いますか。
(〇はいくつでも)

1. 専門家による面接相談 (1,589人、34.2%)
 2. 専門家による電話相談 (1,175人、25.3%)
 3. 専門家による電子メール相談 (525人、11.3%)
 4. 専門家による SNS 相談 (507人、10.9%)
 5. 専門家の訪問による相談 (280人、6.0%)
 6. 専門家による平日の夜間や土日などの相談 (521人、11.2%)
 7. 身近な商業施設での専門家による相談会 (250人、5.4%)
 8. 同じ悩みや不安を抱える人たちの集まり (710人、15.3%)
 9. その他 (176人、3.8%)
 10. 相談の機会に関心はない (必要ではない) (842人、18.1%)
- ☆ 無回答 (701人、15.1%)

問 11 本市では悩みを抱えている方へ、様々な相談窓口や自助グループ等の情報を提供するサイト「こころの絆創膏 (ばんそうこう)」を開設しています。

あなたは、ウェブサイト「こころの絆創膏」をご存じでしたか。(〇は1つだけ)

1. 知っていた (289人、6.2%)
2. 内容は知らなかったが、「こころの絆創膏」という言葉は聞いたことがある (528人、11.4%)
3. 知らなかった(「こころの絆創膏」という言葉は聞いたことがない) (3,719人、80.1%)

⇒問 13 へ

☆ 無回答 (108人、2.3%)

▶問 12 <<問 11 で「1. 知っていた」、「2. 内容は知らなかったが、「こころの絆創膏」という言葉は聞いたことがある」と回答した方にお尋ねします。>>

あなたは、「こころの絆創膏」という言葉をどこで知りましたか。(〇はいくつでも) [n = 817]

- | | |
|--------------------------|--------------------------|
| 1. 広報なごや (316人、38.7%) | 2. 地下鉄車内の広告 (192人、23.5%) |
| 3. 市バス車内の広告 (55人、6.7%) | 4. インターネット (72人、8.8%) |
| 5. SNS (18人、2.2%) | 6. 周知カード (※) (97人、11.9%) |
| 7. 街頭での啓発活動 (36人、4.4%) | 8. 新聞広告や新聞記事 (71人、8.7%) |
| 9. テレビやラジオ番組 (98人、12.0%) | 10. イベント (5人、0.6%) |
| 11. 行政機関の窓口 (59人、7.2%) | 12. 民間機関の窓口 (12人、1.5%) |
| 13. 学校 (96人、11.8%) | 14. その他 (51人、6.2%) |
| 15. わからない (66人、8.1%) | ☆ 無回答 (27人、3.3%) |

※ 周知カードは、名刺大の大きさで、ウェブサイト「こころの絆創膏」を紹介する啓発物品です。保健センターや図書館、コンビニエンスストア等に置いてあります。

問 13 本市では、平日の夜間又は休日に市内中心部において精神科医・臨床心理士・産業カウンセラーによるうつ病等に関する面接相談を実施しています。

あなたは、「名古屋市こころの健康(夜間・土日)無料相談」をご存じでしたか。(〇は1つだけ)

1. 知っていた (215人、4.6%)
 2. 内容は知らなかったが、「名古屋市こころの健康(夜間・土日)無料相談」という言葉は聞いたことがある (440人、9.5%)
 3. 知らなかった(「名古屋市こころの健康(夜間・土日)無料相談」という言葉を聞いたことがない) (3,858人、83.1%) ⇒問 15へ
- ☆ 無回答 (131人、2.8%)

▶問 14 <問 13で「1. 知っていた」、「2. 内容は知らなかったが、「名古屋市こころの健康(夜間・土日)無料相談」という言葉は聞いたことがある」と回答した方にお尋ねします。>

あなたは、「名古屋市こころの健康(夜間・土日)無料相談」という言葉をどこで知りましたか。

(〇はいくつでも) [n=655]

- | | |
|---------------------------|--------------------------|
| 1. 広報なごや (391人、59.7%) | 2. 地下鉄車内の広告 (59人、9.0%) |
| 3. 市バス車内の広告 (22人、3.4%) | 4. インターネット (49人、7.5%) |
| 5. SNS (12人、1.8%) | 6. 周知カード (22人、3.4%) |
| 7. 街頭での啓発活動 (7人、1.1%) | 8. 新聞広告や新聞記事 (74人、11.3%) |
| 9. テレビやラジオ番組 (116人、17.7%) | 10. イベント (2人、0.3%) |
| 11. 行政機関の窓口 (55人、8.4%) | 12. 民間機関の窓口 (11人、1.7%) |
| 13. 学校 (56人、8.5%) | 14. その他 (29人、4.4%) |
| 15. わからない (44人、6.7%) | ☆ 無回答 (18人、2.7%) |

問 15 本市では、「いのちの支援広報キャラクター」として「うさじ」や「ぴよ吉」をはじめとしたキャラクター(表紙の左上イラストを参照)を活用し、各種啓発を実施しています。

あなたは、「いのちの支援広報キャラクター」をご存じでしたか。(〇は1つだけ)

1. 知っていた(「いのちの支援広報キャラクター」であることも含め) (180人、3.9%)
 2. 見たことはあるが「いのちの支援広報キャラクター」であることは知らなかった (316人、6.8%)
 3. 知らなかった(見たことがない) (4,046人、87.1%)
- ☆ 無回答 (102人、2.2%)

問 16 本市内で自死遺族相談やご遺族同士の分かち合いの会が行われていることを知っていますか。(〇は1つだけ)

1. 知っている (298人、6.4%)
 2. 知らない (4,284人、92.2%)
- ☆ 無回答 (62人、1.3%)

問 17 本市では、毎年300人程度の方が自殺で亡くなられています。このように多くの方が自殺で亡くなっていることを、あなたはご存じでしたか。(〇は1つだけ)

1. 知っていた (1,202人、25.9%)
 2. 知らなかった (3,382人、72.8%)
- ☆ 無回答 (60人、1.3%)

問18 毎年9月10日から16日までの一週間が「自殺予防週間」であることを、あなたはご存じでしたか。(〇は**1つだけ**)

- 1. 知っていた (288人、6.2%)
- 2. 内容は知らなかったが、言葉は聞いたことがある (1,011人、21.8%)
- 3. 知らなかった (3,286人、70.8%)
- ☆ 無回答 (59人、1.3%)

問19 毎年3月が「自殺対策強化月間」であることを、あなたはご存じでしたか。(〇は**1つだけ**)

- 1. 知っていた (170人、3.7%)
- 2. 内容は知らなかったが、言葉は聞いたことがある (612人、13.2%)
- 3. 知らなかった (3,804人、81.9%)
- ☆ 無回答 (58人、1.2%)

悩んでいる人に気付き、声をかけ、話を聴き、必要な支援につなぎ、見守る人を「ゲートキーパー」(直訳すると「門番」といいます。

問20 上記に掲げる「ゲートキーパー」という言葉を、あなたはご存じでしたか。(〇は**1つだけ**)

- 1. 知っていた (162人、3.5%)
- 2. 内容は知らなかったが、言葉は聞いたことがある (365人、7.9%)
- 3. 知らなかった (4,072人、87.7%)
- ☆ 無回答 (45人、1.0%)

問21 名古屋市ではゲートキーパーを養成するための研修を開催しています。あなたは、ゲートキーパーを養成する研修に参加してみたいと思いますか。(〇は**1つだけ**)

- 1. すでに参加したことがある (15人、0.3%)
- 2. 参加してみたい (1,123人、24.2%)
- 3. 参加したくない (3,374人、72.2%)
- ☆ 無回答 (132人、2.8%)

自殺対策や自殺に関する意識等について

問22 どうしようもない困難に陥った人は、自殺をしてもやむを得ないと思いますか。(〇は**1つだけ**)

- 1. そう思う (287人、6.2%)
- 2. どちらかというそう思う (527人、11.3%)
- 3. どちらかというそうは思わない (1,037人、22.3%)
- 4. そうは思わない (2,687人、57.9%)
- ☆ 無回答 (106人、2.3%)

問23 あなたは、もしも身近な人から「死にたい」と打ち明けられたら、どう対応するのが良いと思いますか。(〇は**1つだけ**)

- 1. 相談に乗らない、もしくは話題を変える (59人、1.3%)
- 2. 「死んではいけない」と説得する (1,180人、25.4%)
- 3. 「つまらないことを考えるな」と叱る (368人、7.9%)
- 4. 「がんばって生きよう」と励ます (954人、20.5%)
- 5. 「死にたいくらい辛いんだね」と共感を示す (2,024人、43.6%)
- 6. 「医師など専門家に相談した方が良い」と提案する (1,557人、33.5%)
- 7. ひたすら耳を傾けて聞く (2,716人、58.5%)
- 8. その他 (227人、4.9%)
- 9. わからない (467人、10.1%)
- ☆ 無回答 (56人、1.2%)

問24 もし仮に、あなたの身近な人が何か悩みを抱えているように見えたとき、あなたは、その人の助けになろうと、声をかけ、話を聴こうと思いますか。(○は1つだけ)

- 1. 思うし行動できる (2,105人、45.3%) ⇒問26へ
- 2. 思うが行動できない (1,249人、26.9%)
- 3. どちらともいえない (1,046人、22.5%)
- 4. 思わない (101人、2.2%) ☆ 無回答 (143人、3.1%)

▶問25 <<問24で「2. 思うが行動できない」、「3. どちらともいえない」、「4. 思わない」と回答した方にお尋ねします。>>

声をかけ、話を聴こうと行動できない理由は何ですか。(○はいくつでも) [n=2396]

- 1. 声のかけ方がわからないから (918人、38.3%)
- 2. 話の聴き方がわからないから (596人、24.9%)
- 3. 面倒なことに巻き込まれたくないから (244人、10.2%)
- 4. 余計なお世話と思われるから (568人、23.7%)
- 5. 解決策を提案できるか自信がないから (1,243人、51.9%)
- 6. 本人が解決すべきだから (201人、8.4%)
- 7. 必要があれば相談してくるだろうから (379人、15.8%)
- 8. 特に理由はない (160人、6.7%)
- 9. その他 (171人、7.1%) ☆ 無回答 (57人、2.4%)

問26 あなたの周りに自殺で亡くなられた方はいらっしゃいますか。(○はいくつでも)

- 1. 同居の親族(家族) (77人、1.7%)
- 2. 1. 以外の親族(家族) (430人、9.3%)
- 3. 友人 (309人、6.7%)
- 4. 恋人 (4人、0.1%)
- 5. 職場関係者 (249人、5.4%)
- 6. 近所の人 (218人、4.7%)
- 7. その他 (373人、8.0%)
- 8. いない (3,084人、66.4%)
- ☆ 無回答 (187人、4.0%)

問27 大切な人を自殺で亡くした遺族の支援について、どのようなものがあればよいと思いますか。(○はいくつでも)

- 1. 遺族の集い(自由に話せる場) (1,593人、34.3%)
- 2. 専門家による電話相談・面接相談・カウンセリング (2,165人、46.6%)
- 3. 相続などの事務手続きをサポートする人 (1,559人、33.6%)
- 4. 残された子どもへの支援(こころのケア、教育費などの経済的な支援 等) (2,851人、61.4%)
- 5. 経済的な支援(税金の控除、生活費の支援 等) (2,369人、51.0%)
- 6. 法的な支援(借金、相続の問題 等) (1,799人、38.7%)
- 7. 自殺にまつわる誤解や偏見をなくすための啓発 (1,004人、21.6%)
- 8. その他 (57人、1.2%)
- 9. わからない (721人、15.5%) ☆ 無回答 (132人、2.8%)

問 28 あなたはこれまでの人生の中で、本気で死にたいと考えたことがありますか。(〇は1つだけ)

1. 死にたいと思ったことがある (1,457人、31.4%)
 2. 死にたいと思ったことがない (3,021人、65.1%) ⇒問 30 へ
 ☆ 無回答 (166人、3.6%)

▶問 29 ≪問 28 で「1. 死にたいと思ったことがある」と回答した方にお尋ねします。≫

(1) そのように考えたとき、どのようにして乗り越えましたか。(〇はいくつでも) [n=1457]

1. 家族や友人、職場の同僚など身近な人に悩みを聞いてもらった (388人、26.6%)
 2. 医師やカウンセラーなどこころの健康に関する専門家に相談した (196人、13.5%)
 3. 弁護士や司法書士、公的機関の相談員等、悩みの元となる分野の専門家に相談した (33人、2.3%)
 4. できるだけ休養をとるようにした (298人、20.5%)
 5. 趣味や仕事など他のことで気を紛らわせるように努めた (383人、26.3%)
 6. 一人で耐えた (806人、55.3%)
 7. その他 (174人、11.9%)
 8. 特に何もしなかった (145人、10.0%) ☆ 無回答 (8人、0.5%)

(2) 最近1年以内に、死にたいと思ったことがありますか。(〇は1つだけ) [n=1457]

1. はい (385人、26.4%) 2. いいえ (1,041人、71.4%) ☆ 無回答 (31人、2.1%)

問 30 「自殺予防」や「自死遺族支援」について、ご意見がありましたらご記入ください。

あなた自身のことについて

問 31 あなたの性別は何ですか。(〇は1つだけ)

1. 男 (1,949人、2.9%) 2. 女 (2,652人、57.1%)
 3. その他 (11人、0.2%) ☆ 無回答 (32人、0.7%)

問 32 あなたの年齢は何ですか。(〇は1つだけ)

1. 10歳代 (135人、2.9%) 2. 20歳代 (376人、8.1%) 3. 30歳代 (574人、12.4%)
 4. 40歳代 (724人、15.6%) 5. 50歳代 (785人、16.9%) 6. 60歳代 (753人、16.2%)
 7. 70歳代 (865人、18.6%) 8. 80歳以上 (396人、8.5%) ☆ 無回答 (36人、0.8%)

問 33 あなたのお住まいは何区ですか。(〇は1つだけ)

1. 千種区 (325人、7.0%) 2. 東区 (170人、3.7%) 3. 北区 (324人、7.0%)
 4. 西区 (286人、6.2%) 5. 中村区 (266人、5.7%) 6. 中区 (172人、3.7%)
 7. 昭和区 (215人、4.6%) 8. 瑞穂区 (238人、5.1%) 9. 熱田区 (118人、2.5%)
 10. 中川区 (449人、9.7%) 11. 港区 (253人、5.4%) 12. 南区 (279人、6.0%)
 13. 守山区 (343人、7.4%) 14. 緑区 (477人、10.3%) 15. 名東区 (357人、7.7%)
 16. 天白区 (325人、7.0%) ☆ 無回答 (47人、1.0%)

問 34 現在、あなたと同居している家族すべてに○を付けてください。

- | | |
|--------------------------|------------------------|
| 1. なし（一人暮らし）(775人、16.7%) | 2. 配偶者 (2,810人、60.5%) |
| 3. 子ども (1,838人、39.6%) | 4. 子どもの配偶者 (133人、2.9%) |
| 5. 孫 (137人、3.0%) | 6. 親 (777人、16.7%) |
| 7. 兄弟姉妹 (318人、6.8%) | 8. 祖父母 (72人、1.6%) |
| 9. その他 (104人、2.2%) | ☆ 無回答 (37人、0.8%) |

問 35 あなたのご職業は何ですか。（○は1つだけ）

1. 勤めている（正規雇用）(1,449人、31.2%)
2. 勤めている（パート・アルバイト等）(857人、18.5%)
3. 自由業（個人で、自分の専門知識や技術を生かした職業に従事）(100人、2.2%)
4. 自営業（事業経営・個人商店など）(323人、7.0%)
5. 専業主婦・主夫 (622人、13.4%)
6. 学生 (227人、4.9%)
7. 無職（求職中）(95人、2.0%)
8. 無職（7を除く）(849人、18.3%)
9. その他 (62人、1.3%)
- ☆ 無回答 (60人、1.3%)

問 36 配偶者について該当するものに○を付けて下さい。（○は1つだけ）

- | | |
|-----------------------------|--------------------|
| 1. 既婚（事実婚を含む）(2,916人、62.8%) | 2. 未婚 (888人、19.1%) |
| 3. 死別 (360人、7.8%) | 4. 離別 (333人、7.2%) |
| | ☆ 無回答 (147人、3.2%) |

問 37 隣近所とのお付き合いはいかがですか。（○は1つだけ）

1. とても親しい (235人、5.1%)
2. まあまあ親しい (1,787人、38.5%)
3. あまり親しくない (1,158人、24.9%)
4. 付き合いはない (1,420人、30.6%)
- ☆ 無回答 (44人、0.9%)

問 38 あなたは、お住まいの地域に愛着がありますか。（○は1つだけ）

1. 愛着がある (1,336人、28.8%)
2. どちらかといえば愛着がある (2,270人、48.9%)
3. どちらかといえば愛着がない (646人、13.9%)
4. 愛着がない (346人、7.5%)
- ☆ 無回答 (46人、1.0%)

4 いのちの支援なごやプラン（第2次）の策定経過

いのちの支援なごやプラン（第2次）（名古屋市自殺対策総合計画（第2次））（案） の策定経過

1 自殺対策基本法 [平成18年施行 平成28年改正法施行]

（主な内容）

第2条（基本理念）

自殺対策は**生きることの包括的な支援**として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

第13条（自殺対策計画等）

- 2 市町村は、自殺対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における**自殺対策についての計画（市町村自殺対策計画）**を定めるものとする。

2 いのちの支援なごやプラン（名古屋市自殺対策総合計画）

（概要）

平成28年4月に改正された「自殺対策基本法」及び平成29年7月に決定された「自殺総合対策大綱」に基づき、平成30年12月に「いのちの支援なごやプラン（名古屋市自殺対策総合計画）」を策定。

「自殺の予防」「自殺の防止」「自死遺族に対する支援」という3つの視点から総合的に自殺対策を推進し、自殺者の減少を目指す。

（計画期間）

平成30年度から令和4年度の5年間

（計画目標）

令和4年の自殺死亡率[※]を12.8以下とする

※自殺死亡率…人口10万人あたりの年間自殺者数

3 自殺総合対策大綱の改定 [令和4年10月 閣議決定]

(主な内容)

- ・基本理念 「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」
- ・基本方針
 - 1 生きることの包括的な支援として推進する
 - 2 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
 - 3 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
 - 4 実践と啓発を両輪として推進する
 - 5 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
 - 6 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

4 名古屋市自殺対策総合計画策定検討会 [令和4年4月 設置]

(メンバー)

- ・学識経験者、自死遺族の方、相談機関、精神科医師、臨床心理士 等 (9名で構成)

令和4年度	4回開催	<ul style="list-style-type: none">・数値目標 (自殺死亡率)・計画期間中に重点的に行う取組み内容・評価指標
-------	------	--

参考 アンケート調査の実施 [令和4年1月～令和4年2月]

- ・目的 市民の悩みやストレス、生きがい、居場所等に関することや自殺対策や自殺に関する意識等について調査し、今後の取組みの方向性を検討するための基礎資料として活用するために実施
- ・調査対象 満16歳以上の市民1万人 (無作為抽出)
- ・調査方法 郵送
- ・回収率 46.4%

5 その他の検討経過

- ・下記会議等において、計画についての報告や意見聴取を実施した。

令和4年度	<ul style="list-style-type: none">・自殺対策推進本部会議・自殺対策庁内連絡会・自殺対策連絡協議会・子ども・若者の自殺防止等に関する検討会	<ul style="list-style-type: none">2回2回1回2回
-------	--	---

5 「名古屋市自殺対策総合計画策定検討会」委員名簿

氏名	職名
兼田 智彦	社会福祉法人愛知いのちの電話協会評議員、認定 NPO 法人 CAPNA 理事、NPO 法人 After the Rain 副理事長
川島 大輔	中京大学心理学部教授
杉岡 正典	愛知県臨床心理士会司法領域部会専門委員
竹内 浩	日本赤十字社愛知医療センター名古屋第二病院精神科部長
花井 幸二	リメンバー名古屋自死遺族の会代表幹事
藤城 聡	愛知県精神保健福祉センター所長
三浦岬美子	名古屋市社会福祉協議会地域福祉推進部主幹
持田 圭仁	名古屋市立大学医学部附属西部医療センター精神科副部長
森山 花鈴	南山大学法学部准教授、南山大学社会倫理研究所第一種研究所員

(五十音順 敬称略)

6 自殺対策基本法

自殺対策基本法 平成十八年法律 第八十五号

目次

- 第一章 総則（第一条—第十一条）
- 第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）
- 第三章 基本的施策（第十五条—第二十二条）
- 第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）
- 附則

第一章

総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（国民の責務）

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

（国民の理解の増進）

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深

めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

- 2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。
- 3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進す

るとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。
- 3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
 - 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則 (抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日より施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第七条の規定 公布の日

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二八年三月三〇日法律第一一号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

自殺総合対策大綱

～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～

第1 自殺総合対策の基本理念

＜誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す＞

平成18年10月に自殺対策基本法（以下「基本法」という。）が施行されて以降、「個人の問題」と認識されがちであった自殺は広く「社会の問題」と認識されるようになり、国を挙げて自殺対策が総合的に推進された結果、自殺者数は3万人台から2万人台に減少するなど、着実に成果を上げてきた。しかし、自殺者数は依然として毎年2万人を超える水準で推移しており、さらに令和2年には新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、総数は11年ぶりに前年を上回った。特に、小中高生の自殺者数は、自殺者の総数が減少傾向にある中においても、増加傾向となっており、令和2年には過去最多、令和3年には過去2番目の水準になった。このように非常事態はいまだ続いており、決して楽観できる状況にはない。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死である。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立などの様々な社会的要因があることが知られている。このため、自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」のそれぞれのレベルにおいて強力に、かつそれらを総合的に推進するものとする。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であることや、自殺対策の本質が生きることの支援にあることを改めて確認し、「いのちを支える自殺対策」という理念を前面に

打ち出して、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指す。

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

＜自殺は、その多くが追い込まれた末の死である＞

自殺は、人が自ら命を絶つ瞬間的な行為としてだけでなく、人が命を絶たざるを得ない状況に追い込まれるプロセスとして捉える必要がある。自殺に至る心理は、様々な悩みが原因で心理的に追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ることや、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と捉えることができるからである。

自殺行動に至った人の直前の心の健康状態を見ると、大多数は、様々な悩みにより心理的に追い詰められた結果、抑うつ状態にあったり、うつ病、アルコール依存症等の精神疾患を発症していたりするなど、これらの影響により正常な判断を行うことができない状態となっていることが明らかになっている。

このように、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死」ということができる。このことを社会全体で認識するよう改めて徹底していく必要がある。

＜年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている＞

平成19年6月、政府は、基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として自殺総合対策大綱（以下「大綱」という。）を策定し、その下で自殺対策を総合的に推進してきた。

大綱に基づく政府の取組のみならず、地方公共団体、関係団体、民間団体等による様々な取組の結果、基本法が成立した平成18年とコロナ禍以前の令和元年とで自殺者数を比較すると、男性は38%減、女性は35%減となった。しかし、それでも非常事態はいまだ続いていると言わざるを得ない。この間、男性、特に中高年男性が大きな割合を占める状況は変わっていないが、先述したとおり、令和2年には新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、特に女性や小中高生の自殺者数が増え、総数は11年ぶりに前年を上回った。令和3年の総数は令和2年から減少したものの、女性の自殺者数は増加し、小中高生の自殺者数は過去2番目の水準となった。さらに、我が国の人口10万人当たりの自殺による死亡率（以下「自殺死亡率」という。）はG7諸国の中で最も高く、年間自殺者数も依然として2万人を超えている。かけがえのない多くの命が日々、自殺に追い込まれているのである。

＜新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進＞

社会全体のつながりが希薄化している中で、新型コロナウイルス感染症拡大により人との接触機会が減り、それが長期化することで、人との関わり合いや雇用形態を始めとした様々な変化が生じている。その中で女性や子ども・若者の自殺が増加し、また、自殺につながりかねない問題が深刻化するなど、今後の影響も懸念される。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響は現在も継続しており、その影響について確定的なことは分かっていない。そこで引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大の自殺への影響について情報収集・分析を行う必要がある。

また、今回のコロナ禍において、様々な分野でICTが活用される状況となった。今回の経験を生かし、今後、感染症の感染拡大が生じているか否かを問わず、国及び地域において必要な自殺対策を実施することができるよう、ICTの活用を推進する。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大下

では、特に、自殺者数の増加が続いている女性を含め、無業者、非正規雇用労働者、ひとり親や、フリーランスなど雇用関係によらない働き方の者に大きな影響を与えていると考えられることや、不規則な学校生活を強いられたいり行事や部活動が中止や延期となったりすることなどによる児童生徒たちへの影響も踏まえて対策を講じる必要がある。

さらに、新型コロナウイルス感染症罹患後の実態把握を進める。

＜地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する＞

我が国の自殺対策が目指すのは「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」であり、基本法にも、その目的は「国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与すること」とうたわれている。つまり、自殺対策を社会づくり、地域づくりとして推進することとされている。

また、基本法では、都道府県及び市町村は、大綱、地域の実情等を勘案して、地域自殺対策計画を策定するものとされている。あわせて、国は、地方公共団体による地域自殺対策計画の策定を支援するため、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律第4条の規定に基づき指定される指定調査研究等法人（以下「指定調査研究等法人」という。）において、都道府県及び市町村を自殺の地域特性ごとに類型化し、それぞれの類型において実施すべき自殺対策事業をまとめた政策パッケージを提供することに加えて、都道府県及び市町村が実施した政策パッケージの各自殺対策事業の成果等を分析し、分析結果を踏まえてそれぞれの政策パッケージの改善を図ることで、より精度の高い政策パッケージを地方公共団体に還元することとしている。

自殺総合対策とは、このようにして国と地方公共団体等が協力しながら、全国的なPDCAサイクルを通じて、自殺対策を常に進化させながら推進していく取組である。

第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する

＜社会全体の自殺リスクを低下させる＞

世界保健機関（以下「WHO」という。）が「自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題」とであると明言しているように、自殺は社会の努力で避けることのできる死であるというのが、世界の共通認識となっている。

経済・生活問題、健康問題、家庭問題など、自殺の背景・原因となる様々な要因のうち、失業、倒産、多重債務、長時間労働等の社会的要因については、制度、慣行の見直しや相談・支援体制の整備という社会的な取組により解決が可能である。また、健康問題や家庭問題等の一見個人の問題と思われる要因であっても、専門家への相談やうつ病等の治療について社会的な支援の手を差し伸べることにより解決できる場合もある。

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題であるとの基本認識の下、自殺対策を、生きることの包括的な支援として、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢で展開するものとする。

この考え方は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGsの理念と合致するものであることから、自殺対策は、SDGsの達成に向けた政策としての意義も持ち合わせるものである。

＜生きることの阻害要因を減らし、促進要因を増やす＞

個人においても社会においても、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに自殺リスクが高くなる。裏を返せば、「生きることの阻害要因」となる失業や多重債務、生活苦等を同じように抱えていても、全ての人や社会の自殺リスクが同様に高まるわけではない。「生きることの促進要因」とな

る自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等と比較して、阻害要因が上回れば自殺リスクは高くなり、一方で、促進要因が「生きることの阻害要因」を上回れば自殺リスクは高まらない。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で、生きることの包括的な支援として推進する必要がある。

2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む

＜様々な分野の生きる支援との連携を強化する＞

自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、地域・職場のあり方の変化など様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係しており、自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要である。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要がある。

例えば、自殺の危険性の高い人や自殺未遂者の相談、治療に当たる保健・医療機関においては、心の悩みの原因となる社会的要因に対する取組も求められることから、問題に対応した相談窓口を紹介できるようにする必要がある。また、経済・生活問題の相談窓口担当者も、自殺の危険を示すサインやその対応方法、支援が受けられる外部の保健・医療機関など自殺予防の基礎知識を有していることが求められる。

こうした連携の取組は現場の実践的な活動を通じて徐々に広がりつつあり、また、自殺の要因となり得る生活困窮、孤独・孤立、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連の分野においても同様の連携の取組が展開されている。今

後、連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要である。

＜地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度などとの連携＞

制度の狭間にある人、複合的な課題を抱え自ら相談に行くことが困難な人などを地域において早期に発見し、確実に支援していくため、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」の実施など、地域共生社会の実現に向けた取組を始めとした各種施策との連携を図る。

地域共生社会の実現に向けた施策は、市町村での包括的な支援体制の整備を図ること、住民も参加する地域づくりとして展開すること、状態が深刻化する前の早期発見や複合的課題に対応するための関係機関のネットワークづくりが重要であることなど、自殺対策と共通する部分が多くあり、両施策を一体的に行うことが重要である。

加えて、こうした支援のあり方は生活困窮者自立支援制度においても共通する部分が多く、自殺の背景ともなる生活困窮に対してしっかりと対応していくためには、自殺対策の相談窓口で把握した生活困窮者を自立相談支援の窓口につなぐことや、自立相談支援の窓口で把握した自殺の危険性の高い人に対して、自殺対策の相談窓口と協働して、適切な支援を行うなどの取組を引き続き進めることなど、生活困窮者自立支援制度も含めて一体的に取り組み、効果的かつ効率的に施策を展開していくことが重要である。

＜精神保健医療福祉施策との連携＞

自殺の危険性の高い人を早期に発見し、確実に精神科医療につなげられるよう、かかりつけ医、精神科医等が、地方公共団体と連携しながら多職種で継続して支援する取組に併せて、自殺の危険性を高めた背景にある経済・生活の問題、福祉の問題、家族の問題など様々な問題に包括的かつ継続的に対応するため、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて、誰もが適

切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする。

また、施策の連動性を高めるため、精神保健福祉士等の専門職を、医療機関等に配置するなどの社会的な仕組みを整えていく。

＜孤独・孤立対策との連携＞

令和3年12月28日に「孤独・孤立対策の重点計画」が取りまとめられ、その中で、「孤独・孤立は、当事者個人の問題ではなく、社会環境の変化により当事者が孤独・孤立を感じざるを得ない状況に至ったものである。孤独・孤立は当事者の自助努力に委ねられるべき問題ではなく、現に当事者が悩みを家族や知人に相談できない場合があることも踏まえると、孤独・孤立は社会全体で対応しなければならない問題である。」と自殺の問題と同様の認識が示された。孤独・孤立の問題を抱える当事者やその家族に対する支援を行っていくことは、自殺予防につながるものである。さらには、孤独・孤立対策は、行政と民間団体、地域資源との連携など、自殺対策とも共通する。このことから、孤独・孤立対策とも連携を図っていく必要がある。

＜こども家庭庁との連携＞

子どもの自殺者数が増加傾向を示しており、その自殺対策を強力に推進することが必要である。子どもの自殺対策を推進するには、関係府省や地方自治体、民間団体等との緊密な連携が不可欠である。そのような中、子どもまんなか社会の実現に向けて、常に子どもの視点に立って、子ども政策に強力かつ専一に取り組む組織として、こども家庭庁の設立が令和5年4月1日に予定されていることから、こども家庭庁とも連携を図っていく必要がある。

3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる

＜対人支援・地域連携・社会制度のレベルごとの対策を連動させる＞

自殺対策に係る個別の施策は、以下の3つのレベルに分けて考え、これらを有機的に連動させることで、総合的に推進するも

のとする。

- 1) 個々人の問題解決に取り組む相談支援を行う「対人支援のレベル」
- 2) 問題を複合的に抱える人に対して包括的な支援を行うための関係機関等による実務連携などの「地域連携のレベル」
- 3) 法律、大綱、計画等の枠組みの整備や修正に関わる「社会制度のレベル」

＜事前対応・自殺発生の危機対応・事後対応の段階ごとに効果的な施策を講じる＞

また、前項の自殺対策に係る3つのレベルの個別の施策は、

- 1) 事前対応：心身の健康の保持増進についての取組、自殺や精神疾患等についての正しい知識の普及啓発等自殺の危険性が低い段階で対応を行うこと、
 - 2) 自殺発生の危機対応：現に起こりつつある自殺発生の危険に介入し、自殺を発生させないこと、
 - 3) 事後対応：自殺や自殺未遂が生じた場合に家族や職場の同僚等に与える影響を最小限とし、新たな自殺を発生させないこと、そして発生当初から継続的に遺族等にも支援を行うこと、
- の段階ごとに効果的な施策を講じる必要がある。

＜自殺の事前対応の更に前段階での取組を推進する＞

地域の相談機関や抱えた問題の解決策を知らないがゆえに支援を得ることができず自殺に追い込まれる人が少なくないことから、学校において、命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいかの具体的かつ実践的な方法を学ぶと同時に、辛いときや苦しいときには助けを求めてもよいということを学ぶ教育（SOSの出し方に関する教育）を推進する。問題の整理や対処方法を身につけることができれば、それが「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」となり、学校で直面する問題や、その後の社会人として直面する問題にも対処する力、ライフスキルを身につけることにもつながると考えられる。

また、SOSの出し方に関する教育と併せて、孤立を防ぐための居場所づくり等を推進していく。

4. 実践と啓発を両輪として推進する

＜自殺は「誰にでも起こり得る危機」という認識を醸成する＞

令和3年8月に厚生労働省が実施した意識調査によると、国民のおよそ10人に1人が「最近1年以内に自殺を考えたことがある」と回答しているなど、これらがコロナ禍での結果であることを考慮しても、自殺の問題は一部の人や地域の問題ではなく、国民誰もが当事者となり得る重大な問題となっている。

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であるが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識となるように、引き続き積極的に普及啓発を行う。

＜自殺や精神疾患に対する偏見をなくす取組を推進する＞

我が国では精神疾患や精神科医療に対する偏見が強いことから、精神科を受診することに心理的な抵抗を感じる人は少なくない。特に、自殺者が多い中高年男性は、心の問題を抱えやすい上、相談することへの心理的な抵抗から問題が深刻化しがちと言われている。

他方、死にたいと考えている人も、心の中では「生きたい」という気持ちとの間で激しく揺れ動いており、不眠、原因不明の体調不良など自殺の危険を示すサインを発していることが多い。

全ての国民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいく。精神疾患においては、世界メンタルヘルスデー（10月10日）での広報活動等を通じて、普及啓発を図るとともに、メンタルヘルスへの理解促進を目指す。

また、自殺に対する誤った認識や偏見によって、遺族等が悩みや苦しさを打ち明けづらい状況が作られているだけでなく、支援者等による遺族等への支援の妨げにもなっていることから、遺族等支援としても、自殺に対する偏見を払拭し正しい理解を促進する啓発活動に取り組んでいく。

＜マスメディアの自主的な取組への期待＞

また、マスメディア等による自殺報道では、事実関係に併せて自殺の危険を示すサインやその対応方法等自殺予防に有用な情報を提供することにより大きな効果が得られる一方で、自殺手段の詳細な報道、短期集中的な報道は他の自殺を誘発する危険性があることが、自殺報道に関するガイドライン等で指摘されている。加えて、ニュースサイトやSNS、トレンドブログ等を通じて自殺報道がより急速に拡散されることなどにより、そうした危険性が更に高まることが懸念される。

このため、自殺報道に関するガイドライン等を踏まえた報道及びその扱いについて、報道機関やニュースサイト、SNS等事業者に対して要請を行ってきた。徐々に浸透してきているが、依然として、一部の報道において、自殺報道に関するガイドライン等に沿わない報道が見受けられた。国民の知る権利や報道の自由も勘案しつつ、適切な自殺報道が行われるよう、また自殺報道がSNS等を通じて過度に拡散されることを防ぐことができるよう、政府は引き続き、自殺報道に関するガイドライン等を遵守した報道等が行われるよう要請を行うとともに、マスメディア等による自主的な取組が推進されることを期待する。

5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

我が国の自殺対策が最大限その効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、国民等が連携・協働して国を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要である。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を

明確化、共有した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要である。

地域においては、地方公共団体、民間団体の相談窓口及び相談者の抱える課題に対応する制度や事業を担う支援機関（地域自殺対策推進センター、精神保健福祉センター、保健所等）とのネットワーク化を推進し、当該ネットワークを活用した必要な情報の共有が可能となる地域プラットフォームづくりを支援する。

また、そうした地域プラットフォームが相互に協力するための地域横断的なネットワークづくりを推進する。

自殺総合対策における国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の果たすべき役割は以下のように考えられる。

＜国＞

自殺対策を総合的に策定し、実施する責務を有する国は、各主体が自殺対策を推進するために必要な基盤の整備や支援、関連する制度や施策における自殺対策の推進、国自らが全国を対象に実施することが効果的・効率的な施策や事業の実施等を行う。また、各主体が緊密に連携・協働するための仕組みの構築や運用を行う。

国は、指定調査研究等法人において、全ての都道府県及び市町村が地域自殺対策計画に基づきそれぞれの地域の特性に応じた自殺対策を推進するための支援を行うなどして、国と地方公共団体が協力しながら、全国的なPDCAサイクルを通じて、自殺対策を常に進化させながら推進する責務を有する。

＜地方公共団体＞

地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有する地方公共団体は、大綱、地域の実情等を勘案して、地域自殺対策計画を策定する。国民一人ひとりの身近な行政主体として、国と連携しつつ、地域における各主体の緊密な連携・協働に努めながら自殺対策を推進する。

都道府県や政令指定都市に設置する地域自殺対策推進センターは、いわば管内のエリアマネージャーとして、指定調査研究等法人から分析データ等の迅速かつ的確な提

供等の支援を受けつつ、管内の市町村の地域自殺対策計画の策定・進捗管理・検証等への支援を行う。また、自殺対策と他の施策等とのコーディネート役を担う自殺対策の専任職員を配置したり専任部署を設置したりするなどして、自殺対策を地域づくりとして総合的に推進することが期待される。

＜関係団体＞

保健、医療、福祉、教育、労働、法律その他の自殺対策に関係する専門職の職能団体や大学・学術団体、自殺対策に直接関係はしないがその活動内容が自殺対策に寄与し得る業界団体等の関係団体は、国を挙げて自殺対策に取り組むことの重要性に鑑み、それぞれの活動内容の特性等に応じて積極的に自殺対策に参画する。

また、報道機関やニュースサイト、SNS等事業者は、自らが行う報道や報道の扱いが人々に与える影響の大きさを改めて認識し、自殺報道に関するガイドライン等の趣旨を踏まえた報道等を行うことにより、自殺対策を推進することが期待される。

＜民間団体＞

地域で活動する民間団体は、直接自殺防止を目的とする活動のみならず、保健、医療、福祉、教育、人権、労働、法律その他の関連する分野での活動もひいては自殺対策に寄与し得るということを理解して、他の主体との連携・協働の下、国、地方公共団体等からの支援も得ながら、積極的に自殺対策に参画する。

＜企業＞

企業は、労働者を雇用し経済活動を営む社会的存在として、その雇用する労働者の心の健康の保持及び生命身体の安全の確保を図ることなどにより自殺対策において重要な役割を果たせること、ストレス関連疾患や勤務問題による自殺は、本人やその家族にとって計り知れない苦痛であるだけでなく、結果として、企業の活力や生産性の低下をもたらすことを認識し、積極的に自殺対策に参画する。

＜国民＞

国民は、自殺の状況や生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に対する理解と関心を深めるとともに、自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であってその場合には誰かに援助を求めることが適当であるということを理解し、また、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実も踏まえ、そうした心情や背景への理解を深めるよう努めつつ、自らの心の不調や周りの人の心の不調に気づき、適切に対処することができるようにする。

自殺が社会全体の問題であり我が事であることを認識し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」のため、主体的に自殺対策に取り組む。

6. 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

基本法第9条において、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならぬと定められていることを踏まえ、国、地方公共団体、民間団体等の自殺対策に関わる者は、このことを改めて認識して自殺対策に取り組む。

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

「第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識」及び「第3 自殺総合対策の基本方針」を踏まえ、当面、特に集中的に取り組まなければならない施策として、基本法の改正の趣旨、8つの基本的施策及び我が国の自殺を巡る現状を踏まえて更なる取組が求められる施策等に沿って、以下の施策を設定する。

なお、今後の調査研究の成果等により新たに必要となる施策については、逐次実施することとする。

また、以下の当面の重点施策はあくまでも国が当面、集中的に取り組まなければならない施策であって、地方公共団体においてもこれらに網羅的に取り組む必要があるということではない。地方公共団体におい

ては、地域における自殺の実態、地域の実情に応じて必要な重点施策を優先的に推進すべきである。

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する

基本法により、都道府県及び市町村は、大綱、地域の実情等を勘案して、地域自殺対策計画を策定するものとされている。あわせて、国は、地方公共団体が当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を果たすために必要な助言その他の援助を行うものとされていることを踏まえて、国は地方公共団体に対して地域自殺実態プロフィールや地域自殺対策の政策パッケージ等を提供するなどして、地域レベルの実践的な取組への支援を強化する。

(1) 地域自殺実態プロフィールの作成

国は、指定調査研究等法人において、全ての都道府県及び市町村それぞれの自殺の実態を分析した自殺実態プロフィールを作成し、地方公共団体の地域自殺対策計画の策定・見直しを支援する。【厚生労働省】

(2) 地域自殺対策の政策パッケージの作成

国は、指定調査研究等法人において、地域特性を考慮したきめ細やかな対策を盛り込んだ地域自殺対策の政策パッケージを作成し、地方公共団体の地域自殺対策計画の策定・見直しを支援する。【厚生労働省】

(3) 地域自殺対策計画の策定・見直し等の支援

国は、地域自殺実態プロフィールや地域自殺対策の政策パッケージの提供、地域自殺対策計画策定ガイドラインの策定等により、地域自殺対策計画の策定・見直しを支援する。【厚生労働省】

(4) 地域自殺対策計画策定ガイドラインの策定

国は、地域自殺対策計画の円滑な策定に資するよう、地域自殺対策計画策定ガイドラインを策定する。【厚生労働省】

(5) 地域自殺対策推進センターへの支援

国は、都道府県や政令指定都市に設置する地域自殺対策推進センターが、管内の市町村の自殺対策計画の策定・進捗管理・検

証等への支援を行うことができるよう、指定調査研究等法人による研修等を通じて地域自殺対策推進センターを支援する。また、地域自殺対策推進センターが地域自殺対策の牽引役として自殺対策を進められるよう、地域自殺対策推進センター長の設置及び全国の地域自殺対策推進センター長による会議の開催に向けた支援を行う。【厚生労働省】

(6) 自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進

国は、地方公共団体が自殺対策と他の施策等とのコーディネート役を担う自殺対策の専任職員を配置したり専任部署を設置したりするなどして、自殺対策を地域づくりとして総合的に推進することを促す。【厚生労働省】

2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す

平成28年4月、基本法の改正により、その基本理念において、自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきことが明記されるとともに、こうした自殺対策の趣旨について国民の理解と関心を深めるため、国民の責務の規定も改正された。また、国及び地方公共団体としても、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずることが必要であることから、自殺予防週間及び自殺対策強化月間について規定されている。

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であるが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、自殺の問題は一部の人や地域だけの問題ではなく、国民誰もが当事者となり得る重大な問題であることについて国民の理解の促進を図る必要がある。

また、自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、命や暮らしの危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるという理解を促進することを通じて、自分の周りにはいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという自殺対策に

における国民一人ひとりの役割等についての意識が共有されるよう、教育活動、広報活動等を通じた啓発事業を展開する。

(1) 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施

基本法第7条に規定する自殺予防週間(9月10日から16日まで)及び自殺対策強化月間(3月)において、国、地方公共団体、関係団体、民間団体等が連携して「いのち支える自殺対策」という理念を前面に打ち出し、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」という認識の浸透も含めて啓発活動を推進する。あわせて、啓発活動によって援助を求めるに至った悩みを抱えた人が必要な支援を受けられるよう、支援策を重点的に実施する。また、自殺予防週間や自殺対策強化月間について、国民の約3人に2人以上が聞いたことがあるようにすることを目指す。【厚生労働省、関係府省】

(2) 児童生徒の自殺対策に資する教育の実施

学校において、体験活動、地域の高齢者等との世代間交流及び心理・福祉の専門家や自殺対策に資する取組を行う関係団体との連携などを通じた児童生徒が命の大切さ・尊さを実感できる教育や、SOSの出し方に関する定期的な教育を含めた社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育を更に推進するとともに、自尊感情や自己有用感が得られ、児童生徒の生きることの促進要因を増やすことを通じて自殺対策に資する教育の実施に向けた環境づくりを進める。【文部科学省】

児童生徒の自殺は、長期休業明け前後に多い傾向があることから、長期休業前から長期休業期間中、長期休業明けの時期にかけて、児童生徒向けの自殺予防の取組に関する周知徹底の強化を実施したり、GIGAスクール構想で配布されているPCやタブレット端末の活用等による自殺リスクの

把握やプッシュ型の支援情報の発信を推進したりするなど、小学校、中学校、高等学校等における早期発見・見守り等の取組を推進する。【文部科学省】

さらに、メディアリテラシー教育とともに、情報モラル教育を推進する。【内閣府、総務省、文部科学省、消費者庁】

(3) 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及

「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」という認識を浸透させることや、自殺や自殺関連事象に関する誤った社会通念から脱却し国民一人ひとりの危機遭遇時の対応能力(援助希求技術)を高めるため、インターネット(スマートフォン、携帯電話等を含む)を積極的に活用して正しい知識の普及を推進する。【厚生労働省】

また、自殺念慮の割合等が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると捉えて、理解促進の取組を推進する。【法務省、文部科学省、厚生労働省、関係府省】

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であるが、その一方で、中には、病気などにより衝動的に自殺で亡くなる人がいることも、併せて周知する。【厚生労働省】

ゲートキーパーの養成を通じて、自殺や自殺対策に関する正しい理解促進の取組を推進する。【厚生労働省】

(4) うつ病等についての普及啓発の推進

ライフステージ別の抑うつ状態やうつ病等の精神疾患に対する正しい知識の普及・啓発、心のサポーターの養成を通じたメンタルヘルスの正しい知識の普及を行うことにより、早期休息・早期相談・早期受診を促進する。【厚生労働省】

3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する

自殺者や遺族のプライバシーに配慮しつつ、自殺総合対策の推進に資する調査研究等を疫学的研究や科学的研究も含め多角的

に実施するとともに、その結果を自殺対策の実務的な視点からも検証し、検証による成果等を速やかに地域自殺対策の実践に還元する。

(1) 自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究及び検証

社会的要因を含む自殺の原因・背景、自殺に至る経過を多角的に把握し、保健、医療、福祉、教育、労働等の領域における個別対応や制度の改善を充実させるための調査や、自殺未遂者を含む自殺念慮者の地域における継続的支援に関する調査等を実施する。【厚生労働省】

指定調査研究等法人においては、自殺対策全体のP D C Aサイクルの各段階の政策過程に必要な調査及び働きかけを通じて、自殺対策を実践するとともに、必要なデータや科学的エビデンスの収集のため、研究のグランドデザインに基づき「革新的自殺研究推進プログラム」を推進する。【厚生労働省】

また、地方公共団体、関係団体、民間団体等が実施する自殺の実態解明のための調査の結果等を施策に生かせるよう、情報の集約、提供等を進める。さらに、相談機関等に集約される情報も、実態解明や対策検討・実施に当たり重要なものとなることから、相談機関等の意向も十分踏まえながら、集約し、活用することを検討する。【厚生労働省】

(2) 調査研究及び検証による成果の活用

国、地方公共団体等における自殺対策の企画、立案に資するため、指定調査研究等法人における自殺の実態、自殺に関する内外の調査研究等自殺対策に関する情報の収集・整理・分析の結果を速やかに活用する。【厚生労働省】

(3) 先進的な取組に関する情報の収集、整理及び提供

地方公共団体が自殺の実態、地域の実情に応じた対策を企画、立案、実施できるよう、指定調査研究等法人における、自殺実態プロファイルや地域自殺対策の政策パッケージ等の必要な情報の提供（地方公共団体の規模等、特徴別の先進事例の提供を含

む。）を推進する。【厚生労働省】

(4) 子ども・若者及び女性等の自殺等についての調査

学校において、児童生徒等の自殺又は自殺の疑いのある事案について、学校が持つ情報の整理等の基本調査を行い、自殺の背景に学校生活に関係する要素があると考えられる場合や、遺族の要望がある場合等には、学校又は学校の設置者が再発防止を検討するための第三者を主体としたより詳細な調査を行う。【文部科学省】

さらに、国においては、詳細な調査の結果を収集し、児童生徒等の自殺の特徴や傾向、背景や経緯等を分析しながら、児童生徒等の自殺を防ぐ方策の検討を行う。【文部科学省、厚生労働省】

若年層及び女性等の自殺対策が課題となっていることを踏まえ、若者、女性及び性的マイノリティの自殺や生きづらさに関する支援一体型の調査を支援する。

【厚生労働省、内閣府、文部科学省】

(5) コロナ禍における自殺等についての調査

令和2年は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、「子ども」や「若年女性」等の自殺が急増し、自殺者数の総数が11年ぶりに前年を上回った。背景の要因としては、社会生活の変化や、過度に繰り返したり、センセーショナルな見出しを付けたりとといった自殺報道の影響、配偶者からの暴力（DV）、育児、介護疲れ、雇用問題といった自殺につながりかねない問題の深刻化等が考えられるが、引き続き、情報の収集・整理・分析を進める。【厚生労働省、内閣府、文部科学省】

(6) 死因究明制度との連動における自殺の実態解明

社会的要因を含む自殺の原因・背景、自殺に至る経過等、自殺の実態の多角的な把握に当たっては、「死因究明等推進計画」（令和3年6月1日閣議決定）に基づく、死因究明により得られた情報の活用推進を含む死因究明等推進施策との連動性を強化する。【厚生労働省】

地域自殺対策推進センターにおける、「死因究明等推進計画」に基づき都道府県に設置される死因究明等推進地方協議会、保健所等との地域の状況に応じた連携、統計法第33条の規定に基づく死亡小票の精査・分析、地域の自殺の実態把握への活用を推進する。【厚生労働省】

「予防可能な子どもの死亡を減らすことを目的とした予防のための子どもの死亡検証（ChildDeathReview; CDR）」については、令和2年度からモデル事業を実施しており、地方公共団体においては子どもの自殺例も検証対象としているところ、モデル事業により具体的な事例を積み上げ、課題等を踏まえて体制整備に向けた検討を進めていく。【厚生労働省】

（7）うつ病等の精神疾患の病態解明、治療法の開発及び地域の継続的ケアシステムの開発につながる学際的研究

自殺対策を推進する上で必要なうつ病等の精神疾患の病態解明や治療法の開発を進めるとともに、うつ病等の患者が地域において継続的にケアが受けられるようなシステムの開発につながる学際的研究を推進し、その結果について普及を図る。【厚生労働省】

（8）既存資料の利活用の促進

警察や消防、学校や教育委員会等が保有する自殺統計及びその関連資料を始め関係機関が保有する資料について、地域自殺対策の推進に生かせるようにするため情報を集約し、提供を推進する。【警察庁、総務省、文部科学省、厚生労働省】

国、地方公共団体等における根拠に基づく自殺対策の企画、立案に資するため、指定調査研究等法人における自殺の実態、自殺に関する内外の調査研究等とともに、自殺対策に資する既存の政府統計マイクロデータ、機密性の高い行政記録情報を安全に集積・整理・分析するオンサイト施設を形成し、分析結果の政策部局・地方公共団体への提供を推進するとともに、地域における自殺の実態、地域の実情に応じた取組が進められるよう、地方公共団体や地域民間団体が保有する関連データの収集とその分析

結果の提供やその利活用の支援、地域における先進的な取組の全国への普及等を推進する。【総務省、厚生労働省】

（9）海外への情報発信の強化を通じた国際協力の推進

日本においては、国を挙げて自殺対策が総合的に推進された結果、自殺者数が3万人台から2万人台に減少したところであり、こうした日本における取組について国際的に発信し、国際的な自殺対策の推進への貢献を行う。【厚生労働省】

4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る

自殺対策の専門家として直接的に自殺対策に関わる人材の確保、養成、資質の向上を図ることはもちろん、様々な分野において生きることの包括的な支援に関わっている専門家や支援者等を自殺対策に関わる人材として確保、養成することが重要となっていることを踏まえて、幅広い分野で自殺対策教育や研修等を実施する。また、自殺や自殺関連事象に関する正しい知識を普及したり、自殺の危険を示すサインに気付き、声を掛け、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守ったりする、「ゲートキーパー」の役割を担う人材等を養成する。自殺予防週間、自殺対策強化月間における集中的な広報を含め、年間を通じて広く周知を進めることにより、国民の約3人に1人以上がゲートキーパーについて聞いたことがあるようにすることを目指す。また、これら地域の人的資源の連携を調整し、包括的な支援の仕組みを構築する役割を担う人材を養成する。

（1）大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進

生きることの包括的な支援として自殺対策を推進するに当たっては、自殺対策や自殺のリスク要因への対応に係る人材の確保、養成及び資質の向上が重要であることから、医療、保健福祉、心理等に関する専門家等を養成する大学、専修学校、関係団体等と連携して自殺対策教育を推進する。【文部科学省、厚生労働省】

(2) **自殺対策の連携調整を担う人材の養成**
 地域における関係機関、関係団体、民間団体、専門家、その他のゲートキーパー等の連携を促進するため、関係者間の連携調整を担う人材の養成及び配置を推進する。**【厚生労働省】**

自殺リスクを抱えている人に寄り添いながら、地域における関係機関や専門家等と連携した課題解決などを通して相談者の自殺リスクが低下するまで伴走型の支援を担う人材の養成を推進する。**【厚生労働省】**

(3) **かかりつけの医師等の自殺リスク評価及び対応技術等に関する資質の向上**

うつ病等の精神疾患患者は身体症状が出ることも多く、かかりつけの医師等を受診することも多いことから、将来専門とする分野にかかわらず、基本的な診療能力を身に付けるための医師臨床研修制度において、精神科研修を必修とし、うつ病を経験すべき疾病・病態に位置付けている。また、生涯教育等の機会を通じ、かかりつけの医師等のうつ病等の精神疾患の理解と対応及び患者の社会的な背景要因を考慮して自殺リスクを的確に評価できる技術の向上並びに地域における自殺対策や様々な分野の相談機関や支援策に関する知識の普及を図る。**【厚生労働省】**

(4) **教職員に対する普及啓発等**

児童生徒と日々接している学級担任、養護教諭等の教職員や、学生相談に関わる大学等の教職員に対し、SOSの出し方を教えるだけでなく、子どもがSOSを出しやすい環境を整えることの重要性を伝え、また、大人が子どものSOSを察知し、それをどのように受け止めて適切な支援につなげるかなどについて普及啓発を実施するため、研修に資する教材の作成・配布等により取組の支援を行う。遺児等に対するケアも含め教育相談を担当する教職員の資質向上のための研修等を実施する。また、自殺念慮の割合等が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると捉えて、教職員の理解を促進する。**【文部科学省】**

(5) **地域保健スタッフや産業保健スタッフの資質の向上**

国は、地方公共団体が精神保健福祉センター、保健所等における心の健康問題に関する相談機能を向上させるため、保健師等の地域保健スタッフに対する心の健康づくりや当該地域の自殺対策についての資質向上のための研修を地域自殺対策推進センターと協力して実施することを支援する。**【厚生労働省】**

また、職域におけるメンタルヘルス対策を推進するため、産業保健スタッフの資質向上のための研修等を充実する。**【厚生労働省】**

(6) **介護支援専門員等に対する研修**

介護支援専門員、介護福祉士、社会福祉士等の介護事業従事者の研修等の機会を通じ、心の健康づくりや自殺対策に関する知識の普及を図る。**【厚生労働省】**

(7) **民生委員・児童委員等への研修**

住民主体の見守り活動を支援するため、民生委員・児童委員等に対する心の健康づくりや自殺対策に関する施策についての研修を実施する。**【厚生労働省】**

(8) **社会的要因に関連する相談員の資質の向上**

消費生活センター、地方公共団体等の多重債務相談窓口、商工会・商工会議所等の経営相談窓口、ハローワークの相談窓口等の相談員、福祉事務所のケースワーカー、生活困窮者自立相談支援事業における支援員に対し、地域の自殺対策やメンタルヘルスについての正しい知識の普及を促進する。**【金融庁、消費者庁、厚生労働省、経済産業省、関係府省】**

(9) **遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上**

警察官、消防職員等の公的機関で自殺に関連した業務に従事する者に対して、遺族等からの意見も踏まえつつ、遺族等に寄り添った適切な遺族等への対応等に関する知識の普及を促進する。**【警察庁、総務省】**

(10) **様々な分野でのゲートキーパーの養成**
 弁護士、司法書士等、多重債務問題等の

法律問題に関する専門家、調剤、医薬品販売等を通じて住民の健康状態等に関する情報に接する機会が多い薬剤師、定期的かつ一定時間顧客に接する機会が多いことから顧客の健康状態等の変化に気付く可能性のある理容師、児童生徒と日々接している教職員等、業務の性質上、ゲートキーパーとしての役割が期待される職業について、地域の自殺対策やメンタルヘルスに関する知識の普及に資する情報提供等、関係団体に必要な支援を行うこと等を通じ、ゲートキーパー養成の取組を促進する。【厚生労働省、関係府省】

若者を含め、国民一人ひとりが、周りの人の異変に気付いた場合には身近なゲートキーパーとして適切に行動することができるよう、必要な基礎的知識の普及を図る。そのため、全国的にゲートキーパー養成の取組を促進すべく、行政機関や各地域におけるゲートキーパー研修の受講の取組を進める。【厚生労働省、文部科学省】

(11) 自殺対策従事者への心のケアの推進

地方公共団体の業務や民間団体の活動に従事する人も含む自殺対策従事者について、相談者が自殺既遂に至った場合も含めて自殺対策従事者の心の健康を維持するための仕組みづくりを推進するとともに、心の健康に関する知見を生かした支援方法の普及を図る。また、相談窓口が逼迫する中で、継続的に相談員が相談者に寄り添いながら適切に相談にあたることができるよう、各相談機関において、スーパーバイザーの役割を果たす専門職の配置等の組織的なフォローができるよう支援する。【厚生労働省】

(12) 家族や知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援

悩みを抱える者だけでなく、悩みを抱える者を支援する家族や知人等を含めた支援者が孤立せずすむよう、これらの家族等に対する支援を推進する。【厚生労働省】

(13) 研修資材の開発等

国、地方公共団体等が開催する自殺対策に関する様々な人材の養成、資質の向上のための研修を支援するため、研修資材の開

発を推進するとともに、指定調査研究等法人における公的機関や民間団体の研修事業を推進する。【厚生労働省】

5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

自殺の原因となり得る様々なストレスについて、ストレス要因の軽減、ストレスへの適切な対応など心の健康の保持・増進に加えて、過重労働やハラスメントの対策など職場環境の改善のための、職場、地域、学校における体制整備を進める。

(1) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現のため、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、調査研究等、啓発、相談体制の整備等、民間団体の活動に対する支援等の過労死等の防止のための対策を推進する。【厚生労働省】

また、職場におけるメンタルヘルス対策の充実を推進するため、引き続き、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」の普及啓発を図るとともに、労働安全衛生法の改正により平成27年12月に創設されたストレスチェック制度の実施の徹底を通じて、事業場におけるメンタルヘルス対策の更なる普及を図る。あわせて、ストレスチェック制度の趣旨を踏まえ、長時間労働などの量的負荷のチェックの視点だけではなく、職場の人間関係や支援関係といった質的負荷のチェックの視点も踏まえて、職場環境の改善を図っていくべきであり、ストレスチェック結果を活用した集団分析を踏まえた職場環境改善に係る取組の優良事例の収集・共有、職場環境改善の実施等に対する助成措置等の支援を通じて、事業場におけるメンタルヘルス対策を推進する。【厚生労働省】

加えて、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイトにおいて、総合的な情報提供や電話・メール・SNS相談を実施するとともに、各都道府県にある産業保健総合支援センターにおいて、事業者への啓発セミナー、事業場の人事労務担当者・産業保健ス

スタッフへの研修、事業場への個別訪問による若年労働者や管理監督者に対するメンタルヘルス不調の予防に関する研修などを実施する。【厚生労働省】

小規模事業場に対しては、安全衛生管理体制が必ずしも十分でないことから、産業保健総合支援センターの地域窓口において、個別訪問等によりメンタルヘルス不調を感じている労働者に対する相談対応などを実施するとともに、メンタルヘルス対策等の取組に対する助成措置等を通じて、小規模事業場におけるメンタルヘルス対策を強化する。【厚生労働省】

さらに、「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）や「健康・医療戦略」（平成26年7月22日閣議決定）に基づき、産業医・産業保健機能の強化、長時間労働の是正、法規制の執行の強化、健康経営の普及促進等をそれぞれ実施するとともに、それらを連動させて一体的に推進する。【厚生労働省、経済産業省】

また、パワーハラスメント対策については、引き続き、ポータルサイトや企業向けセミナー等を通じて、広く国民及び労使に向けた周知・広報を行うとともに、労使の具体的な取組の促進を図る。【厚生労働省】

さらに、全ての事業所においてパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産等に関するハラスメントがあってはならないという方針の明確化や、その周知・啓発、相談窓口の設置等の措置が講じられるよう、また、これらのハラスメント事案が生じた事業所に対しては、適切な事後の対応及び再発防止のための取組が行われるよう都道府県労働局雇用環境・均等部（室）による指導の徹底を図る。【厚生労働省】

（２）地域における心の健康づくり推進体制の整備

精神保健福祉センター、保健所等における心の健康問題やその背景にある社会的問題等に関する相談対応機能を向上させるとともに、心の健康づくりにおける地域保健と産業保健及び関連する相談機関等との連携を推進する。【厚生労働省】

また、公民館等の社会教育施設の活動を

充実することにより、様々な世代が交流する地域の居場所づくりを進める。【文部科学省】

さらに、心身の健康の保持・増進に配慮した公園整備など、地域住民が集い、憩うことのできる場所の整備を進める。【国土交通省】

農山漁村において高齢者が安心して活動し、暮らせるよう、高齢者の生きがい発揮のための施設整備を行うなど、快適で安心な生産環境・生活環境づくりを推進する。【農林水産省】

（３）学校における心の健康づくり推進体制の整備

保健室やカウンセリングルーム等をより開かれた場として、養護教諭等の行う健康相談を推進するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置及び常勤化に向けた取組を進めるなど学校における相談体制の充実を図る。また、相談の際にプライバシーが守られる環境を整備するとともに、これらの教職員の資質向上のための研修を行う。さらに、大学等においては、学生の心の問題・成長支援に関する課題やニーズへの理解を深め、心の悩みを抱える学生に必要な支援につなぐための教職員向けの取組の推進を図る。【文部科学省】

また、学校と地域が連携して、児童生徒がSOSを出したときにそれを受け止めることのできる身近な大人を地域に増やすための取組を推進する。【文部科学省、厚生労働省】

さらに、事業場としての学校の労働安全衛生対策を推進する。【文部科学省】

（４）大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

大規模災害の被災者は様々なストレス要因を抱えることとなるため、孤立防止や心のケアに加えて、生活再建等の復興関連施策を、発災直後から復興の各段階に応じて中長期にわたり講ずることが必要である。また、支援者の心のケアも必要である。そのため、東日本大震災における被災者の心の健康状態や自殺の原因の把握及び対応策

の検討、実施を引き続き進めるとともに、そこで得られた知見を今後の防災対策へ反映する。【内閣府、復興庁、厚生労働省】

東日本大震災及び東京電力福島第一原発事故の被災者等について、復興のステージの進展に伴う生活環境の変化や避難に伴う差別・偏見等による様々なストレス要因を軽減するため、国、地方公共団体、民間団体等が連携して、被災者の見守り活動等の孤立防止や心のケア、人権相談のほか、生活再建等の復興関連施策を引き続き実施する。【法務省、文部科学省、復興庁、厚生労働省】

また、心のケアについては、被災者の心のケア支援事業の充実・改善や調査研究の拡充を図るとともに、各種の生活上の不安や悩みに対する相談や実務的な支援と専門的な心のケアとの連携強化等を通じ、支援者も含めた被災者へのきめ細かな心のケアを実施する。【復興庁、厚生労働省】

大規模災害の発災リスクが高まる中、被災地域において適切な災害保健医療活動が行えるよう、平成28年熊本地震での課題を踏まえた災害派遣精神医療チーム（DPAT）の体制整備と人材育成の強化、災害拠点精神科病院の整備を早急に進める。また、災害現場で活動するDPAT隊員等の災害支援者が惨事ストレスを受けるおそれがあるため、惨事ストレス対策を含めた支援の方策について、地方公共団体とDPATを構成する関係機関との事前の取決め等の措置を講じる。【厚生労働省】

6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

自殺の危険性の高い人の早期発見に努め、必要に応じて精神科医療につなぐ取組が進められている状況を踏まえ、これらの人々が適切な精神科医療を確実に受けられるよう精神科医療体制を充実する。また、必ずしも精神科医療につなぐだけでは対応が完結しない事例も少なくないと考えられ、精神科医療につながった後も、その人が抱える悩み、すなわち自殺の危険性を高めた背景にある経済・生活の問題、福祉の問題、家族の問題など様々な問題に対して包括的

に対応する必要がある。そのため、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする。

（1）精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性の向上

各都道府県が定める保健、医療、福祉に関する計画等における精神保健福祉対策を踏まえつつ、地域の精神科医療機関を含めた保健・医療・福祉・教育・労働・法律等の関係機関・関係団体等のネットワークの構築を促進する。特に、精神科医療、保健、福祉の連動性を高める。【厚生労働省】

また、地域において、かかりつけの医師等がうつ病と診断した人や救急医療機関に搬送された自殺未遂者について、生活上の課題等の確認をする体制、退院後に円滑に精神科医療につなげるための医療連携体制及び様々な分野の相談機関につなげる多機関連携体制の整備を推進する。【厚生労働省】

（2）精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成など精神科医療体制の充実

かかりつけの医師や救急医療機関等が、自殺の危険性の高い人や自殺未遂者を精神科医療につなげようとする際、精神科医療機関がこれらの緊急性を踏まえて確実に対応できるよう、診療報酬での取扱いを踏まえた精神科医療体制の充実の方策を検討する。【厚生労働省】

心理職等の精神科医療従事者に対し、精神疾患に対する適切な対処等に関する研修を実施し、精神科医をサポートできる心理職等の養成を図るとともに、うつ病の改善に効果の高い認知行動療法などの治療法を普及し、その実施によるうつ病患者の減少を図るため、主に精神科医療において専門的うつ病患者の治療に携わる者に対し研修を実施する。【厚生労働省】

これらの心理職等のサポートを受けて精神科医が行う認知行動療法などの診療の更なる普及、均てん化を図るため、認知行動療法研修事業の充実・強化、人材育成や連携体制の構築、診療報酬での取扱いを踏まえた精神科医療体制の充実の方策を検討す

る。【厚生労働省】

また、適切な薬物療法の普及や過量服薬対策を徹底するとともに、環境調整についての知識の普及を図る。【厚生労働省】

（３）精神保健医療福祉サービスの連動性を高めるための専門職の配置

各都道府県が定める保健、医療、福祉に関する計画等における精神保健福祉対策を踏まえつつ、地域の精神科医療機関を含めた保健・医療・福祉・教育・労働・法律等の関係機関・関係団体等のネットワークの構築を促進する。特に、精神科医療、保健、福祉の連動性を高める。さらに、これらの施策の連動性を高めるため、精神保健福祉士等の専門職を、医療機関等に配置するなどの取組を進める。【厚生労働省】【一部再掲】

（４）かかりつけの医師等の自殺リスク評価及び対応技術等に関する資質の向上

うつ病等の精神疾患患者は身体症状が出ることも多く、かかりつけの医師等を受診することも多いことから、将来専門とする分野にかかわらず、基本的な診療能力を身に付けるための医師臨床研修制度において、精神科研修を必修とし、うつ病を経験すべき疾病・病態に位置付けている。また、生涯教育等の機会を通じ、かかりつけの医師等のうつ病等の精神疾患の理解と対応及び患者の社会的な背景要因を考慮して自殺リスクを的確に評価できる技術の向上並びに地域における自殺対策や様々な分野の相談機関や支援策に関する知識の普及を図る。【厚生労働省】【再掲】

（５）子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備

成人とは異なる診療モデルについての検討を進め、子どもの心の問題に対応できる医療系関係専門職や子どもの心の診療に専門的に関わる医師等の養成を推進するなど子どもの心の診療体制の整備を推進する。【厚生労働省】

子どもに対して緊急入院も含めた医療に対応可能な医療機関を拡充し、またそのための人員を確保する。【厚生労働省】

児童相談所や市町村の子どもの相談に関

わる機関等の機能強化を図るとともに、精神保健福祉センターや市町村の障害福祉部局等の療育に関わる関係機関との連携の強化を図る。【厚生労働省】

さらに、療育に関わる関係機関と学校及び医療機関等との連携を通して、どのような家庭環境にあっても、全ての子どもが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられる環境を整備する。【厚生労働省】

（６）うつ等のスクリーニングの実施

保健所、市町村の保健センター等による訪問指導や住民健診、健康教育・健康相談の機会を活用することにより、地域における、うつ病の懸念がある人の把握を推進する。【厚生労働省】

特に高齢者については、閉じこもりやうつ状態になることを予防することが、介護予防の観点からも必要であり、地域の中で生きがい・役割を持って生活できる地域づくりを推進することが重要である。このため、市町村が主体となって高齢者の介護予防や社会参加の推進等のための多様な通いの場の整備など、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を推進する。【厚生労働省】

また、出産後間もない時期の産婦については、産後うつの予防等を図る観点から、産婦健康診査で心身の健康状態や生活環境等の把握を行い、産後の初期段階における支援を強化する。【厚生労働省】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問する、「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」において、子育て支援に関する必要な情報提供等を行うとともに、産後うつの予防等も含めた支援が必要な家庭を把握した場合には、適切な支援に結びつける。【厚生労働省】

（７）うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進

うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者において、例えば、依存症においては関連法令に基づく取組、借金や家族問題等との関連性も踏まえて、調査研究を推進するとともに、継続的に治療・援助を行うための体制の整備、地域の医療機関を含めた

保健、医療、福祉、教育、労働、法律等の関係機関・関係団体のネットワークの構築、自助活動に対する支援等を行う。【厚生労働省】

また、思春期・青年期において精神的問題を抱える者、自傷行為を繰り返す者や過去のいじめや被虐待経験などにより深刻な生きづらさを抱える者については、とりわけ若者の職業的自立の困難さや生活困窮などの生活状況等の環境的な要因も十分に配慮しつつ、地域の救急医療機関、精神保健福祉センター、保健所、教育機関等を含めた保健、医療、福祉、教育、労働、法律等の関係機関・関係団体のネットワークの構築により適切な医療機関や相談機関を利用できるよう支援するなど、要支援者の早期発見、早期介入のための取組を推進する。【厚生労働省】

(8) がん患者、慢性疾患患者等に対する支援

がん患者について、必要に応じ専門的、精神心理的なケアにつなぐことができるよう、がん相談支援センターを中心とした体制の構築と周知を行う。【厚生労働省】

重篤な慢性疾患に苦しむ患者等からの相談を適切に受けられることができる看護師等を養成するなど、心理的ケアが実施できる体制の整備を図る。【厚生労働省】

7. 社会全体の自殺リスクを低下させる

自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」を減らし、「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で実施する必要がある。そのため、様々な分野において、「生きることの阻害要因」を減らし、併せて「生きることの促進要因」を増やす取組を推進する。

(1) 地域における相談体制の充実と支援策、相談窓口情報等の分かりやすい発信

地方公共団体による自殺対策関連の相談窓口等を掲載した啓発用のパンフレット等が、啓発の対象となる人たちのニーズに即して作成・配布されるよう支援し、併せて

地域の相談窓口が住民にとって相談しやすいものになるよう体制の整備を促進する。【厚生労働省】

また、悩みを抱える人がいつでもどこでも相談でき、適切な支援を迅速に受けられるためのよりどころとして、自殺防止のための24時間365日の無料電話相談を設置し、併せて地方公共団体による電話相談について全国共通ダイヤル(こころの健康相談統一ダイヤル)を設定し、引き続き当該電話相談を利用に供するとともに、民間団体による電話相談窓口の支援を行う。さらに多様な相談ニーズに対応するため、SNSや新たなコミュニケーションツールを活用した相談事業支援を拡充し、相談者が必要とするときに効果的な対応が可能となるよう仕組みの構築を進める。【厚生労働省】

電話、SNS等を活用した相談について、自殺予防週間や自殺対策強化月間等の機会を捉え、広く周知を進めることにより、国民の約3人に2人以上が当該電話相談及びSNS等相談について聞いたことがあるようにすることを目指す。【厚生労働省】

(2) 多重債務の相談窓口の整備とセーフティネット融資の充実

さらに、支援を必要としている人が簡単に適切な支援策に係る情報を得ることができるようにするため、インターネット(スマートフォン、携帯電話等を含む。)を活用した検索等の仕組みや検索連動広告及びプッシュ型の情報発信など、生きることの包括的な支援に関する情報の集約、提供を強化し、その周知を徹底する。【厚生労働省】

地域共生社会の実現に向けた施策として、制度の狭間にある人、複合的な課題を抱え自ら相談に行くことが困難な人などを地域において早期に発見し、確実に支援していくため、地域住民と公的な関係機関の協働による包括的な支援体制づくりを進める。【厚生労働省】

(2) 多重債務の相談窓口の整備とセーフティネット融資の充実

「多重債務問題改善プログラム」に基づき、多重債務者に対するカウンセリング体制の充実、セーフティネット貸付の充実を図る。【金融庁、消費者庁、厚生労働省】

(3) 失業者等に対する相談窓口の充実等

失業者に対して早期再就職支援等の各種雇用対策を推進するとともに、ハローワーク等の窓口においてきめ細かな職業相談を実施するほか、失業に直面した際に生じる心の悩み相談など様々な生活上の問題に関する相談に対応し、さらに地方公共団体等との緊密な連携を通して失業者への包括的な支援を推進する。【厚生労働省】

また、「地域若者サポートステーション」において、地域の関係機関とも連携し、若年無業者等の職業的自立を個別的・継続的・包括的に支援する。【厚生労働省】

(4) 経営者に対する相談事業の実施等

商工会・商工会議所等と連携し、経営の危機に直面した個人事業主や中小企業の経営者等を対象とした相談事業、中小企業の一般的な経営相談に対応する相談事業を引き続き推進する。【経済産業省】

また、全都道府県に設置している中小企業活性化協議会において、財務上の問題を抱える中小企業者に対し、窓口における相談対応や金融機関との調整を含めた再生計画の策定支援など、事業再生に向けた支援を行う。【経済産業省】

さらに、融資の際に経営者以外の第三者の個人保証を原則求めないことを金融機関に対して引き続き徹底するよう求めていくとともに、経営者の個人保証によらない融資をより一層促進するため「経営者保証に関するガイドライン」の周知・普及に努める。【金融庁、経済産業省】

(5) 法的問題解決のための情報提供の充実

日本弁護士連合会・弁護士会と連携しつつ、日本司法支援センター（法テラス）の法的問題解決のための情報提供の充実及び国民への周知を図る。【法務省】

また、司法書士会と連携し、司法書士会のホームページ等を通じて、相談事業の国民への周知を図る。【法務省】

(6) 危険な場所における安全確保、薬品等の規制等

自殺の多発場所における安全確保の徹底や支援情報等の掲示、鉄道駅におけるホームドア・ホーム柵の整備の促進等を図る。

【厚生労働省、国土交通省】

また、危険な薬品等の譲渡規制を遵守するよう周知の徹底を図るとともに、従来から行っている自殺するおそれのある行方不明者に関する行方不明者発見活動を継続して実施する。【警察庁、厚生労働省】

(7) ICTを活用した自殺対策の強化

支援を必要としている人が簡単に適切な支援策に係る情報を得ることができるようにするため、インターネット（スマートフォン、携帯電話等を含む。）を活用した検索等の仕組みや検索連動広告及びプッシュ型の情報発信など、支援策情報の集約、提供を強化する。【厚生労働省】【再掲】

「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」という認識を浸透させることや、自殺や自殺関連事象に関する誤った社会通念から脱却し国民一人ひとりの危機遭遇時の対応能力（援助希求技術）を高めるため、インターネット（スマートフォン、携帯電話等を含む。）を積極的に活用して正しい知識の普及を推進する。【厚生労働省】【再掲】

若者は、自発的には相談や支援につながりにくい傾向がある一方で、インターネットやSNS上で自殺をほのめかしたり、自殺の手段等を検索したりする傾向もあると言われている。そのため、自宅への訪問や街頭での声掛け活動だけではなく、ICT（情報通信技術）も活用した若者へのアウトリーチ策を強化する。【厚生労働省】

(8) インターネット上の自殺関連情報対策の推進

SNSによる集団自殺の呼び掛け等、インターネット上の自殺の誘引・勧誘等に係る情報については、警察とインターネット・ホットラインセンターが通報を受け、また、警察とサイバーパトロールセンターがサイバーパトロールを行うなどして把握に努め、警察とインターネット・ホットラインセンターが、プロバイダ等と連携してサイト管理者等に削除を依頼するなど、自殺防止のための必要な措置を講じる。【警察庁】

また、第三者に危害の及ぶおそれのある自殺の手段等を紹介するなどの情報等への対応として、青少年へのフィルタリングの普及等の対策を推進する。【総務省、文部科学省、経済産業省】

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律に基づく取組を促進し、同法に基づく基本計画等により、青少年がインターネットを利用して有害な情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするためにフィルタリングの普及を図るとともに、インターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進等を行う。【内閣府、文部科学省、経済産業省、総務省】

(9) インターネット上の自殺予告事案及び誹謗中傷への対応等

インターネット上の自殺予告事案に対する迅速・適切な対応を継続して実施する。【警察庁】

また、インターネットにおける自殺予告サイトへの書き込み等の違法・有害情報について、フィルタリングソフトの普及、プロバイダにおける自主的措置への支援等を実施する。【総務省、経済産業省】

加えて、電子掲示板への特定個人を誹謗中傷する書き込み等の違法・有害情報について、プロバイダにおける自主的措置への支援、速やかな書き込みの削除の支援及び人権相談等を実施する。【総務省、法務省】

侮辱罪の法定刑の引上げ（令和4年7月7日施行）の趣旨・内容を踏まえ、検察当局においては、誹謗中傷の事案についても、法と証拠に基づき、事案の内容等に応じて、処罰すべき悪質な行為については厳正な処分を行い、適切に対処を行う。【法務省】

(10) 介護者への支援の充実

高齢者や日常生活に支障を来す状態の者への介護者負担を軽減するため、地域包括支援センターその他関係機関等との連携協力体制の整備や介護者に対する相談等が円滑に実施されるよう、相談業務等に従事する職員の確保や資質の向上などに関し、必要な支援の実施に努める。【厚生労働省】

(11) ひきこもりの方への支援の充実

保健・医療・福祉・教育・労働等の分野の関係機関と連携の下でひきこもりに特化した第一次相談窓口としての機能を有する「ひきこもり地域支援センター」において、本人・家族に対する早期からの相談・支援等を行い、ひきこもり支援を推進する。このほか、精神保健福祉センターや保健所、児童相談所において、医師や保健師、精神保健福祉士、社会福祉士等による相談・支援を、本人や家族に対して行う。【厚生労働省】

(12) 児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実

児童虐待は、子どもの心身の発達と人格の形成に重大な影響を与え、自殺のリスク要因ともなり得る。児童虐待の発生予防から虐待を受けた子どもの自立支援まで一連の対策の更なる強化を図るため、市町村及び児童相談所の相談支援体制を強化するとともに、社会的養護の充実を図る。【厚生労働省】

また、児童虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときなどに、ためらわずに児童相談所に通告・相談ができるよう、児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」について、毎年11月の「児童虐待防止推進月間」を中心に、積極的な広報・啓発を実施する。【厚生労働省】

また、社会的養護の下で育った子どもは、施設などを退所し自立するに当たって、保護者などから支援を受けられない場合が多く、その結果、様々な困難を抱えることが多い。そのため、子どもの自立支援を効果的に進めるために、例えば進学や就職などのタイミングで支援が途切れることのないよう、退所した後も引き続き子どもを受け止め、支えとなるような支援の充実を図る。【厚生労働省】

性犯罪・性暴力の被害者の精神的負担軽減のため、被害者が必要とする情報の集約や関係機関による支援の連携を強めるとともに、カウンセリング体制の充実や被害者の心情に配慮した事情聴取等を推進する。【内閣府、警察庁、厚生労働省】

また、自殺対策との連携を強化するため、自殺対策に係る電話相談事業及びSNS相

談事業を行う民間支援団体による支援の連携を強めるとともに、オンラインでの取組も含めた居場所づくりの充実を推進する。

【厚生労働省】

さらに、性犯罪・性暴力被害者等、困難な問題を抱える女性への支援を推進するため、婦人相談所等の関係機関と民間支援団体が連携したアウトリーチや居場所づくりなどの支援の取組を進める。【厚生労働省】

性犯罪・性暴力の被害者において、PTSD等精神疾患の有病率が高い背景として、PTSD対策における医療と保健との連携の不十分さが指摘されている。このため性犯罪・性暴力の被害者支援を適切に行う観点から、性犯罪・性暴力の被害者や犯罪被害者支援に特化したPTSD研修を継続していく。【厚生労働省】

(13) 生活困窮者への支援の充実

複合的な課題を抱える生活困窮者の中に自殺リスクを抱えている人が少なくない実情を踏まえて、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、自殺対策に係る関係機関等とも緊密に連携し、効果的かつ効率的な支援を行う。また、地域の現場でそうした連携が進むよう、連携の具体的な実践例の周知や自殺対策の相談窓口を訪れた生活困窮者を必要な施策につなげるための方策を検討するなど、政策的な連携の枠組みを推進する。【厚生労働省】

さらに、関係機関の相談員を対象に、ケース検討を含む合同の研修を行い、生活困窮者自立支援制度における関係機関の連携促進に配慮した共通の相談票を活用するなどして、自殺対策と生活困窮者自立支援制度の連動性を高めるための仕組みを構築する。【厚生労働省】

(14) ひとり親家庭に対する相談窓口の充実等

子育てと生計の維持を一人で担い、様々な困難を抱えている人が多いひとり親家庭を支援するため、地方公共団体のひとり親家庭の相談窓口に、母子・父子自立支援員に加え、就業支援専門員の配置を進め、子育て・生活に関する内容から就業に関する

内容まで、ワンストップで相談に応じるとともに、必要に応じて、他の支援機関につなげることにより、総合的・包括的な支援を推進する。【厚生労働省】

(15) 性的マイノリティへの支援の充実

法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において相談に応じる。人権相談等で、性的マイノリティ等に関する嫌がらせ等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じる。

【法務省】

性的マイノリティは、社会や地域の無理解や偏見等の社会的要因によって自殺念慮を抱えることもあり、大学等において、本人の同意なく、その人の性的指向・性自認に関する情報を第三者に暴露すること（アウトティング）も問題になっていることから、性的マイノリティに関する正しい理解を広く関係者に促進するとともに、学校における適切な教育相談の実施等を促す。【文部科学省】

性的指向・性自認を理由としたものも含め、社会的なつながりが希薄な方々の相談先として、24時間365日無料の電話相談窓口（よりそいホットライン）を設置するとともに、必要に応じて面接相談や同行支援を実施して具体的な解決につなげる寄り添い支援を行う。【厚生労働省】

性的指向・性自認に関する侮辱的な言動や、労働者の了解を得ずに性的指向・性自認などの機微な個人情報等を他の労働者に暴露することが職場におけるパワーハラスメントに該当し得ること、職場におけるセクシュアルハラスメントは相手の性的指向・性自認にかかわらず該当し得ること等について、引き続きパンフレット等を活用して周知を行う。その他、公正な採用選考についての事業主向けパンフレットに「性的マイノリティの方など特定の人を排除しない」旨を記載し周知する。【厚生労働省】

(16) 相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化

国や地方公共団体、民間団体による相談事業において、障害の特性等により電話や

対面による相談が困難な場合であっても、可能な限り相談ができるよう、FAX、メール、SNS等の多様な意思疎通の手段の確保を図る。【厚生労働省】

地方公共団体による取組を支援するなど、子どもに対するSNSを活用した相談体制の実現を図る。【文部科学省】

性犯罪・性暴力被害者等、困難な問題を抱える女性への支援を推進するため、婦人相談所等の関係機関と民間支援団体が連携したアウトリーチや居場所づくりなどの支援の取組を進める。【厚生労働省】【再掲】

若者は、自発的には相談や支援につながりにくい傾向がある一方で、インターネットやSNS上で自殺をほのめかしたり、自殺の手段等を検索したりする傾向もあると言われている。そのため、自宅への訪問や街頭での声掛け活動だけではなく、ICT（情報通信技術）も活用した若者へのアウトリーチ策を強化する。【厚生労働省】【再掲】

(17) 関係機関等の連携に必要な情報共有の仕組みの周知

地域における多様な支え手による生きることの包括的な支援を円滑に行えるようにするため、相談者本人の意思を尊重しつつ、有機的な連携のため必要な相談者に係る情報を共有することができるよう、関係機関の連携に必要な情報共有の仕組みに係る取組事例を収集し、地方公共団体等に周知する。【厚生労働省】

また、自殺の危険性の高い人や自殺未遂者への支援に関して、生活困窮者自立支援制度における支援会議の活用など、個人情報 の適正な取扱いに関する体制の整備を推進する。【厚生労働省】

(18) 自殺対策に資する居場所づくりの推進

生きづらさを抱えた人や自己肯定感が低い若者、配偶者と離別・死別した高齢者や退職して役割を喪失した中高年男性、性的マイノリティの方等、孤立のリスクを抱えるおそれのある人が、孤立する前に、地域とつながり、支援につながるよう、オンラインでの取組も含めて、孤立を防ぐための居場所づくり等を推進する。【厚生労働省、

関係府省】

相談者が抱える問題を具体的に解決して「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らす個別的な支援と、相談者の自己肯定感を高めて「生きることの促進要因（自殺の保護要因）」を増やす居場所活動を通じた支援とを連動させた包括的な生きる支援を推進する。【厚生労働省】

(19) 報道機関に対するWHOの手引き等の周知

報道機関に適切な自殺報道を呼び掛けるため、WHOの自殺予防の手引きのうち「自殺対策を推進するためにメディア関係者に知ってもらいたい基礎知識（WHO作成）」及び「自殺対策を推進するために映画制作者と舞台・映像関係者に知ってもらいたい基礎知識（WHO作成）」を報道各社に周知し、それらを遵守するよう要請する。また、国内の報道機関が自主的に策定した自殺報道に関するガイドライン等の活用を呼び掛ける。【厚生労働省】

マスメディアにおける自主的な取組に資するよう、自殺報道の影響や諸外国の取組等に関する調査研究を行うとともに、ウェルテル効果（報道が自殺者を増加させる効果）を防ぐための取組や、パパゲーノ効果（報道が自殺を抑止する効果）を高めるための取組や報道における扱いについて、報道関係者やニュースサイト及びSNS等事業者と協力して理解を深めていくための取組を推進する。【厚生労働省】

(20) 自殺対策に関する国際協力の推進

海外の様々な知見等を我が国の自殺対策に活用すべく、海外の自殺対策関係団体等との交流を推進する。【厚生労働省】

日本においては、国を挙げて自殺対策が総合的に推進された結果、自殺者数が3万人台から2万人台に減少したところであり、こうした日本における取組について国際的に発信し、国際的な自殺対策の推進への貢献を行う。【厚生労働省】

【再掲】

8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

救急医療機関に搬送された自殺未遂者へ

の複合的ケースマネジメントの効果検証、医療機関と地方公共団体の連携による自殺未遂者支援の取組検証など、各地で展開された様々な試行的取組の成果の蓄積等を踏まえて、自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐための対策を強化する。また、自殺未遂者を支える家族や支援者等への支援を充実する。

(1) 地域の自殺未遂者等支援の拠点機能を担う医療機関の整備

自殺未遂者の再企図を防ぐためには、救急医療機関に搬送された自殺未遂者に退院後も含めて精神科又は心療内科につなぐなど、継続的に適切に介入するほか、対応困難例の事例検討や地域の医療従事者への研修等を通じて、地域の自殺未遂者支援の対応力を高める拠点となる医療機関が必要であり、これらの取組に対する支援を強化するとともに、モデル的取組の横展開を図る。【厚生労働省】

かかりつけの医師や救急医療機関等が、自殺の危険性の高い人や自殺未遂者を精神科医療につなげようとする際、精神科医療機関がこれらの緊急性を踏まえて確実に対応できるよう、診療報酬での取扱いを踏まえた精神科医療体制の充実の方策を検討する。【厚生労働省】【再掲】

(2) 救急医療施設における精神科医による診療体制等の充実

精神科救急医療体制の充実を図るとともに、救命救急センター等に精神保健福祉士等の精神保健医療従事者等を配置するなどして、治療を受けた自殺未遂者の精神科医療ケアの必要性を評価し、必要に応じて精神科医による診療や精神保健医療従事者によるケアが受けられる救急医療体制の整備を図る。【厚生労働省】

また、自殺未遂者に対する的確な支援を行うため、自殺未遂者の治療とケアに関するガイドラインについて、救急医療関係者等への研修等を通じて普及を図る。【厚生労働省】

(3) 医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化

各都道府県が定める保健、医療、福祉に

関する計画等における精神保健福祉施策を踏まえつつ、地域の精神科医療機関を含めた保健、医療、福祉、教育、労働、法律等の関係機関・関係団体のネットワークの構築を促進する。医療機関と地方公共団体が自殺未遂者への支援を連携して行うことにより、切れ目のない継続的かつ包括的な自殺未遂者支援を推進する。また、自殺の危険性の高い人や自殺未遂者への支援に関して、生活困窮者自立支援制度における支援会議の活用など、個人情報適正な取扱いに関する体制の整備を推進する。さらに、この連携を促進するため、精神保健福祉士等の専門職を、医療機関等に配置するなどの取組を進める。【厚生労働省】【一部再掲】

また、地域において、かかりつけの医師等がうつ病と診断した人や救急医療機関に搬送された自殺未遂者について、生活上の課題等の確認をする体制、退院後に円滑に精神科医療につなげるための医療連携体制及び様々な分野の相談機関につなげる多機関連携体制の整備を推進する。【厚生労働省】【再掲】

自殺未遂者は、再度の自殺を図る可能性が高いこと、また、自殺対策を講じる上で、その原因の究明や把握が必要であることから、自殺未遂者から得られた実態を分析し、有効な自殺対策につなげるため、匿名でデータベース化する取組を進めていく。【厚生労働省】

(4) 居場所づくりとの連動による支援

生きづらさを抱えた人や自己肯定感が低い若者、配偶者と離別・死別した高齢者や退職して役割を喪失した中高年男性、性的マイノリティの方等、孤立のリスクを抱えるおそれのある人が、孤立する前に、地域とつながり、支援につながるよう、オンラインでの取組も含めて、孤立を防ぐための居場所づくり等を推進する。【厚生労働省、関係府省】【再掲】

相談者が抱える問題を具体的に解決して「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らす個別的な支援と、相談者の自己肯定感を高めて「生きることの促進要因（自殺の保護要因）」を増やす居場所活動を通じた支援とを連動させた包括的な生

きる支援を推進する。【厚生労働省】【再掲】

（５）家族等の身近な支援者に対する支援

自殺の原因となる社会的要因に関する各種相談機関とのネットワークを構築することにより精神保健福祉センターや保健所の保健師等による自殺未遂者に対する相談体制を充実するとともに、地域の精神科医療機関を含めた保健、医療、福祉、教育、労働、法律等の関係機関・関係団体のネットワークを構築するなど継続的なケアができる体制の整備を一層進めることなどにより、退院後の家族や知人等の身近な支援者による見守りへの支援を充実する。【厚生労働省】

また、諸外国の実証研究において、家族等の支援を受けた自殺未遂者本人の自殺関連行動や抑うつ感、自殺未遂者の家族自身の抑うつや自殺念慮が改善したとの報告があることを踏まえ、自殺未遂者の日常的な支援者としての家族や知人等、自殺未遂者のことで悩んでいる家族や知人等の支えになりたいと考える者を対象とした研修を開催するとともに、身近な人を支えるための傾聴スキルを学べる動画等を作成して一般に公開し、自殺予防週間や自殺対策強化月間等の機会を捉えて啓発を行う。【厚生労働省】

（６）学校、職場等での事後対応の促進

学校、職場で自傷行為や自殺未遂を把握した場合に、その直後の周りの人々に対する心理的ケアが的確に行われるよう自殺未遂後の職場における対応マニュアルや学校の教職員向けの資料の普及等により、適切な事後対応を促す。【文部科学省、厚生労働省】

また、学校においては、自殺未遂に至った事例について関係者による再発防止に向けた検討の実施を促す。【文部科学省】

９．遺された人への支援を充実する

基本法では、その目的規定において、自殺対策の総合的推進により、自殺の防止を図ることとともに、自殺者の親族等の支援の充実を図ることが掲げられている。自殺により遺された人等に対する迅速な支援を行うとともに、全国どこでも、関連施策を含めた必要な支援情報を得ることができる

よう情報提供を推進するなど、支援を充実する。また、遺族の自助グループ等の地域における活動を支援する。

（１）遺族の自助グループ等の運営支援

地域における遺族の自助グループ等の運営、相談機関の遺族等への周知を支援するとともに、精神保健福祉センターや保健所の保健師等による遺族等への相談体制を充実する。【厚生労働省】

（２）学校、職場等での事後対応の促進

学校、職場で自殺があった場合に、その直後の周りの人々に対する心理的ケアが的確に行われるよう自殺後の職場における対応マニュアルや学校の教職員向けの資料の普及等を行い、遺族の声を聞く機会を設ける等により遺族等の意向を丁寧に確認しつつ、遺族等に寄り添った適切な事後対応を促す。【文部科学省、厚生労働省】

（３）遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等

遺族等が全国どこでも、関連施策を含めた必要な支援情報を得ることができるよう、指定調査研究等法人を中心に取り組む。また、遺族等が総合的な支援ニーズを持つ可能性があることを踏まえ、必要に応じて役立つ情報を迅速に得ることができるよう、一般的な心身への影響と留意点、諸手続に関する情報、自助グループ等の活動情報、民間団体及び地方公共団体の相談窓口その他必要な情報を掲載したパンフレットの作成と、遺族等と接する機会の多い関係機関等での配布を徹底するなど、自殺者や遺族のプライバシーに配慮しつつ、遺族等が必要とする支援策等に係る情報提供を推進する。【厚生労働省】

遺族等が必要とする遺族の自助グループ等の情報や行政上の諸手続及び法的問題への留意事項等を取りまとめ「生きることの包括的な支援」として作成された「自死遺族等を支えるために～総合的支援の手引き」（平成30年11月）の活用を推進するとともに、必要な見直しや情報の整理及び提供を行う。【厚生労働省】

（４）遺族等に対応する公的機関の職員の

資質の向上

警察官、消防職員等の公的機関で自殺に関連した業務に従事する者に対して、遺族等からの意見も踏まえつつ、遺族等に寄り添った適切な遺族等への対応等に関する知識の普及を促進する。【警察庁、総務省】【再掲】

(5) 遺児等への支援

地域における遺児等の支援活動の運営、遺児等やその保護者への相談機関の周知を支援するとともに、児童生徒と日頃から接する機会が多い学校の教職員を中心に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、児童相談所、精神保健福祉センターや保健所の保健師等による遺児等に関する相談体制を充実する。【文部科学省、厚生労働省】

遺児等に対するケアも含め教育相談を担当する教職員の資質向上のための研修等を実施する。【文部科学省】【再掲】

また、遺児の中には、ケアを要する家族がいる場合、自身がヤングケアラーとならざるを得ない可能性があるが、そうした場合に心理的なサポートに加えて看護や介護等を含めた支援を受けられるよう、適切な情報の周知や支援を強化する。【厚生労働省】

10. 民間団体との連携を強化する

国及び地域の自殺対策において、民間団体は非常に重要な役割を担っている。しかし、多くの民間団体が、組織運営や人材育成、資金確保等の面で課題を抱えている。そうした現状を踏まえ、平成28年4月、基本法の改正により、国及び地方公共団体は、民間団体の活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。とされた。

(1) 民間団体の人材育成に対する支援

民間団体における相談の担い手や他機関連携を促すコーディネーターの養成を支援する。【厚生労働省】

活動分野ごとのゲートキーパー養成のための研修資料の開発や研修資料の開発支援、研修受講の支援等により、民間団体における人材養成を支援する。【厚生労働省】

(2) 地域における連携体制の確立

地域において、自殺対策を行っている公的機関、民間団体等の実践的な連携体制の確立を促すとともに、連携体制が円滑に機能するよう優良事例に関する情報提供等の支援を行う。【厚生労働省】

消費者トラブルの解消とともに自殺等の兆候の事前察知や関係機関の連携強化等にも寄与するため、トラブルに遭うリスクの高い消費者（高齢者、消費者被害経験者等）の消費者被害の防止のための見守りネットワークの構築を支援する。【消費者庁】

(3) 民間団体の相談事業に対する支援

民間団体による自殺対策を目的とした相談事業に対する支援を引き続き実施する。【厚生労働省】

また、相談員の人材育成等に必要な情報提供を行うなどの支援を引き続き実施する。【厚生労働省】

民間団体による電話相談窓口の支援を行うとともに、多様な相談ニーズに対応するため、SNSや新たなコミュニケーションツールを活用した相談事業支援を拡充し、相談者が必要とするときに効果的な対応が可能となるよう仕組みの構築を進める。【厚生労働省】【再掲】

(4) 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援

国及び地域における取組を推進するため、民間団体の実施する先駆的・試行的な自殺対策や調査等を支援する。【厚生労働省】

また、民間団体が先駆的・試行的な自殺対策に取り組みやすくなるよう、必要な情報提供等の支援を行う。【厚生労働省】

自殺多発地域における民間団体を支援する。【厚生労働省】

11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

我が国の自殺者数は、近年、全体としては低下傾向にあるものの、小中高生の自殺者数は増えており、令和3年には小中高生の自殺者数が過去2番目の水準となった。また、若年層の死因に占める自殺の割合は

高く、若年層の自殺対策が課題となっている。さらに、基本法に学校におけるSOSの出し方に関する教育の推進が盛り込まれていることなどから、特に若者の自殺対策を更に推進する。

支援を必要とする若者が漏れないよう、その範囲を広くとることは重要であるが、ライフステージ(学校の各段階)や立場(学校や社会とのつながりの有無等)ごとに置かれている状況は異なっており、自殺に追い込まれている事情も異なっていることから、それぞれの集団の置かれている状況に沿った施策を実施することが必要である。

(1) いじめを苦しめた子どもの自殺の予防

いじめ防止対策推進法、「いじめの防止等に関する基本的な方針」(平成25年10月11日文科科学大臣決定)等に定める取組を推進するとともに、いじめは決して許されないことであり、「どの子どもにも、どの学校でも起こり得る」ものであることを周知徹底し、全ての教育関係者がいじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応すること、またその際、いじめの問題を隠さず、学校・教育委員会と家庭・地域が連携して対処していくべきことを指導する。【文科科学省】

子どもがいつでも不安や悩みを打ち明けられるような24時間の全国統一ダイヤル(24時間子供SOSダイヤル)によるいじめなどの問題に関する電話相談体制について地方公共団体を支援するとともに、学校、地域、家庭が連携して、いじめを早期に発見し、適切に対応できる地域ぐるみの体制整備を促進する。また、地方公共団体による取組を支援するなど、子どもに対するSNSを活用した相談体制の実現を図る。【文科科学省】【一部再掲】

また、地域の人権擁護委員等が手紙のやりとりを通じて子どもの悩みに寄り添う「子どもの人権SOSミニレター」などの子どもの人権を守る取組を引き続き実施する。【法務省】

いじめが人に与える影響の大きさへの理解を促すため、いじめを受けた経験のある人やいじめを苦しんで自殺で亡くなった子を持つ遺族等の体験談等を、学校において、子

どもや教育関係者が聴く機会を設けるよう努める。【文科科学省】

(2) 学生・生徒等への支援の充実

児童生徒の自殺は、長期休業明け前後に多い傾向があることから、長期休業前から長期休業期間中、長期休業明けの時期にかけて、児童生徒向けの自殺予防の取組に関する周知徹底の強化を実施したり、GIGAスクール構想で配布されているPCやタブレット端末の活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型の支援情報の発信を推進したりするなど、小学校、中学校、高等学校等における早期発見・見守り等の取組を推進する。【文科科学省】【再掲】

保健室やカウンセリングルーム等をより開かれた場として、養護教諭等の行う健康相談を推進するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置及び常勤化に向けた取組を進めるなど学校における相談体制の充実を図る。また、相談の際にプライバシーが守られる環境を整備するとともに、これらの教職員の資質向上のための研修を行う。さらに、大学等においては、学生の心の問題・成長支援に関する課題やニーズへの理解を深め、心の悩みを抱える学生に必要な支援につなぐための教職員向けの取組の推進を図る。【文科科学省】【再掲】

児童生徒の精神不調等の早期発見や、児童生徒の自殺の実態解明について、ITツールの活用を通じた取組を検討する。【文科科学省】

自殺リスクが高い子どもがいる場合、迅速かつ適切に対応できるよう、子どもの自殺危機に対応していくチームとして学校、教育委員会、地方公共団体の自殺対策担当者、児童相談所、福祉施設、医療機関、警察等の関係機関及び地域の支援者等が連携して子どもの自殺対策にあたることのできる仕組みの設置や運営に関する支援を行うとともに、自殺リスクが高い子どもへの緊急対応について教職員等が専門家や関係機関へ迅速な相談を行えるような体制を構築する。【厚生労働省、文科科学省】

いじめ防止対策推進法、「いじめの防止等に関する基本的な方針」等に定める取組

を推進するとともに、いじめは決して許されないことであり、「どの子どもにも、どの学校でも起こり得る」ものであることを周知徹底し、全ての教育関係者がいじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応すること、またその際、いじめの問題を隠さず、学校・教育委員会と家庭・地域が連携して対処していくべきことを指導する。【文部科学省】【再掲】

子どもがいつでも不安や悩みを打ち明けられるような24時間の全国統一ダイヤル(24時間子供SOSダイヤル)によるいじめなどの問題に関する電話相談体制について地方公共団体を支援するとともに、学校、地域、家庭が連携して、いじめを早期に発見し、適切に対応できる地域ぐるみの体制整備を促進する。また、地方公共団体による取組を支援するなど、子どもに対するSNSを活用した相談体制の実現を図る。【文部科学省】【再掲】

また、地域の人権擁護委員等が手紙のやりとりを通じて子どもの悩みに寄り添う「子どもの人権SOSミニレター」などの子どもの人権を守る取組を引き続き実施する。【法務省】【再掲】

不登校の子どもへの支援について、学校内外における居場所の確保を含めた早期からの支援につながる効果的な取組等を、民間団体を含めた関係機関等と連携しながら推進するとともに、学校内外における相談体制の充実を図る。【文部科学省】

高校中途退学者及び進路未決定卒業者について、中途退学、卒業後の状況等に関する実態の把握及び共有に努め、ハローワーク、地域若者サポートステーション、学校等の関係機関が連携協力し、効果的な支援を行う。【文部科学省、厚生労働省】

(3) SOSの出し方に関する教育の推進

学校において、体験活動、地域の高齢者等との世代間交流及び心理・福祉の専門家や自殺対策に資する取組を行う関係団体との連携などを通じた児童生徒が命の大切さ・尊さを実感できる教育や、SOSの出し方に関する定期的な教育を含めた社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための

教育、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育を更に推進するとともに、自尊感情や自己有用感が得られ、児童生徒の生きることの促進要因を増やすことを通じて自殺対策に資する教育の実施に向けた環境づくりを進める。【文部科学省】【再掲】

児童生徒と日々接している学級担任、養護教諭等の教職員や、学生相談に関わる大学等の教職員に対し、SOSの出し方を教えるだけでなく、子どもがSOSを出しやすい環境を整えることの重要性を伝え、また、大人が子どものSOSを察知し、それをどのように受け止めて適切な支援につなげるかなどについて普及啓発を実施するため、研修に資する教材の作成・配布等により取組の支援を行う。遺児等に対するケアも含め教育相談を担当する教職員の資質向上のための研修等を実施する。また、自殺念慮の割合等が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると捉えて、教職員の理解を促進する。【文部科学省】【再掲】

(4) 子どもへの支援の充実

貧困の状況にある子どもが抱える様々な問題が自殺のリスク要因となりかねないため、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき実施される施策と自殺対策との連携を深める。【内閣府、厚生労働省】

生活困窮者自立支援法に基づく、生活困窮世帯の子どもを対象に、学習支援や居場所づくりに加え、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等を行う学習・生活支援事業を実施するとともに、親との離別・死別等により精神面や経済面で不安定な状況に置かれるひとり親家庭の子どもを対象に、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得や学習支援等を行う居場所づくりを推進する。【厚生労働省】

児童虐待は、子どもの心身の発達と人格の形成に重大な影響を与える。児童虐待の発生予防から虐待を受けた子どもの自立支援まで一連の対策の更なる強化を図るため、市町村及び児童相談所の相談支援体制を強化するとともに、社会的養護の充実を

図る。【厚生労働省】【再掲】

また、社会的養護の下で育った子どもは、施設などを退所し自立するに当たって、保護者などから支援を受けられない場合が多く、その結果、様々な困難を抱えることが多い。そのため、子どもの自立支援を効果的に進めるために、例えば進学や就職などのタイミングで支援が途切れることのないよう、退所した後も引き続き子どもを受け止め、支えとなるような支援の充実を図る。【厚生労働省】【再掲】

（５）若者への支援の充実

「地域若者サポートステーション」において、地域の関係機関とも連携し、若年無業者等の職業的自立を個別的・継続的・包括的に支援する。【厚生労働省】【再掲】

保健・医療・福祉・教育・労働等の分野の関係機関と連携の下でひきこもりに特化した第一次相談窓口としての機能を有する「ひきこもり地域支援センター」において、本人・家族に対する早期からの相談・支援等を行い、ひきこもり対策を推進する。このほか、精神保健福祉センターや保健所、児童相談所において、医師や保健師、精神保健福祉士、社会福祉士等による相談・支援を、本人や家族に対して行う。【厚生労働省】【再掲】

性犯罪・性暴力の被害者の精神的負担軽減のため、被害者が必要とする情報の集約や関係機関による支援の連携を強めるとともに、カウンセリング体制の充実や被害者の心情に配慮した事情聴取等を推進する。【内閣府、警察庁、厚生労働省】【再掲】

また、自殺対策との連携を強化するため、自殺対策に係る電話相談事業及びSNS相談事業を行う民間支援団体による支援の連携を強めるとともに、オンラインでの取組も含めた居場所づくりの充実を推進する。【厚生労働省】【再掲】

さらに、性犯罪・性暴力被害者等、困難な問題を抱える女性への支援を推進するため、婦人相談所等の関係機関と民間支援団体が連携したアウトリーチや居場所づくりなどの支援の取組を進める。【厚生労働省】【再掲】

思春期・青年期において精神的問題を抱

える者、自傷行為を繰り返す者や被虐待経験などにより深刻な生きづらさを抱える者について、地域の救急医療機関、精神保健福祉センター、保健所、教育機関等を含めた保健、医療、福祉、教育、労働等の関係機関・関係団体のネットワークの構築により適切な医療機関や相談機関を利用できるような支援するなど、精神疾患の早期発見、早期介入のための取組を推進する。【厚生労働省】【一部再掲】

（６）若者の特性に応じた支援の充実

若者は、自発的には相談や支援につながりにくい傾向がある一方で、インターネットやSNS上で自殺をほのめかしたり、自殺の手段等を検索したりする傾向もあると言われている。そのため、自宅への訪問や街頭での声掛け活動だけではなく、ICT（情報通信技術）も活用した若者へのアウトリーチ策を強化する。【厚生労働省】【再掲】

支援を必要としている人が簡単に適切な支援策に係る情報を得ることができるようにするため、インターネット（スマートフォン、携帯電話等を含む。）を活用した検索等の仕組みや検索連動広告及びプッシュ型の情報発信など、支援策情報の集約、提供を強化する。【厚生労働省】【再掲】

若年層の自殺対策が課題となっていることを踏まえ、若者の自殺や生きづらさに関する支援一体型の調査を支援する。【厚生労働省】【再掲】

（７）知人等への支援

若者は、支援機関の相談窓口ではなく、個人的なつながりで、友人等の身近な者に相談する傾向があると言われている。また、悩みを打ち明けられ、相談を受けた身近な者が、対応に苦慮して自らも追い詰められていたり、希死念慮を抱えていたりする可能性がある。そのため、民間団体の活動に従事する人や、悩みを抱える者を支援する家族や知人、ゲートキーパー等を含めた支援者も含む自殺対策従事者について、相談者が自殺既遂に至った場合も含めて心の健康を維持するための仕組みづくりを推進するとともに、心の健康に関する知見を生か

した支援方法の普及を図る。【厚生労働省】
【一部再掲】

（８）子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備

令和5年4月1日に設立が予定されているこども家庭庁と連携し、喫緊の課題として子ども・若者の自殺対策を更に強化するため、子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備を検討する。【厚生労働省、文部科学省】

12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する

（１）長時間労働の是正

長時間労働の是正については、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（平成30年法律第71号）による改正後の労働基準法において、事業場使用者と過半数労働組合等が労働基準法第36条第1項に基づく労使協定を結ぶ場合に、法定労働時間を超えて労働者に行わせることが可能な時間外労働の限度を、原則として月45時間かつ年360時間とし、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできないこととする内容とする罰則付きの時間外労働の上限規制等を導入した。【厚生労働省】

また、労働時間の延長及び休日の労働を適正なものとするため、労働基準法に根拠規定を設け、新たに、「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針」（平成30年厚生労働省告示第323号）を定めた。【厚生労働省】

これらを踏まえ、いわゆる過労死・過労自殺を防止するため、過重労働による健康障害の防止に向け、長時間労働が行われている事業場に対する監督指導の徹底など労働基準監督署による監督指導を引き続き徹底していくとともに、これらの制度が円滑に施行されるよう、働き方改革推進支援センターや都道府県労働局等において、相談・支援を行う。【厚生労働省】

また、働く者が生活時間や睡眠時間を確保し、健康な生活を送るため、勤務間インターバル制度の導入促進を図る。【厚生労働省】

加えて、労働時間の適正な把握を徹底するため、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の周知を行う。【厚生労働省】コロナ禍で進んだテレワークの適切な運用を含め、職場のメンタルヘルス対策を更に推進する。【厚生労働省】

さらに、過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現のため、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、調査研究等、啓発、相談体制の整備等、民間団体の活動に対する支援等の過労死等の防止のための対策を推進する。【厚生労働省】【再掲】

昨今増加している副業・兼業を行う方については、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」の周知を行う。【厚生労働省】

（２）職場におけるメンタルヘルス対策の推進

過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現のため、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、調査研究等、啓発、相談体制の整備等、民間団体の活動に対する支援等の過労死等の防止のための対策を推進する。【厚生労働省】【再掲】

また、職場におけるメンタルヘルス対策の充実を推進するため、引き続き、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」の普及啓発を図るとともに、労働安全衛生法の改正により平成27年12月に創設されたストレスチェック制度の実施の徹底を通じて、事業場におけるメンタルヘルス対策の更なる普及を図る。あわせて、ストレスチェック制度の趣旨を踏まえ、長時間労働などの量的負荷のチェックの視点だけではなく、職場の人間関係や支援関係といった質的負荷のチェックの視点も踏まえて、職場環境の改善を図っていくべきであり、ストレスチェック結果を活用した集団分析を踏まえた職場環境改善に係る取組の優良事例の収集・共有、職場環境改善の実施等に対する助成措置等の支援を通じて、事業場におけるメンタルヘルス対策を推進する。【厚生労働省】【再掲】

加えて、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイトにおいて、総合的な情報提供や電話・メール・SNS相談を実施するとともに、各都道府県にある産業保健総合支援センターにおいて、事業者への啓発セミナー、事業場の人事労務担当者・産業保健スタッフへの研修、事業場への個別訪問による若年労働者や管理監督者に対するメンタルヘルス不調の予防に関する研修等を実施する。【厚生労働省】【再掲】

小規模事業場に対しては、安全衛生管理体制が必ずしも十分でないことから、産業保健総合支援センターの地域窓口において、個別訪問等によりメンタルヘルス不調を感じている労働者に対する相談対応等を実施するとともに、メンタルヘルス対策等の取組に対する助成措置等を通じて、小規模事業場におけるメンタルヘルス対策を強化する。【厚生労働省】【再掲】

また、「働き方改革実行計画」や「健康・医療戦略」に基づき、産業医・産業保健機能の強化、長時間労働の是正、法規制の執行の強化、健康経営の普及促進等をそれぞれ実施するとともに、それらを連動させて一体的に推進する。【経済産業省、厚生労働省】【再掲】

（３）ハラスメント防止対策

パワーハラスメント対策については、引き続き、ポータルサイトや企業向けセミナー等を通じて、広く国民及び労使に向けた周知・広報を行うとともに、労使の具体的な取組の促進を図る。【厚生労働省】【再掲】

さらに、全ての事業所においてパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産等に関するハラスメントがあってはならないという方針の明確化や、その周知・啓発、相談窓口の設置等の措置が講じられるよう、また、これらのハラスメント事案が生じた事業所に対しては、適切な事後の対応及び再発防止のための取組が行われるよう都道府県労働局雇用環境・均等部（室）による指導の徹底を図る。【厚生労働省】【再掲】

13. 女性の自殺対策を更に推進する

我が国の自殺死亡率は、近年、全体とし

ては低下傾向にあるものの、女性の自殺者数は令和2年に2年ぶりに増加し、令和3年も更に前年を上回った。女性の自殺対策は、妊産婦への支援を始め、女性特有の視点も踏まえ、講じていく必要がある。

（１）妊産婦への支援の充実

予期せぬ妊娠などにより身体的・精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が、相談支援等を受けられるようにする支援等を含め、性と健康の相談センター事業等により、妊娠初期の方や予期せぬ妊娠をした方等の支援を推進する。【厚生労働省】

妊娠期から出産後の養育に支援が必要な妊婦、妊婦健診を受けずに出産に至った産婦といった特定妊婦等への支援の強化を図るため、関係機関の連携を促進し、特定妊婦や飛び込み出産に対する支援を進める。【厚生労働省】

また、出産後間もない時期の産婦については、産後うつ予防等を図る観点から、産婦健康診査で心身の健康状態や生活環境等の把握を行い、産後の初期段階における支援を強化する。【厚生労働省】【再掲】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問する、「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」において、子育て支援に関する必要な情報提供等を行うとともに、産後うつの予防等も含めた支援が必要な家庭を把握した場合には、適切な支援に結びつける。【厚生労働省】【再掲】

産後に心身の不調又は育児不安等を抱える者等に対しては、退院直後の母親等に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する。【厚生労働省】

（２）コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援

やむを得ず職を失った方への支援として、ハローワークにおける非正規雇用労働者等に対する相談支援や、マザーズハローワーク事業として、子育て中の女性等を対象にきめ細かな就職支援を実施する。【厚生労働省】

コロナ禍において女性の雇用問題が深刻化し、各種支援策が十分に届いていない状

況があるとの指摘を踏まえ、コロナ禍に限らず日頃から、政府が実施している雇用に関する支援策の効果的なPR方法等も含めて、困難な問題を抱える方々に必要な支援が十分に行き渡るように取組を推進する。

【厚生労働省】

配偶者等からの暴力の相談件数が高水準で推移していることも踏まえ、多様なニーズに対応できる相談体制の整備を進めるなど、被害者支援の更なる充実を図る。【内閣府】

また、新型コロナウイルスの感染拡大による望まない孤独・孤立で不安を抱える女性や解雇等に直面する女性を始め様々な困難・課題を抱える女性に寄り添ったきめ細かい相談支援等の地方公共団体による取組を支援する。【内閣府】

(3) 困難な問題を抱える女性への支援

性犯罪・性暴力被害者等、困難な問題を抱える女性への支援を推進するため、婦人相談所等の関係機関と民間支援団体が連携したアウトリーチや居場所づくりなどの支援の取組を進める。【厚生労働省】【再掲】

なお、令和6年4月から「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されることも踏まえ、今後策定する「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」に基づき、必要な取組を推進する。【厚生労働省】

第5 自殺対策の数値目標

平成28年4月、基本法の改正により、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して対処していくことが重要な課題であるとされた。したがって、最終的に目指すべきはそうした社会の実現であるが、前大綱において、当面の目標として、先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡を平成27年と比べて30%以上減少させることとされた。本大綱においても、引き続き、同様の数値目標を設定することとする。

なお、できるだけ早期に目標を達成できるよう努めるものとし、目標が達成された場合は、大綱の見直し期間にかかわらず、

そのあり方も含めて数値目標を見直すものとする。

注) 先進諸国の自殺死亡率は、WHO Mortality Database および各国の国勢調査によると、米国14.9(2019)、フランス13.1(2016)、カナダ11.3(2016)、ドイツ11.1(2020)、英国8.4(2019)、イタリア6.5(2017)となっており、日本においては16.4(2020)である。

平成27年の自殺死亡率は18.5であり、それを30%以上減少させると13.0以下となる。我が国の総人口は、国立社会保障・人口問題研究所の中位推計(平成29年推計)によると、令和7年には約1億2300万人になると見込まれており、目標を達成するためには自殺者数は約1万6000人以下となる必要がある。

第6 推進体制等

1. 国における推進体制

大綱に基づく施策を総合的かつ効果的に推進するため、自殺総合対策会議を中心に、必要に応じて一部の構成員による会合を機動的に開催するなどして、厚生労働大臣のリーダーシップの下に関係行政機関相互の緊密な連携・協力を図るとともに、施策相互間の十分な調整を図る。

さらに、同会議の事務局が置かれている厚生労働省において、関係府省が行う対策を支援、促進するとともに、地域自殺対策計画策定ガイドラインの改訂版を作成し、地方公共団体の地域自殺対策計画の策定及び見直しを支援し、国を挙げて総合的な自殺対策を実施していく。特異事案の発生時等の通報体制を整備するとともに、関係府省緊急連絡会議を機動的に開催し、適切に対応する。

また、国を挙げて自殺対策が推進されるよう、国、地方公共団体、関係団体、民間団体等が連携・協働するための仕組みを設ける。

さらに、保健、医療、福祉、教育、労働、男女共同参画、高齢社会、少子化社会、青少年育成、障害者、犯罪被害者等支援、地

域共生社会、生活困窮者支援その他の関連施策など関連する分野とも緊密に連携しつつ、施策を推進する。

また、指定調査研究等法人は、関係者が連携して自殺対策のPDCAサイクルに取り組むための拠点として、精神保健的な視点に加え、社会学、経済学、応用統計学等の学際的な視点から、国がPDCAサイクルを回すためのエビデンスに基づく政策支援を行い、併せて地域レベルの取組を支援する視点から、民間団体を含む基礎自治体レベルの取組の実務的・実践的支援の強化及び地域が実情に応じて取り組むための情報提供や仕組みづくり（人材育成等）を行う。

2. 地域における計画的な自殺対策の推進

自殺対策は、家庭や学校、職場、地域など社会全般に深く関係しており、総合的な自殺対策を推進するためには、地域の多様な関係者の連携・協力を確保しつつ、地域の特性に応じた実効性の高い施策を推進していくことが重要である。このため、国は地域自殺対策計画策定ガイドライン、自殺実態プロファイルや政策パッケージを作成・提供するとともに、都道府県や政令指定都市において、地域自殺対策推進センターにより管内の市町村の地域自殺対策計画の策定・進捗管理・検証等が行われるよう支援する。また、都道府県及び政令指定市において、様々な分野の関係機関・団体によって構成される自殺対策連絡協議会等の自殺対策の検討の場の設置と同協議会等による地域自殺対策計画の策定・見直し等が推進されるよう、積極的に働きかけるとともに、情報の提供等適切な支援を行うこととする。また、市町村においても自殺対策の専任部署の設置や、自殺対策と他の施策等とのコーディネート役を担う自殺対策の専任職員の配置がなされるよう、積極的に働きかける。さらに、複数の地方公共団体による連携の取組についても、情報の提供等適切な支援を行うこととする。また、これらの地域における取組への民間団体等の参画が一層進むよう、地方公共団体に働きかける。

3. 施策の評価及び管理

自殺総合対策会議により、本大綱に基づく施策の実施状況、目標の達成状況等を把握し、その効果等を評価するとともに、これを踏まえた施策の見直しと改善に努める。

このため、厚生労働大臣の下に、中立・公正の立場から本大綱に基づく施策の実施状況、目標の達成状況等を検証し、施策の効果等を評価するための仕組みを設けるとともに、ICTの活用により効果的に自殺対策を推進する。

4. 大綱の見直し

本大綱については、政府が推進すべき自殺対策の指針としての性格に鑑み、社会経済情勢の変化、自殺をめぐる諸情勢の変化、本大綱に基づく施策の推進状況や目標達成状況等を踏まえ、おおむね5年を目途に見直しを行う。

8 悩みごとに関する相談窓口一覧（令和5年(2023)年度）

※受付時間等は、変更される場合がありますので、各機関にお問合せください。
 ※相談機関によってはお電話が集中し、つながらないこともあります。

様々なこころの悩み

★…面接予約をするための電話受付を行っています。

名称 / 内容	電話・FAX	受付時間	電話	面接
名古屋市精神保健福祉センター こころぼ 思春期相談、依存症相談、自死遺族相談など、 精神保健福祉に関する各種専門相談	☎ 052-483-2095 FAX : 052-483-2029	平日 8:45 ~ 17:15	○ ★	○ (要予約)
各保健センター 精神保健福祉相談 精神科嘱託医による無料相談、精神保健福祉相談員、 保健師等による精神保健福祉に関する相談・指導	巻末関係機関一覧 参照	平日 8:45 ~ 12:00、13:00 ~ 17:15	○	○ (要予約)
名古屋市こころの健康無料相談 うつ病などを疑う症状により医療機関への受診を迷っている方などの相談（家族による相談も可）面接相談・電話相談・ LINE 相談があります。LINEID@738deael	☎ 052-962-9002 FAX : 052-972-4152	毎日 9:00 ~ 21:00 (祝休日、年末年始を除く)	○	○ (要予約)
こころの健康電話相談 こころの健康に関する相談	☎ 052-483-2215	平日 12:45 ~ 16:45	○	×
名古屋いのちの電話 自殺予防の電話相談、さまざまな問題を抱えて 孤独と不安に悩み苦しむ人たちの相談	☎ 052-931-4343 フリーダイヤル ☎ 0120-783-556 (毎月10日8:00~翌8:00) 毎日フリーダイヤル ☎ 0120-783-556 (毎日16:00~22:00) ナビダイヤル ☎ 0570-783-556 (10:00~22:00)	24時間年中無休 いのちの電話インターネット相談 「愛知いのちの電話」検索で利用してください。 http://www.inochinodenwa-net.jp/	○	×
認定 NPO 法人ピフレンダーズ あいち自殺防止センター 「生きることがつらい」「死にたい」などの つらい気持ちの相談	☎ 052-870-9090	毎週金曜日 20:00 ~ 23:00	○	×
よりそいホットライン どんなひとの、どんな悩みでも	☎ 0120-279-338 FAX : 0120-773-776	24時間年中無休	○	×
こころの健康相談統一ダイヤル 様々なこころの悩みに関する相談	☎ 0570-064-556 (おこなおう まもろうよ こころ)	平日 9:00 ~ 22:00 土・日 9:00 ~ 20:00	○	×
働く人の「こころの耳電話相談」 (旧) こころほっとライン 働く人のメンタルヘルス不調及び過重労働による 健康障害に関する電話相談	☎ 0120-565-455	月・火 17:00 ~ 22:00 土・日 10:00 ~ 16:00 (祝日・年末年始を除く)	○	×

資料編

子ども・若者に関する悩み

★…面接予約をするための電話受付を行っています。

名称 / 内容	電話・FAX	受付時間	電話	面接
名古屋市子ども・若者総合相談センター ニート、ひきこもりなどさまざまな悩みを持つ子ども・若者（概ね 39 歳まで）とその保護者などの相談	☎ 052-961-2544 FAX : 052-961-2545	月～土曜日 10:00～17:00 （祝日、年末年始を除く）	○ ★	○ （要予約）
チャイルドライン 18 歳までの子どもが匿名で、そして秘密厳守で掛けられる電話。内容はどんな話でも OK！電話料も不要、オンラインチャットも実施	☎ 0120-99-7777	電話は毎日 オンラインチャットは毎週水曜日～土曜日 （年末年始を除く） 16:00～21:00 詳細は HP をご覧ください https://childline.or.jp	○	×
子ども教育相談「ハートフレンドなごや」 幼児から高校生年齢までの子ども本人、その保護者、学校関係者等から、子どもの教育・養育上の問題に関するあらゆる相談	総合相談ダイヤル ☎ 052-683-8222 来所相談予約専用ダイヤル ☎ 052-683-6415	平日 9:30～19:00、土曜日 9:30～12:00 （年末年始及び祝日を除く） 平日 9:30～17:00 （年末年始及び祝日を除く）	○	○ （要予約）
なごやフレンドリーナウ （名古屋市子ども適応相談センター） 心理的な理由によって登校できない児童生徒を支援するため、通所による教育相談・適応指導などを実施	☎ 052-521-9640 FAX : 052-521-9650	平日 8:45～17:30	×	○ （要予約）
児童相談 養育困難、児童虐待、障害、非行、不登校、しつけなどの児童相談全般。 中央児童相談所（担当区域：千種、東、北、中、昭和、守山、名東） 西部児童相談所（担当区域：西、中村、熱田、中川、港） 東部児童相談所（担当区域：瑞穂、南、緑、天白）	中央児童相談所 ☎ 052-757-6111（代） FAX : 052-757-6122 西部児童相談所 ☎ 052-365-3231 FAX : 052-365-3281 東部児童相談所 ☎ 052-899-4630 FAX : 052-896-4717	平日 8:45～17:30 （休日・時間外の緊急連絡先） ☎ 052-757-6112 平日 8:45～17:30 （休日・時間外の緊急連絡先） ☎ 052-365-3252 平日 8:45～17:30 （休日・時間外の緊急連絡先） ☎ 052-899-4631	○	○ （要予約）
	児童相談所虐待対応ダイヤル ☎ 189（いちはやく）	24 時間 365 日		
地域子ども相談室 子ども家庭支援センター さくら 子ども・家族・地域住民からの子育て、児童虐待などの相談	☎ 052-821-7867 FAX : 052-821-7869	平日 9:00～17:00	○	○ （要予約）
教育相談こころの電話 青少年とその保護者からのいじめ・不登校・学校生活・友人関係などの悩みごとの相談	☎ 052-261-9671	毎日 10:00～22:00（年末年始を除く）	○	×
24 時間子供 SOS ダイヤル 子供や保護者等が、いじめに限らず子供に係わる悩みを相談する窓口	☎ 0120-0-78310 （なやみいおう）	夜間・休日を含めて 24 時間対応	○	×
子どもの人権 110 番 いじめ、体罰等、子どもをめぐる様々な人権問題の相談	☎ 0120-007-110	平日（年末年始を除く）8:30～17:15 メール相談は法務省または法務局の HP から	○	○

子ども・若者に関する悩み

名称 / 内容	電話・FAX	受付時間	電話	面接	
名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」 子どもの権利侵害に関する相談	子ども専用フリーダイヤル ☎ 0120-874-994 大人相談用電話 ☎ 052-211-8640 共通 FAX : 052-211-8072	月・火・金 11:00～18:30 (相談終了時間は19:00) 木 11:00～21:30 (相談終了時間は22:00) 土 11:00～16:30 (相談終了時間は17:00) ※祝日及び年末年始除く	○	○	
子どもの人権相談 (愛知県弁護士会名古屋法律相談センター) いじめ、体罰、虐待、非行の問題など	☎ 052-586-7831	毎週土曜日 (祝日、年末年始を除く) 9:20～16:00	○	○ (要予約)	
ヤングテレホン (愛知県警察本部少年課少年サポートセンター) 少年 (20歳未満) 自身が抱える様々な悩みごとや 保護者などからの少年の非行、問題行動に関する相談	☎ 052-764-1611 Eメール相談は、 愛知県警察 ホームページから。	平日 9:00～17:00 Eメール相談は、24時間受付、 上記時間外は直近の勤務日に対応	○	○ (要予約)	
被害少年相談電話 (愛知県警察本部少年課少年サポートセンター) 少年 (20歳未満) とその保護者などからの犯罪、 いじめ、児童虐待など少年の被害に関する相談	☎ 0120-786770 ☎ 052-764-1613 FAX : 052-764-1613	平日 9:00～17:00	○	○ (要予約)	
子どもの療育相談 子どもの発達不安、悩みや障害についての相談 中央療育センター (担当区域: 中、昭和、瑞穂、熱田、天白) 西部地域療育センター (担当区域: 中村、中川、港) 北部地域療育センターよつば (担当区域: 東、北、西) 南部地域療育センターそよ風 (担当区域: 南、緑) 東部地域療育センターぼけっと (担当区域: 千種、守山、名東)	中央療育センター ☎ 052-757-6126 FAX : 052-757-6129 西部地域療育センター ☎ 052-361-9555 FAX : 052-361-9560 北部地域療育センター よつば ☎ 052-522-5277 FAX : 052-522-5279	南部地域療育センター そよ風 ☎ 052-612-3357 FAX : 052-612-3411 東部地域療育センター ぼけっと ☎ 052-784-5300 FAX : 052-782-0771	平日 9:00～17:00	○	○ (要予約)
なごや子ども応援委員会 スクールカウンセラー等の職員が、市立学校・幼稚園の 幼児児童生徒やその保護者を対象に相談に応じています。	相談したいときは、通っている市立学校・幼稚園に連絡してください。(お住まいの地域のなごや子ども応援委員会についてお知りになりたい時は、教育委員会子ども応援室 (052-950-7161) までご連絡ください。)				

資料編

ひきこもりに関する悩み

★…面接予約をするための電話受付を行っています。

名称 / 内容	電話・FAX	受付時間	電話	面接
名古屋市ひきこもり地域支援センター 名古屋市在住のひきこもり状態にあるご本人やご家族等を対象とした相談	☎ 052-483-2077 FAX : 052-483-2029	平日 8:45～17:15	○ ★	○ (要予約)

男性の悩み

名称 / 内容	電話・FAX	受付時間	電話	面接
名古屋市男性相談 家族や仕事、人間関係などの悩みごと	☎ 050-3537-3644	毎週水曜日 18:00～20:00 第4日曜日 10:00～12:00 面接相談 (予約制) 第4木曜日 18:00～20:00	○	○ (要予約)

女性の悩み

名称 / 内容	電話・FAX	受付時間	電話	面接
イーブルなごや相談室 (名古屋市男女平等参画推進センター) 家庭や職場、地域などで女性が直面するさまざまな悩み	☎ 052-321-2760	月・火・金～日曜日 10:00～16:00 水曜日のみ 10:00～13:00 18:00～20:00	○	○ (要予約)
女性の人権ホットライン 配偶者やパートナーからの暴力、職場でのいじめやセクシュアル・ハラスメント、ストーカー等、女性をめぐる様々な人権問題の相談	☎ 0570-070-810	平日(年末年始を除く) 8:30～17:15 メール相談は法務省または法務局のHPから	○	○

配偶者等からの暴力に関する悩み

名称 / 内容	電話・FAX	受付時間	電話	面接
女性に対する暴力被害に関する法律相談 (愛知県弁護士会名古屋法律相談センター) 専門の研修を受けた弁護士がDVやセクシャル・ハラスメントなど女性の暴力に対する法的なアドバイス	☎ 052-571-3110	毎週木曜日(祝日、年末年始を除く) 14:00～16:00	○	×
名古屋市配偶者暴力相談支援センター DV(配偶者等からの暴力)に関する相談	☎ 052-351-5388	平日 10:00～17:00	○	○ (要予約)
名古屋市DV被害者ホットライン DV(配偶者等からの暴力)に関する相談	☎ 052-232-2201	土・日曜日・祝日(年末年始を除く) 10:00～18:00	○	×
名古屋市DV被害者SNS相談 DV(配偶者等からの暴力)に関する相談		水曜日 17:00～22:00 土曜日正午～17:00(年末年始を除く) HP: http://dv.city.nagoya.jp	×	×

家庭の悩み

名称 / 内容	電話・FAX	受付時間	電話	面接
子育て総合相談窓口 (子育て世代包括支援センター) 子育てのさまざまな相談	巻末関係機関一覧 参照	電話相談 平日 8:45～17:15 面接相談 平日 9:00～16:30	○	○
なごやっ子SOS 子育てに悩むお母さんやお父さん、子ども自身からの「SOS」に応えるための相談。匿名可	☎ 052-761-4152	24時間 365日	○	×
なごや妊娠SOS 「思いがけない妊娠で困っている」、 「妊娠したけれど自分で育てることができない」などの不安や心配ごとに関する相談	☎ 052-933-0099	電話相談・LINE相談 月・水・金曜日 10:00～13:00 (祝日・年末年始 12月29日から1月3日を除く) メール相談 365日 24時間受付(相談へのお返事は、電話相談時間内になります) https://ishikai.nagoya/nagoya-ninshinsos/	○	×
不妊・不育専門相談 (愛知県不妊・不育専門相談センター) 不妊・不育に関する悩みの相談	☎ 052-741-7830	受付時間はホームページでご確認下さい。 https://www.med.nagoya-u.ac.jp/obgy/afsc/aichi/	○	○

家庭の悩み

名称 / 内容	電話・FAX	受付時間	電話	面接
名古屋市不育症・不妊症電話相談窓口 (愛称：豆柴ダイヤル) 不育症・不妊症に関する悩みや疑問についての相談	☎ 052-851-4874	火曜日 12:00～15:00 金曜日 9:00～12:00 (祝日・年末年始 12月29日から1月3日を除く)	○	×
CAPNA ホットライン：電話・メール相談 虐待、子育て、思いがけない妊娠などに関する相談	☎ 052-232-0624	月～土曜日 11:00～14:00 (祝日・年末年始を除く) メール相談は24時間受付 HP: https://capna.jp/	○	×

高齢者に関する悩み

名称 / 内容	電話・FAX	受付時間	電話	面接
いきいき支援センター(地域包括支援センター) 介護予防、高齢者虐待、権利擁護、認知症などに関する相談や高齢者を介護する家族の相談	巻末関係機関一覧 参照	平日 9:00～17:00 (祝休日、年末年始は除く)	○	○ (要予約)
認知症コールセンター 認知症に関する相談	☎ 052-734-7089	月曜日、水曜日、木曜日、金曜日 10:00～16:00 火曜日 14:00～20:00 (祝日、年末年始を除く)	○	×
名古屋市高齢者虐待相談センター 高齢者に対する虐待防止及び早期対応のための 高齢者本人や家族、居宅介護支援事業者等の 関係者からの相談	☎ 052-856-9001 FAX: 052-919-7585 休日夜間電話相談窓口 ☎ 052-701-3344	平日 9:00～17:00	○	○ (要予約)
名古屋市高齢者排せつケアコールセンター 排尿・排便・介護方法に関することなどの相談 看護師などの専門職が対応 対象は排せつでお悩みの高齢者や家族、介護事業者など	☎ 052-746-1180	火曜から日曜 10:00～18:00 (祝休日、年末年始は除く)	○	○
名古屋市高齢者就業支援センター 高齢者の就業に関する相談や情報提供、技能講習等を実施	☎ 052-842-4691 FAX: 052-842-4894	月～金曜日 9:00～17:00 (祝休日、年末年始を除く)	○	○

障害に関する悩み

名称 / 内容	電話・FAX	受付時間	電話	面接
名古屋市障害者基幹相談支援センター 障害福祉サービスの利用に関する相談等	巻末関係機関一覧 参照	各センターにより開所時間が異なります 概ね平日 9:00～17:00 (祝日、年末年始を除く)	○	○ (要予約)
名古屋市障害者虐待相談センター 障害者虐待に関する相談	☎ 052-856-3003 FAX: 052-919-7585 休日夜間電話相談窓口 ☎ 052-301-8359 FAX: 052-308-4409	平日 9:00～17:00 メールアドレス gyakutaisoudan@sound.ocn.ne.jp 休日夜間メールアドレス kyujitsu_madoguchi@seagreen.ocn.ne.jp	○	○ (要予約)

障害に関する悩み

名称 / 内容	電話・FAX	受付時間	電話	面接
名古屋市障害者差別相談センター 障害者差別に関する相談	☎ 052-856-8181 FAX : 052-919-7585	平日、第3土曜日 9:00～17:00 ただし、水曜日は9:00～20:00 (祝日・年末年始を除く) メールアドレス inclu@nagoya-sabetsusoudan.jp	○	○
名古屋市発達障害者支援センター りんくす名古屋 発達障害に関する相談	☎ 052-757-6140 FAX : 052-757-6141	平日 8:45～17:15	○	○ (要予約)

外国人の方の悩み

★…面接予約をするための電話受付を行っています。

名称 / 内容	電話・FAX	受付時間	電話	面接
外国人行政相談、外国人こころの相談(名古屋国際センター) 日本語を話すことのできない外国人の方の行政全般の相談 対応言語:英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、ハングル、フィリピン語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タイ語 悩みや不安をもつ外国人のための外国人カウンセラーによる相談 対応言語:英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語等	☎ 052-581-0100	随時(要予約)	○ ★	○ (要予約)
外国人法律相談(名古屋国際センター) 外国人の方の法律に関する相談 対応言語:英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語等	☎ 052-581-0100	土曜日 10:00～12:30(要予約)	○ (要予約)	○ (要予約)
海外児童生徒教育相談(名古屋国際センター) 外国人児童・生徒の教育・生活に関わる相談 対応言語:日本語・英語等	☎ 052-581-0100	水・金・日曜日 10:00～17:00(要予約)	○	○ (要予約)
外国語人権相談ダイヤル 日本語を自由に話すことができない方からの人権相談に応じるため、専用の相談電話(ナビダイヤル)を設置しています。*メール相談は法務省のホームページから英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語	☎ 0570-090-911	平日(年末年始を除く)9:00～17:00 この電話は、民間の多言語電話通訳サービス提供事業者に接続の上、管轄の法務局・地方法務局につながります。	○	○

借金に関する悩み

名称 / 内容	電話・FAX	受付時間	電話	面接
名古屋市消費生活センター サラ金・多重債務法律相談 サラ金・多重債務に関する相談。弁護士・司法書士による面接相談あり。	☎ 052-222-9671 FAX : 052-222-9678	月曜日～土曜日 9:00～16:15 (祝休日、年末年始を除く) ※弁護士・司法書士による面接は 平日 13:30～16:30(要予約)	○	○ (要予約)
公益財団法人 日本クレジットカウンセリング協会 多重債務に関する相談	☎ 0570-031640	平日 10:00～12:40、14:00～16:40	○	○ (要予約)

消費生活に関する悩み

名称 / 内容	電話・FAX	受付時間	電話	面接
名古屋市消費生活センター 商品やサービスの契約トラブルなどの消費生活相談	☎ 052-222-9671 FAX : 052-222-9678	月曜日～土曜日 9:00～16:15 (祝休日・年末年始を除く) ※面接相談は平日のみ	○	○
消費者ホットライン 全国共通の消費生活相談ダイヤル	☎ 188	年末年始を除く毎日 ※受付できる消費生活センターをご案内します。	○	×

経営に関する悩み

★…面接予約をするための電話受付を行っています。

名称 / 内容	電話・FAX	受付時間	電話	面接
名古屋市経済局中小企業振興課 (名古屋市中小企業振興センター) 中小企業の経営上の法律、金融に関する相談	法律相談 ☎ 052-735-2100 金融相談 ☎ 052-735-2000 FAX : 052-735-2104	法律相談：毎月2回、水曜日(ただし、4月、8月、11月、3月は3回実施) 13:00～16:00 金融相談：平日 9:00～12:00、13:00～16:00	○ <small>(法律相談は要予約)</small>	○ <small>(要予約)</small>
名古屋商工会議所 経営状況の悪化した中小企業の早期転換や事業再生の支援に関する相談	☎ 052-223-5756	詳しくはホームページでご確認下さい。 http://www.nagoya-cci.or.jp/	○ ★	○ <small>(要予約)</small>

労働に関する悩み

★…面接予約をするための電話受付を行っています。

名称 / 内容	電話・FAX	受付時間	電話	面接
名古屋市市民相談室(労働相談) 労働条件や労働福祉などの労働問題に関する相談	☎ 052-972-3163 FAX : 052-972-3164	月～金曜日 9:00～11:45、13:00～15:45 (祝休日・年末年始を除く) メールアドレス rodosodan@keizai.city.nagoya.lg.jp	○	○
なごやジョブサポートセンター 求職者(新卒含む)の就職活動を支援。対象は名古屋市内において求職中の方、在学中の方で就職を希望する方。また、キッズコーナーも設置。	☎ 052-733-2111	月・火・木・金曜日、第1土曜日 午前9時から午後5時 水曜日 午前9時から午後6時30分 休館日：土曜日(第1土曜日以外。ただし、第1土曜日(祝日と重なった場合は休館)、日曜日、祝日、年末年始(12月28日～1月4日) ※夏季休館日あり	○ ★	○ <small>(要予約)</small>
愛知労働局 総合労働相談コーナー 労働条件、募集採用、職場環境など、労働問題に関する相談	☎ 052-972-0266	平日 9:30～17:00	○	○
愛知労働局 雇用環境・均等部指導課 配置、昇進、退職等における男女の均等な取扱いやセクハラ、仕事と家庭の両立支援、母性健康管理、パートタイム・有期雇用労働法などの相談	☎ 052-857-0312	平日 8:30～17:15	○	○

労働に関する悩み

名称 / 内容	電話・FAX	受付時間	電話	面接
あいち労働総合支援フロア 労働相談コーナー 賃金、解雇、労働時間などの労働問題全般から 職場の人間関係などの相談	☎ 052-589-1405 FAX : 052-563-7400	平日 9:30 ~ 18:00 土曜日 10:00 ~ 17:00 (祝日・年末年始を除く)	○	○
なごや若者サポートステーション(なごサポ) 15 ~ 49 歳迄のニート状態にある若年者やその保護者 からの各種相談	☎ 052-700-2396 FAX : 052-700-2388	火~土曜日 10:00 ~ 18:00 第 2・4 金曜日 10:00 ~ 21:00 (祝日、年末年始、ユースクエア休館日 を除く)	○ ★	○ (要予約)
ブラックバイト対策弁護士あいち 学生やその保護者等からのブラックバイトに関する相談	☎ 052-211-2236	平日 9:30 ~ 17:30 はじめに「ブラックバイト相談」と お伝えください。 (担当：青山、久野、長尾、松村) メールアドレス：bb.help.aichi@gmail.com	○	○ (要予約)
若者・企業リンクサポート事業 就労に困難を有する 15 歳~概ね 39 歳までの若者や若 者の雇用に悩む企業からの相談	若者向け窓口 ☎ 052-684-8672 企業向け窓口 ☎ 052-684-8671 共通 FAX:052-684-8603	月~土曜日 10:00 ~ 17:00 (祝日、年末年始を除く)	×	○ (要予約)
愛知働くもののいのちと健康を守るセンター 働くもののいのちと健康・権利を守り、人間が尊重され、 安心して働ける職場、社会の建設を、過労死も労災職業 病もない社会を目指す。公認心理師、産業カウンセラー が対応。	☎ 052-883-6966 FAX : 052-883-6983	平日 10 時 ~ 16 時 (祝休日・年末年始除く)	○	○ (要予約)

仕事・生活に関する悩み

名称 / 内容	電話・FAX	受付時間	電話	面接
名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター 仕事や生活の悩み、不安、困りごとなど様々な悩みの 相談(生活保護を受けていない方)	名駅 ☎ 052-446-7333 FAX : 052-446-7555	月~金、第 2・3 土曜日 (祝日・年末年始を除く) 9:00 ~ 17:00 (火は 20:00 まで)		
	金山 ☎ 052-684-8131 FAX : 052-684-8132	月~金、第 4 土曜日 (祝日・年末年始を除く) 9:00 ~ 17:00 (金は 20:00 まで)	○	○
	大曾根 ☎ 052-508-9611 FAX : 052-508-9612	月~金、第 1・5 土曜日 (祝日・年末年始を除く) 9:00 ~ 17:00 (木は 20:00 まで)		

医療・健康に関する悩み

名称 / 内容	電話・FAX	受付時間	電話	面接
名古屋市がん相談・情報サロン「ピアネット」 がん治療体験者等で一定の研修を修了した 「ピアサポーター」による、がんについての心配事や 悩みに関する相談	☎ 052-243-0555 FAX : 052-243-0556	火曜日~土曜日 10:00 ~ 16:00 (祝日・年末年始を除く)	○	○
名古屋市医療安全相談窓口 医療に関する疑問や不安などの相談	☎ 052-972-2634	平日 8:45 ~ 17:15	○	○ (要予約)
愛知県医師会医療安全支援センター (苦情相談センター) 医療に関する苦情相談。患者・家族と医療機関の 問題解決に向けた取り組みを中立的な立場から支援	☎ 052-241-4163	平日 9:00 ~ 12:00、13:00 ~ 16:00	○	○ (要予約)

医療・健康に関する悩み

名称 / 内容	電話・FAX	受付時間	電話	面接
愛知県医師会難病相談室 難病に関する医療や療養、生活に関する相談	☎ 052-241-4144	医療相談：指定日の 14:00～17:00 療養・生活相談：平日 9:00～16:00	○	○ (要予約)
各保健センター 健康ダイヤル 健康や健康づくりに関する総合的な相談	巻末関係機関一覧 参照	平日 8:45～12:00、13:00～17:15	○	×

依存症に関する悩み

★…面接予約をするための電話受付を行っています。

名称 / 内容	電話・FAX	受付時間	電話	面接
依存症相談窓口 (名古屋市精神保健福祉センターこころぼ) 薬物・アルコール・ギャンブル等の依存症に関する相談	☎ 052-483-3022 FAX : 052-483-2029	平日 8:45～17:15	○ ★	○ (要予約)

犯罪被害に関する悩み

名称 / 内容	電話・FAX	受付時間	電話	面接
名古屋市犯罪被害者等総合支援窓口 犯罪被害に遭われた方、ご家族、ご遺族からの相談	☎ 052-972-3042 FAX : 052-972-6453	平日 8:45～17:30 (祝日・年末年始を除く)	○	○ (要予約)
警察安全相談(愛知県警察本部住民コーナー) 犯罪等による被害の未然防止に関する相談、 その他県民の安全と平穏に係る相談	☎ # 9110 (短縮ダイヤル) ☎ 052-953-9110	平日 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)	○	○
ハートフルステーション・あいち 性犯罪被害の相談・支援窓口	☎ 0570-064-810 (愛知県内からのみ通話可能)	月～土曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00～20:00	○	○ (可能な限り予約)
性犯罪被害 110 番(愛知県警察本部) 性犯罪被害に関する相談	☎ # 8103 (短縮ダイヤル) ☎ 0120-67-7830 (フリーダイヤル)	24 時間受付 ・短縮ダイヤルは、発信場所を管轄する 都道府県警察の性犯罪相談電話につな がります ・フリーダイヤルは、愛知県内からのみ 通話可能	○	×
ふれあいコール(鉄道警察隊) 列車内の痴漢被害相談	☎ 052-561-0184	24 時間対応	○	×

犯罪被害に関する悩み

名称 / 内容	電話・FAX	受付時間	電話	面接
ハートフルライン（愛知県警察本部） 犯罪被害により心に傷を受けた被害者等のための こころの悩み相談	☎ 052-954-8897	平日 9:00～17:00 (祝休日・年末年始を除く)	○	○ (要予約)
犯罪被害者無料電話相談 犯罪に遭った方、そのご家族、遺族のご相談	☎ 052-571-5100	毎週金曜日（祝日・年末年始を除く） 13:00～16:00 受付時間中に弁護士が電話でご相談に 対応いたします。	○	×
ストーカー 110 番（愛知県警察本部） ストーカーに関する相談	☎ 052-961-0888	24 時間受付	○	×
性暴力救援センター日赤なごや なごみ 性暴力被害者の相談や医療処置などを 24 時間体制で 総合的にサポート	☎ 052-835-0753 FAX : 052-835-0753	24 時間 365 日ホットライン体制	○	○ (要予約)
(公益社団法人) 被害者サポートセンターあいち 愛知県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体 犯罪被害者、ご家族、ご遺族からの相談	☎ 052-232-7830 全国共通ナビダイヤル ☎ 0570-783-554	平日 10:00～16:00 毎日（年末年始を除く）7:30～22:00	○	○ (要予約)

法律問題に関する悩み

名称 / 内容	電話・FAX	受付時間	電話	面接
市民無料法律相談（市民相談室） 相続、離婚、不動産貸借など、市民の皆様が抱える 民事上の法律問題全般	(予約受付電話) 名古屋おしえてダイヤル ☎ 052-953-7584 8:00～21:00 年中無休 相談を希望する日の1週間 前から、先着順で予約を 受け付けます。 ※名古屋市公式ウェブサ イトからウェブ予約もで きます。	相談日時等 ・平日 13:00～16:00 (市民相談室 西庁舎1階) ・各区月2回 13:00～16:00 (日程要確認) ・日曜相談 13:30～16:30 (名古屋法律相談センター 大東海ビル4階)	×	○ (要予約)
愛知県司法書士会 土地・建物や会社の登記、相続、遺言、裁判、多重債務、 消費者被害などに関する相談 ※法律相談については、紛争の目的の価額が140万円 を超えない民事事件に限ります。 (1) 愛知県司法書士会総合相談センター名古屋会場 (面 談相談) (2) 登記・相続電話ガイド	1) 愛知県司法書士会総合相談セ ンター名古屋会場 (面談相談) ☎ 052-683-6686	(1) 愛知県司法書士会総合相談センター 名古屋会場 (面談相談) 月曜日～金曜日 / 午後1時～午後4時 土曜日 / 午前10時～午後1時、 第3木曜日 (女性限定) / 午前10時～午後1時 【電話予約受付時間】平日午前10時～午後3時 【インターネット予約 (24時間受付)】 https://www.ai-shiho.or.jp/contact/consultation/ ※WEB相談にも対応しています。	○	○ (要予約)
	(2) 登記・相続電話ガイド ☎ 050-3533-3707	(2) 登記・相続電話ガイド 月曜日～金曜日 / 午前10時～午後1時		

自死で大切な人を亡くされた方の悩み

★…面接予約をするための電話受付を行っています。

名称 / 内容	電話・FAX	受付時間	電話	面接
リメンバー名古屋自死遺族の会 偶数月に市内で遺族の集いを開催	[ホームページ] http://will.obi.ne.jp/remember/nagoya.org https://remember-nagoya.org			
～こころの居場所～A I C H I 自死遺族支援室 奇数月に市内で遺族の集いを開催	[ホームページ] https://cocoroibasyo.org/			
Dearest (ディアレスト) 2か月に1回、奇数月に家族以外の大切な人を自死で亡くした方の集いを開催	[ホームページ] https://dearest.heya.jp/		×	○ (開催日のみ)
グリーフプラザ とともに 自死によって大切な人を亡くされた方専用の夜間電話相談 (LINE 通話)		第2・4火曜 夜 9:30 ~ 1:00 ※LINE 通話 【LINE ID】 a700tgyoc 【ホームページ】 https://www.griefplaza-tomoni.com/	○	×
自死遺族相談 (名古屋市精神保健福祉センターこころぼ) 自死で大切な方をなくされた方の相談	☎ 052-483-2095 FAX : 052-483-2029	平日 8:45 ~ 17:15	○ ★	○ (要予約)

資料編

その他の悩み

名称 / 内容	電話・FAX	受付時間	電話	面接
市政相談 市政に関する提案・意見・要望、苦情・問い合わせ	☎ 052-972-3160 FAX : 052-972-3164	平日 8:45 ~ 17:00	○	○
交通事故相談 交通事故の一般的な問題の相談	☎ 052-972-3162	平日 8:45 ~ 17:00	○	○
ソレイユプラザなごや (なごや人権啓発センター) 人権問題に関する一般的な相談について、相談内容に応じた専門相談機関等のご案内や必要な情報提供	☎ 052-684-7017 FAX : 052-684-7018	火～日曜日 (休館日を除く) 9:00 ~ 17:00 メールアドレス a6847017@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp 人権擁護委員による人権相談 原則毎月第1日曜日 9:30 ~ 17:00	○	○ (要予約)
特定非営利活動法人 PROUD LIFE 同性愛や性同一性障害などセクシュアル・マイノリティ (性的少数者) に対する支援、自助グループ活動の開催	☎ 080-2660-0526	随時 関係機関からのお問い合わせ及び自助グループ活動への参加方法等のご相談。 お悩みのご相談は「レインボー・ホットライン」へ	○	×
レインボー・ホットライン 同性愛や性別に関わるお悩みについての相談。 家族、友人、同僚、知人、先生など、ご本人以外の方からのご相談も可	☎ 0120-51-9181	(電話相談) 第1月曜日 19時から 22時 LINE: https://line.me/R/ti/p/%40246vghym (LINE 相談) 毎週月曜日 19時から 22時	○	×
名古屋市セクシュアル・マイノリティ電話相談 セクシュアル・マイノリティに関する相談	☎ 052-321-5061	毎月第2金曜日 19:00 ~ 21:00 (祝日のときも実施)	○	×

相談機関検索サイト

名称 / 内容	ホームページアドレス
ウェブサイト「こころの絆創膏」 名古屋市が運営する様々な悩みに関する約 200 の相談窓口情報などを紹介するサイト。仕事の悩み、病気の悩み、家庭関係の悩み、生活・金銭的な悩み、男女関係の悩み、学校関係の悩みなど	https://www.inochi-akari.city.nagoya.jp/

関係機関一覧

各区保健センター

名称	精神保健福祉相談	子育て総合相談窓口 (子育て世代包括支援センター)	健康ダイヤル	FAX(共通)
千種保健センター	☎ 753-1981	☎ 757-7033	☎ 753-1984	FAX 751-3545
東保健センター	☎ 934-1217	☎ 979-3588	☎ 934-1219	FAX 937-5145
北保健センター	☎ 917-6572	☎ 910-6815	☎ 917-6539	FAX 911-2343
西保健センター	☎ 523-4607	☎ 529-7105	☎ 523-7270	FAX 531-2000
中村保健センター	☎ 433-3092	☎ 483-6811	☎ 433-3094	FAX 483-1131
中保健センター	☎ 265-2261	☎ 269-7155	☎ 265-2264	FAX 265-2259
昭和保健センター	☎ 735-3962	☎ 745-6030	☎ 735-3964	FAX 731-0957
瑞穂保健センター	☎ 837-3267	☎ 837-3285	☎ 837-3292	FAX 837-3291
熱田保健センター	☎ 683-9682	☎ 679-3086	☎ 681-8750	FAX 681-5169
中川保健センター	☎ 363-4461	☎ 364-0065	☎ 363-4427	FAX 361-2175
港保健センター	☎ 651-6509	☎ 655-8745	☎ 651-8133	FAX 651-5144
南保健センター	☎ 614-2812	☎ 619-7086	☎ 614-6125	FAX 614-2818
守山保健センター	☎ 796-4633	☎ 797-5220	☎ 796-4626	FAX 796-0040
緑保健センター	☎ 891-3621	☎ 899-6518	☎ 891-1771	FAX 891-5110
名東保健センター	☎ 778-3112	☎ 769-6288	☎ 778-3114	FAX 773-6212
天白保健センター	☎ 807-3914	☎ 847-5981	☎ 807-3912	FAX 803-1251

障害者基幹相談支援センター

区	本部/サテライト	電話	FAX	区	本部/サテライト	電話	FAX
千種区		☎ 753-3567	FAX 753-3568	中川区		☎ 354-4521	FAX 354-2201
東区	本部	☎ 211-7240	FAX 211-7241	港区		☎ 653-2801	FAX 651-7477
	サテライト	☎ 325-6193	FAX 325-6203		南区	本部	☎ 822-3001
北区	本部	☎ 910-3133	FAX 916-3665	守山区		サテライト	☎ 883-9257
	本部	☎ 504-2102	FAX 502-5806		守山区	本部	☎ 737-0221
西区	サテライト	☎ 528-3166	FAX 528-3266	守山区		サテライト	☎ 791-2170
	中村区		☎ 462-1500		FAX 462-9640	緑区	
中区		☎ 253-5855	FAX 253-5856	名東区		☎ 739-7524	FAX 739-5330
昭和区	本部	☎ 741-8800	FAX 741-8930	天白区	本部	☎ 804-8587	FAX 804-8585
	サテライト	☎ 841-6677	FAX 841-6622		天白区	サテライト	☎ 832-2151
瑞穂区		☎ 835-3848	FAX 835-3743				
熱田区		☎ 678-5505	FAX 681-7052				

いきいき支援センター（地域包括支援センター）

区	名称	電話	FAX	担当地域（小学校区名）
千種区	千種区東部いきいき支援センター	☎ 781-8343	FAX 781-8346	上野、自由ヶ丘、大和、千代田橋、東山、富士見台、星ヶ丘、宮根
	分室	☎ 726-8944	FAX 726-8966	
	千種区西部いきいき支援センター	☎ 763-1530	FAX 763-1547	内山、千石、高見、田代、千種、春岡、見付
東区	東区いきいき支援センター	☎ 932-8236	FAX 932-9311	区内全域
	分室	☎ 711-6333	FAX 711-6313	
北区	北区東部いきいき支援センター	☎ 991-5432	FAX 991-3501	飯田、城北、杉村、辻、東志賀、宮前、名北、六郷、六郷北
	北区西部いきいき支援センター	☎ 915-7545	FAX 915-2641	
	分室	☎ 902-7232	FAX 902-7233	味鏡、大杉、川中、金城、楠、楠西、光城、清水、西味鏡、如意
西区	西区北部いきいき支援センター	☎ 505-8343	FAX 505-8345	浮野、大野木、中小田井、比良、平田、比良西、山田
	西区南部いきいき支援センター	☎ 532-9079	FAX 532-9020	
	分室	☎ 562-5775	FAX 562-5776	稲生、榎、上名古屋、児玉、栄生、城西、庄内、なごや、枇杷島、南押切
中村区	中村区北部いきいき支援センター	☎ 486-2133	FAX 486-2140	稲西、稲葉地、諏訪、豊臣、中村、日比津、ほのか
	分室	☎ 412-3030	FAX 412-3110	
	中村区南部いきいき支援センター	☎ 483-6866	FAX 483-6867	岩塚、米野、笹島、千成、八社、日吉、牧野、柳
中区	中区いきいき支援センター	☎ 331-9674	FAX 331-6001	区内全域
	分室	☎ 262-2265	FAX 262-2275	
昭和区	昭和区東部いきいき支援センター	☎ 861-9335	FAX 861-9336	伊勝、川原、滝川、広路、八事
	昭和区西部いきいき支援センター	☎ 884-5513	FAX 883-2231	
	分室	☎ 852-3355	FAX 852-3344	御器所、松栄、白金、鶴舞、吹上、村雲
瑞穂区	瑞穂区東部いきいき支援センター	☎ 858-4008	FAX 842-8122	汐路、豊岡、中根、弥富、陽明
	分室	☎ 851-0400	FAX 851-0410	
	瑞穂区西部いきいき支援センター	☎ 872-1705	FAX 872-1707	井戸田、高田、穂波、堀田、瑞穂、御劔
熱田区	熱田区いきいき支援センター	☎ 671-3195	FAX 671-1155	区内全域
	分室	☎ 682-2522	FAX 682-2505	
中川区	中川区東部いきいき支援センター	☎ 354-8343	FAX 354-8341	愛知、篠原、昭和橋、玉川、露橋、常磐、中島、西中島、広見、八熊、八幡
	中川区西部いきいき支援センター	☎ 352-8258	FAX 353-5879	
	分室	☎ 364-7273	FAX 364-7271	赤星、荒子、五反田、正色、千音寺、戸田、豊治、長須賀、西前田、野田、春田、万場、明正
港区	港区東部いきいき支援センター	☎ 651-0568	FAX 651-1167	稲永、大手、港楽、成章、東海、中川、西築地、野跡、東築地
	港区西部いきいき支援センター	☎ 381-3260	FAX 381-3261	
	分室	☎ 309-7411	FAX 309-7412	小碓、港西、正保、神宮寺、高木、当知、南陽、西福田、福田、福春、明德
南区	南区北部いきいき支援センター	☎ 811-9377	FAX 811-9387	大磯、春日野、菊住、桜、伝馬、道德、豊田、明治、呼続
	分室	☎ 698-7370	FAX 698-7380	
	南区南部いきいき支援センター	☎ 819-5050	FAX 819-1123	笠寺、柴田、大生、宝、千鳥、白水、宝南、星崎、笠東
守山区	守山区東部いきいき支援センター	☎ 758-2013	FAX 758-2015	天子田、大森、大森北、小幡、吉根、志段味西、志段味東、下志段味、苗代、本地丘、森孝西、森孝東
	分室	☎ 736-0080	FAX 736-0081	
	守山区西部いきいき支援センター	☎ 758-5560	FAX 758-5582	小幡北、白沢、瀬古、鳥羽見、西城、廿軒家、二城、守山
緑区	緑区北部いきいき支援センター	☎ 899-2002	FAX 891-7640	旭出、浦里、大清水、片平、神の倉、熊の前、黒石、小坂、常安、滝ノ水、戸笠、徳重、長根台、鳴子、鳴海東部、桃山
	分室	☎ 877-9001	FAX 877-8841	
	緑区南部いきいき支援センター	☎ 624-8343	FAX 624-8361	相原、有松、大高、大高北、大高南、桶狭間、太子、鳴海、南陵、東丘、平子、緑
名東区	名東区北部いきいき支援センター	☎ 726-8777	FAX 726-8776	猪高、猪子石、香流、北一社、引山、藤が丘、平和が丘、本郷、豊が丘、蓮来
	分室	☎ 771-7785	FAX 771-7702	
	名東区南部いきいき支援センター	☎ 720-6121	FAX 720-5400	梅森坂、上社、貴船、極楽、高針、西山、前山、牧の原、名東
天白区	天白区東部いきいき支援センター	☎ 809-5555	FAX 385-8451	相生、植田、植田北、植田東、植田南、しまだ、高坂、原、平針、平針北、平針南
	分室	☎ 808-5400	FAX 808-5322	
	天白区西部いきいき支援センター	☎ 839-3663	FAX 839-3665	大坪、表山、天白、野並、八事東、山根